

遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第三十八條 統制組合ハ一定地區ニ於テ産業ノ種類別ニ之ヲ設立ス

前項ノ地區ハ特別ノ場合ヲ除クノ外道府縣又ハ二以上ノ道府縣ノ區域ニ依ル

第三十九條 統制組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一 當該地區内ノ當該産業ニ於ケル生産及配給ニ關スル統制指導其ノ他組合員ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル統制指導
- 二 當該地區内ニ於ケル當該産業ノ整備確立
- 三 技術ノ向上、能率ノ増進、經理ノ改善其ノ他組合員ノ當該産業ニ屬スル事業ノ發達ニ關スル施設
- 四 當該地區内ニ於ケル當該産業ニ關スル調査及研究
- 五 組合員ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル検査
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外統制組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第四十條 統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトス

- 一 當該地區内ニ於テ當該産業ヲ營ム者
- 二 當該地區内ニ於テ當該産業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル團體
- 三 第一號ニ掲グル者及前號ニ掲グル團體ヲ以テ組織スル團體又ハ前號ニ掲グル團體ヲ以テ組織スル團體
- 第四十一條 主務大臣統制組合ヲ設立セシメントスルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ地區ヲ定メ前條ノ規定ニ依リ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ統制組合ノ設立ヲ命ズベシ

第四十二條 統制組合ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 地區
- 四 事務所ノ所在地
- 五 組合員ニ關スル規定
- 六 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 七 役員ニ關スル規定
- 八 會議ニ關スル規定
- 九 會計ニ關スル規定

第四十三條 統制組合ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

理事長一人 理事若干人 監事若干人 評議員若干人

統制組合ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副理事長二人以内ヲ置クコトヲ得

第四十四條 理事長ハ統制組合ヲ代表シ當該産業ノ統制指導其ノ他ノ組合事務ヲ總理ス

理事長ハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ當該統制組合ノ所屬スル統制會ノ會長之ヲ命ズ當該統制組合ノ所屬スル統制會ナキトキハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

前項前段ノ規定ニ依リ理事長ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十五條 第十三條第二項第四項乃至第六項及第十四條第三項乃至第五項ノ規定ハ統制組合ノ副理事長、理事、監事及

評議員ニ之ヲ準用ス

第四十六條 統制組合ノ役員ノ任期ハ左ノ通トス

理事長三年 副理事長三年 理事三年 監事二年 評議員二年

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ副理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十七條 統制會ノ會長ハ當該統制會ノ會員タル統制組合ノ理事長ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス行政官廳ノ處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他當該産業ノ統制運營上理事長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十八條 統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得

第二十八條乃至第三十條ノ規定ハ前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス

第四十九條 統制組合ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五十條 第八條第二項、第十條、第十一條、第十七條乃至第二十六條、第二十八條乃至第三十四條、第三十五條第一項第二項及第三十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣又ハ關係各大臣トアルハ第八條第二項、第十條第二項及第三十六條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳トス

第四章 雜 則

第五十一條 第十七條第二項、第三十一條第一項及第三十二條（各前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三十三條（前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本條及第五十二條ニ於テ同ジ）中關係各大臣、行政官廳又ハ主務大臣トアルハ當該諮問、報告、臨檢検査又ハ命令ガ軍事上ノ必要ニ基ク場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス
陸軍大臣又ハ海軍大臣第三十三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスルトキハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣ニ協議スベシ

第五十二條 當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣第三十三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令ガ軍事上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ

第五十三條ノ二 第五十一條第一項、前條、第五十三條第一項第二項、第五十四條及第五十五條ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣又ハ所管大臣トアルハ地方鐵道事業及軌道事業ノ統制會ニ關シテハ鐵道大臣トス但シ第二十四條、第二十七條、第三十三條、第三十四條第一項（會計ニ關スル場合ヲ除ク）及第五十一條第二項中主務大臣又ハ所管大臣トアルハ軌道事業ニ關スル事項ニ付テハ鐵道大臣及內務大臣トス

第五十三條 第五十一條第一項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣、關係各大臣又ハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島（以下外地ト稱ス）ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

第七條各號ノ一ニ該當スル者ニシテ内地ニ在ルモノト同條各號ノ一ニ該當スル者ニシテ外地ニ在ルモノトヲ以テ組織スル

統制會ニ關スル場合ニ在リテハ本令中主務大臣、關係各大臣又ハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣トアルハ外地ノミニ關スル事項ニ關スル場合ニ限リ前項ノ規定ニ拘ラズ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

第二十二條中市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府邑面、臺灣ニ在リテハ市街庄、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ市町村稅トアルハ朝鮮ニ在リテハ國稅、臺灣ニ在リテハ市街庄稅、南洋群島ニ在リテハ地方費稅トシ百分ノ四トアルハ朝鮮ニ在リテハ百分ノ五トス

第三十八條中道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ洲又ハ廳、樺太及南洋群島ニ在リテハ支廳管轄區域トス
第二項ノ統制會ニ關スル場合ヲ除クノ外本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

第五十四條 主務大臣前條第二項ノ統制會ニ關シ左ニ掲グル處分ヲ爲サントスルトキハ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ニ協議スベシ

一 第七條ノ規定ニ依リ指定又ハ第十四條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ任命但シ第七條ノ規定ニ依リ指定ハ同條各號ノ一ニ該當スル者ニシテ外地ニ在ルモノヲ指定スル場合ニ限ル

二 第八條第一項、第三十三條又ハ第三十六條第一項ノ規定ニ依リ命令但シ第三十三條ノ規定ニ依リ命令ハ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ガ外地ニ於テ行フ事業ニ關スルモノナル場合ニ限ル

三 第八條第二項、第十四條第五項、第十五條第三項、第十六條、第二十條、第二十四條第一項又ハ第二十七條ノ規定ニ依リ認可但シ第二十條ノ規定ニ依リ認可ハ當該統制會ノ會員ニシテ外地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノニ對シ賦課金ヲ課スル場合、第二十七條ノ規定ニ依リ認可ハ當該統制會ノ會員タル法人又ハ會員タル團體ヲ組織スル法人ニシテ外地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノノ役員ノ解任ヲ命ズル場合ニ限ル

四 第三十五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ解任

- 第五十五條 朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官左ニ掲グル處分ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ニ協議スベシ
- 一 第五十三條第二項ノ統制會ニ對スル第三十三條ノ規定ニ依ル命令
 - 二 第五十三條第二項ノ統制會アル場合ニ於テ第四十一條ノ規定ニ依リテ爲ス當該産業ニ關スル統制組合ノ設立ノ命令
 - 三 第五十三條第二項ノ統制會ノ會員タル統制組合ニ對スル第五十條ニ於テ準用スル第三十六條第一項ノ規定ニ依ル命令
- 第五十六條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外統制會及統制組合ニ關シ必要ナル事項ハ關令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

(八) 企業許可令

企業の整備は大東亞戦争下愈々重要を加へて、政府は南方開發と並行してこれを斷行せんとの決意を固めてゐるが、企業整備を行ふ場合、その傍から續々新しい企業が生れたものでは百年河清を待つのと等しく、いつまでたつても目的の達成が困難である。ここに於て企業の整備を行ふ前提條件として、企業の新設を抑止することが絶對的に必要となる。企業許可令は、かかる目的に對應するために生れたものであり、企業整備令と本令とは表裏をなす關係にあるといへる。従つて本令は許可令といふ看板をかけてはゐるが、許可する場合は極めて例外的な場合に限り、原則として許可しない方針であるから、或は新規營業禁止令といつた方が適切であるかも知れない。

然らば如何なる業種について新規營業を許可しないのかといふに、それは閣令により指定されることになつてをり、既に商業二三八、工業二〇三、鑛業一、交通業一が指定事業となつた。また例外的に許可される場合については、農林、商工兩次官通牒として運營方針が示達されてゐる。即ち經濟違反者に對しては許可せず、また既に準備中のものは事情調査の上適當な措置を講じ、鑛工業は生産擴充上又は國民生活上必要缺くべからざるもので政府の必要と認められたもの外は許可しない。商業については全面的に許可しないが、國民生活上物資配給に支障を來たす恐れある場合に限つて許可する。その外傷痍軍人が他に生活の途なく自活をはかる必要がある場合、新興都市の勃興などにより新規配給機關を必要するに至つた場合、時局の要請により轉業したものが經濟事情の變化により原業に復歸しようとする場合等も例外的に許可されることになつてゐる。

本令の目的を達成するためには新規營業のみならず、他人に委託する場合も許可制にする必要がある。また許可を受けたものが事業場所を變更する場合も、それが無制限に變更されると統制上著しい障礙を生ずるので等しく許可を要することとした。それに對し相續の場合はその性質上許可を要せず届出を以て足りる定めである。また企業の新設ではなくても、現在ある事業場を矢鱈に新設擴張するやうな事態が起ると、本令の目的とする實質的な効果を減殺する恐れがあるので、これまた許可を要することとなつてゐる。

本令の運用により企業の新設が抑制されれば、勞働力が中小商工業方面に流れるのもそれだけ防止出来るわけであるから、緊迫した勞務需給對策の上に持つ意義も大きい。何となれば大企業は臨時資金調整法により新設擴張を完全に統制されるから、本令の對象とする企業は實際上中小企業なのである。臨時資金調整法のみならず、

他の事業法によつてほぼ同一内容の許可があれば重ねて本令による許可手続を受ける必要はない。
本令により許可を行ふものは大部分は地方官廳であるが、統制會が整備される場合は主務大臣の指定により許可の権限を與へられ、それにより事務の簡易化と能率化を圖ることが考へられる。

要するに本令は企業の新設を阻止するといふいはば消極的な意味を持つものであるが、資本主義的觀念の基柱をなす營業自由の原則がこれにより殆ど抹消されたといふことは、看過出来ない重要意義を包蔵するといふべきであらう。また多年小賣業に關して唱道された小賣業免許制は、より一般化された形でここに現れたと見ることが出來、かかる劃期的立法の成立を見るにつけても戦時ならではの感が深い。

本令に基く閣令省令——企業許可令施行規則(閣令第二十八號)昭和十六年十二月十一日公布、同十三日施行、
改正十七年一月三十一日第二號。

旅行轉業企業許可令施行細則(鐵道省令第十八號)十六年十二月二十四日公布、同日施行。
醫藥品關係企業許可令施行細則(厚生省令第六十九號)十六年十二月二十六日公布、同日施行。

企業許可令 (昭和十六年十二月十一日) (勅令第八十四號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十六條ノ規定ニ基ク事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ制限及國家總動員法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク事業ノ開始又ハ委託ニ關スル命令ハ別ニ定ム

ルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ハ國民經濟ノ總力發揮ニ資スル爲企業ノ整備統制ノ基礎ヲ確立スルコトヲ目的トス

第三條 閣令ヲ以テ指定スル事業(以下指定事業ト稱ス)ヲ開始セントスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可又ハ重要産業團體令ニ依ル統制會ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ(以下指定統制會ト稱ス)ノ承認ヲ受クベシ
前項ノ許可又ハ承認ハ工場、事業場、店舗其ノ他ノ事業ヲ行フ場所(事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ事業ニ付テハ事業ヲ行フ區域ヲ含ム)毎ニ之ヲ爲ス但シ主務大臣別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
行政官廳又ハ指定統制會必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可又ハ承認ニ條件ヲ附スルコトヲ得

第四條 指定事業ヲ行フ者其ノ事業ヲ他人ニ委託セントスルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可又ハ指定統制會ノ承認ヲ受クベシ

第五條 相續人ガ被相續人ノ行フ指定事業ヲ承繼シタルトキハ相續人ハ第三條ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス但シ主務大臣別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ相續人ハ主務大臣ノ定ムル期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラズ其ノ承繼シタル事業ヲ行フコトヲ得
前項ニ掲グル相續人前項ノ期間内ニ第三條ノ許可又ハ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

第一項ノ場合ニ於テハ相續人ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スベシ

第六條 指定事業ニ屬スル設備ニシテ主務大臣ノ指定スルモノノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可又ハ指定統制會ノ承認ヲ受クベシ

第七條 指定事業ノ指定アリタル際現ニ其ノ事業ヲ行フ者又ハ其ノ相續人ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ閣令ノ定

ムル所ニ依リ其ノ事業ヲ行フ旨ヲ行政官廳ニ報告スベシ

第八條 指定事業ヲ行フ者其ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ廢止シタルトキ又ハ其ノ事業ヲ他人ニ委託シタル場合ニ於テ其ノ委託終了シタルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スベシ

第九條 本令ニ依リ許可又ハ承認ヲ要スベキ事項ニ付他ノ法令ニ依ル行政官廳ノ許可、認可其ノ他ノ處分アリタルトキハ本令ニ依ル許可又ハ承認アリタルモノト看做ス

前項ノ他ノ法令ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定事業ヲ行フ者ヨリ其ノ事業ニ關スル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十一條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

附則

本令ハ昭和十六年十二月十三日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年十二月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

(九) 企業整備令

企業の整備、即ち整理統合は支那事變以來の我が戦争經濟に於て中心的問題となつて今日に至つた。否それより遙かに以前から、中小商工業の整理なる名の下に朝野の注目を集めてをり、まことにその由來するところ極めて深い點に、この問題の解決困難なことが示唆されてゐる。

戦争經濟に於ては限られた資財、勞力を最も能率的に企業に配分して、生産力の最高發揮を圖らなければならぬ。従つて劣弱企業は優秀企業に比し窮地に置かれ、特に必要原料の獲得に於て著しく不利となることは免れない。このことは軍需轉換を要請される平和産業は勿論のこと、軍需産業に於ても同様である。しかるに我國の産業にあつて數的に重要地位を占める中小企業は概して技術の精度低く、能率また大企業に比し優秀とはいへない。従つて企業整備は中小企業について特に要請されて來るが、必ずしも中小企業に限られず、大企業についてもその態勢を整へる必要があることは戦争經濟の現實からしていふまでもない。

政府はかかる企業整備の必要に基き、業種別に整備方針を示して實行しつつあるが、整備に當つては出来るだけ業者の自主的措置に俟ち、その自發的行動によつて行ふことが理想である。父祖傳來の家業、多年辛苦の事業を手放すことは本人にとつて容易のことでない。従つてその立場に充分の同情と理解を持ち、かりそめにも力によつて押し付ける如きは避けなければならないが、しかも場合によつては全體の企業整備の進捗を圖るために涙

を呑んで権力により強行する必要も生れるであらう。かかる際に備へ、傳家の寶刀として命令によつて適當な措置を講じ得るやうにしておくことが要請されるが、企業整備令は正にこの目的から生れたのであり、それにより積極的に企業整備を施行するといふより、最後の場合に使ふ奥の手として睨みを利かせるところに主たる存在價值がある。

本令の目指すところはこれにとどまらない。一業種全體の企業整備を計画的に實施するやうな場合でなくても特定の事業なり設備なり權利なりを最も有効に活用するために、低能率の事業から高能率の事業へ移して運用させることが必要な場合がある。また逆に特定の事業の生産力を確保するために、事業、設備、權利等を他の不急不要の目的に使つたり、或は他の目的に使ふために讓渡その他の處分を行ふのを抑制することが必要な場合もある。本令はこれらの場合にも必要な處分をなし得る規定も設けてあり、相共に企業整備の全體的効果を確保することを期してゐる。

本令の適用を受ける業者の範圍は企業許可令のやうに特に具體的に明示せず、廣く商業及び鑛工業の全面にわたり物資の生産、修理、販賣、輸出、輸入又は保管の業を営むものといふことになつてゐる。従つて單に中小工業のみに限らず大企業にも及び、また特に必要ある場合は商業組合、工業組合、産業組合、住宅營團、産業設備營團、重要物資管理營團、國民更生金庫についても適用出来る。

本令に基く命令は一般命令と個別命令とがある。一般命令とは個々の企業に對するものではなく、事業全體に對し、消極的に特定の行爲を制限又は禁止することを主眼とし、その内容は第一に主務大臣の指定事業に屬する

設備又は權利が不急不要の企業部門へ讓渡その他の處分、出資、使用又は移動されることを抑止して當該事業の生産を確保するとともに、當該設備又は權利が有効に利用されることを目的とする。第二は同様の趣旨から事業全體の統制を目的として、主務大臣の指定事業の讓渡、廢止又は休止を制限禁止せんとするものである。これら一般命令は省令等の形で定められるが、現在これに類したものととして機械設備制限規則等があり、従つて本令による一般命令は、かういふ規定のない産業部門で必要に應じ發動されることにならう。

これに對し個別命令は特定の事業主とか特定の法人に對し、積極的に「或ることをせよ」といふ命令であり、それには次の種類がある。

- (一) 事業に屬する設備又は權利の讓渡、貸渡、讓受、借受の命令(第五條)
- (二) 事業に屬する設備又は權利の株式會社、株式合資會社、有限會社への出資の命令(第十一條)
- (三) 事業の委託、受託、讓渡、讓受、事業主たる會社の合併の命令(第十九條)
- (四) 事業の廢止又は休止命令(第二十二條)

これらの場合、目的の設備や權利に擔保權がついてゐる場合とか、讓渡等をする側で相當の債務を負擔してゐるやうな場合には、命令事項を實施した結果、擔保權者や債權者に不測の損害を與へる恐れがあるので、それらに對しては特に詳細な規定を設け、金融の圓滑を阻害しないやうに慎重配慮してある。また本令に基いて事業の廢止又は休止を命ぜられたものが損失を受ける場合は總動員法第二十七條の規定に基いて政府から補償するが、それ以外の場合は相手方があつて對價を得るのであるから損失補償の取扱ひはない。

要するに本令は頗る強大な権限を持ち、企業の整理合同はこれにより急激な展開を期待される。
本令に基く省令——企業整備令施行規則(商工・大藏・陸軍・海軍・司法・農林・逓信・厚生省令第一號)昭和十七年五月十三日公布、同十五日施行。

企 業 整 備 令

(昭和十七年五月十三日)
勅令第五百三三號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十六條ノ二ノ規定ニ基ク事業ニ屬スル設備又ハ權利(水ノ使用ニ關スル權利ヲ除ク以下同ジ)ノ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ニ關スル命令及國家總動員法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ合併若ハ解散ニ關スル命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ハ國民經濟ノ總力發揮ニ資スル爲企業ヲ整備シ又ハ之ガ爲事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ利用ヲ有效ナラシムルコトヲ目的トス

第三條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産(加工ヲ含ム以下同ジ)、修理、販賣、輸出、輸入又ハ保管ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ付一般的ニ當該事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡、廢止又ハ休止ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

前項ノ設備又ハ權利ハ主務大臣之ヲ指定ス

第四條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産、修理、販賣、輸出、輸入又ハ保管ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ付一般的ニ當該事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡、廢止又ハ休止ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル事業ヲ營ム法人ノ合併又ハ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第五條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産、修理、販賣、輸出、輸入若ハ保管ノ業ヲ營ム者(以下事業主ト稱ス)又ハ主務大臣ノ指定スル法人ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ貸渡ヲ命ジ又ハ事業主若ハ主務大臣ノ指定スル法人ニ對シ當該設備若ハ權利ノ讓受若ハ借受ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ他ノ法令ニ拘ラズ讓渡又ハ貸借ヲ爲スコトヲ得

第六條 前條ノ場合ニ於ケル讓渡又ハ貸借ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル

前項ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第七條 知レタル擔保權ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第五條第一項ノ規定ニ依ル讓渡又ハ讓受ノ命令アリタル場合ニ於テ當該擔保權ヲ消滅セシムルニ非ザレバ企業ヲ整備シ又ハ當該設備若ハ權利ノ利用ヲ有效ナラシムルコト困難ナルトキハ當事者ハ擔保權ノ處理ニ付擔保權者ニ協議スルコトヲ得

前項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣ハ讓渡又ハ貸借ニ關シ必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第八條 前條ノ規定ハ知レタル賃借權其ノ他ノ權利ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第五條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 讓渡ヲ受クル設備又ハ權利ニ付知レタル擔保權ノ存スル場合ニ於テ當該擔保權ガ第七條ノ規定ニ依リ消滅スルトキハ當該設備又ハ權利ノ讓渡價格ヲ支拂フベキ者ハ其ノ讓渡價格ヲ供託スルコトヲ要ス但シ同條ノ協議又ハ裁定ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ知レタル賃借權其ノ他ノ權利ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第五條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ當該擔保權者ハ供託金ニ對シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第十條 主務大臣ハ第五條第一項ノ規定ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ讓渡又ハ貸渡ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第六條ノ協議又ハ決定前ト雖モ當該設備ヲ占有スル者ニ對シ必要ナル事項ヲ指定シテ當該設備ノ讓受又ハ借受ヲ爲スベキ者ニ當該設備ヲ使用セシムベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ當該設備ヲ讓受又ハ借受ヲ爲スベキ者ヲシテ相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ供託シタルモノノ處理ニ付テハ第六條ノ協議又ハ決定ニ於テ必要ナル定ヲ爲スベシ

第十一條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備又ハ權利ヲ株式會社、株式合資會社又ハ有限會社ニ出資スベキコトヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テ主務大臣ハ出資ノ相手方タル會社ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五條第二項及第六條乃至第八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

出資スル設備又ハ權利ニ付知レタル擔保權ノ存スル場合ニ於テ當該擔保權ガ前項ニ於テ準用スル第七條ノ規定ニ依リ消滅スルトキハ當該擔保權者ハ出資ニ對シ割當テラレタル株式又ハ持分ノ上ニ質權ヲ有ス但シ同條ノ協議又ハ裁定ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

前項ノ質權ニ關シ必要アル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 事業ニ屬スル設備ニ付第五條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ當該設備ノ滅失、毀損其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ命令ニ應ズルコト能ハザルニ至ルベキトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ遲滯ナク之ヲ主務大臣ニ報告スベシ

前項ノ規定ハ事業ニ屬スル權利ニ付第五條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第十三條 第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ讓渡、貸渡又ハ出資ノ命令ヲ受ケタル者ハ讓渡、貸渡又ハ出資ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除クノ外主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該設備又ハ權利ヲ讓渡シ、貸渡シ其ノ他當該設備又ハ權利ニ關シ新ナル處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第十四條 第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者當該設備又ハ權利ニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十五條 事業ニ屬スル設備又ハ權利ニ關シ強制競賣手續、國稅徵收法ニ依ル強制徵收手續、土地收用法ニ依ル使用若ハ收用ノ手續又ハ國家總動員法第十條若ハ第十三條ノ規定ニ基キ使用若ハ收用ノ手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノノ進行中ナルトキハ其ノ進行中ニ限り當該設備又ハ權利ニ關シテハ第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十六條 工場財團又ハ鑛業財團ニ屬スルモノハ第七條(第十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ擔保權ノ消滅シタル場合ヲ除クノ外第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ讓渡又ハ出資アリタル後ト雖モ仍財團ニ屬スルモノトス

第十七條 主務大臣ハ第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ事業ニ屬スル設備又ハ權利ヲ讓渡又ハ出資シタル者ヲシテ第十八條ノ規定ニ依リ債務ノ承繼アリタル場合ヲ除クノ外讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ガ擔保權ノ實行ニ因リ受クルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得

讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ハ前項ノ規定ニ依リ供託セラレタルモノノ上ニ質權ヲ有ス

第十八條 主務大臣ハ第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡又ハ出資シタル者ヲシテ當該設備又ハ權利ヲ擔保トスル債務ヲ引續キ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認ムルトキハ國家總動員法第十八條ノ二ノ規定ニ基キ命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ヲシテ當該債務ノ全部又ハ一部ヲ承繼セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル承繼價格其ノ他ノ承繼ニ關スル條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル

第六條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ事業ノ委託、受託、讓渡若ハ讓受又ハ事業主タル會社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得

第五條第二項、第六條乃至第十條及第十二條乃至前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡又ハ讓受ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第五條第二項及第六條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ事業ノ委託若ハ受託又ハ會社ノ合併ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條 第六條（第十一條第二項、第十八條第三項及前條第二項第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ協議若ハ決定、第七條（第八條、第十一條第二項及前條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ協議若ハ決定又ハ第十八條ノ協議ニ基キ會社ガ事業ノ讓渡、合併其ノ他當該協議、決定又ハ裁定ニ於テ定メラレタル事項ノ實行ヲ爲サントスルニ付株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等ヲ必要トスル場合ニ於テ其ノ決議、同意等ヲ得ルコト能ハザルトキハ會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ當該事項ノ實行ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 本令ニ規定スルモノノ外第六條（第十一條第二項、第十八條第三項及第十九條第二項第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ決定及第七條（第八條、第十一條第二項及第十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ裁定並ニ第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ命ジタル場合及第十九條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於ケル讓渡又ハ出資シタル者ノ負擔スル債務ノ承繼及擔保ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ事業ノ全部又ハ一部ノ廢止又ハ休止ヲ命ズルコトヲ得
第五條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ因ル通常生ズベキ損失トス

前項ノ規定ニ依ル損失補償請求ノ時期ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ事業主、第五條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル法人其ノ他關係者ヨリ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十五條 主務大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）又ハ當該主務大臣ノ所轄スル官衙ノ長ニ委任スルコトヲ得

前項ノ規定中地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）ニ關スル規定ハ樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

第二十六條 第五條、第六條（第十一條第二項及第十八條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第七條（第八條及第十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十條乃至第十四條、第十七條、第十八條、第二十條（事業ノ委託、受託、讓渡、讓受及會社ノ合併ニ關スル場合ヲ除ク）及第二十四條中主務大臣トアルハ軍事上特ニ必要アル設備又ハ權利ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣、他ノ大臣、所管大臣又ハ當該大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

前條中地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長トス

第二十七條 主務大臣本令ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該設備若ハ權利ノ屬スル事業又ハ當該事業ガ他ノ大臣ノ

所管ニ屬スルモノナルトキハ當該所管大臣ニ協議スベシ但シ陸軍大臣又ハ海軍大臣軍機保護上特ニ必要アル設備又ハ權利ニ付命令ヲ爲サントスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 主務大臣本令ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令ガ軍事上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ
 主務大臣本令ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該事項ガ他ノ法令ニ基キ他ノ大臣ノ許可、認可、承認、免許等ヲ要スルモノナルトキハ當該大臣ニ協議スベシ

附 則

本令ハ昭和十七年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十七年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

8 電力關係勅令

(一) 電力調整令

電力が戦争經濟の支柱であり、生産力擴充の基礎をなすものであることはいふまでもないが、戦争經濟の重點化に即應して、電力需給の統制を強化し、重點的に消費を規正すると共に、電力の開發、電力の擴充をはかり、國家目的を達成するため一元的に統制するには、從來の法令では不備の點が少くないので、國家總動員法第八條の規定に基いて電力調整令を制定して法令の整備を期したものである。

戦時に於ける電力は、これを重點化することが絶対必要であるが、これがためには消費者一般に對し一定の地域、期間、用途を指定して、電力の消費を制限又は禁止し得ることとし、同時に電力供給業者をして、これに呼應協力せしめ、電流の遮斷その他適當なる方法をとらしめるやう措置を講じ得ることとしたのである。

次に國防産業に對する電力の供給力を増加せしめ、積極的優先的配給を確保せしめるため、電力供給業者に對し、必要とする電力の供給を要求し、その相互融通を可能ならしめるため電力の供給又は受入を命じ、他方、不急不要の用途に對しては、電力の供給を抑へ又は禁止し得ることとしてある。同時にまた、電力供給業者のみで

なく、發電又は送電設備を有する電鐵業者及び自家用電氣工作物施設者に對しても、電力の生産、供給、又は輸送を命じ得ることとしたのである。

而して、國家の命令により、電力供給業者が、電力の供給又は受入をなす場合には、それに要する設備を施設する工事を行ふが、かかる場合には當該工事費は、命令を受けた電氣供給業者が負擔するのが通例であるが、その工事が第三者に電力を供給する必要のためになされた場合には、その費用は第三者との間に於て公平に分擔せしめることとしてゐる。

さらに、國家の危急に當つて、可及的速かに電力動員を必要とするときは、電氣事業者又は自家用電氣工作物施設者をして、その所有してゐる電氣機械、器具、その他の裝置を、他のより適當なる業者に賃貸又は讓渡せしめて最大効率を發揮し得る如くし、その際、賃貸又は讓渡の價格は、當事者の協議によらしめ、もし協議が調はぬ場合は、逓信大臣の裁定によつて決定されることとしてゐる。

最後に、國家の命令により、電力供給業者、電鐵業者及び自家用電氣工作物施設者が、配電、受電、又は設備器具の賃貸、讓渡により損失を生じたるときは、これを國家に於て補償することとしてゐる。

本令に基く省令——電力調整令施行規則（逓信省令第四十六號）昭和十四年十月十八日公布、同二十日施行、
改正十六年五月三十一日第五十六號、十七年一月十日第三號。

電力調整令（昭和十四年十月十八日勅令第七百八號）

第一條 國家總動員法第八條ノ規定ニ基ク電力ノ生産、配給又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ電氣事業者トハ電氣事業法第一條若ハ朝鮮電氣事業令第一條ニ掲グル事業ヲ營ム者又ハ樺太ニ於テ一般ノ需要ニ應ジ電氣ヲ供給スル事業ヲ營ム者、電氣供給事業者トハ電氣事業法第一條第一號第三號若ハ朝鮮電氣事業令第一條第一號第三號ニ掲グル事業ヲ營ム者又ハ樺太ニ於テ一般ノ需要ニ應ジ電氣ヲ供給スル事業ヲ營ム者、電氣鐵道事業者トハ電氣事業法第一條第二號又ハ朝鮮電氣事業令第一條第二號ニ掲グル事業ヲ營ム者、自家用電氣工作物施設者トハ電氣事業法第三十條第一項若ハ朝鮮電氣事業令第三十三條第一項ノ規定ニ基キテ讓スル命令ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シ若ハ認可ヲ受ケテ強電流電氣工作物ヲ施設シタル者又ハ樺太ニ於テ電壓十ボルト以上ノ自家用電氣工作物ヲ施設シタル者ヲ謂フ

第三條 逓信大臣ハ電力ノ消費者ニ對シ一般的地域、期間、用途又ハ其ノ他ノ事項ヲ指定シテ電力ノ消費ヲ制限若ハ禁止シ又ハ其ノ制限若ハ禁止ノ爲必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

電氣供給事業者ハ前項ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令アリタル場合ニ於テハ電力ノ供給ニ關シ適當ナル措置ヲ講ジ當該事項ノ實施ヲ圓滑ナラシムルコトヲ旨トスベシ

第四條 逓信大臣ハ電氣供給事業者ニ對シ當該供給事業ニ關シ電力ノ供給若ハ受入ヲ命ジ又ハ電力ノ供給ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得

逓信大臣ハ電氣供給事業者ニ對シ前項ノ規定ニ依ル命令、制限又ハ禁止ノ爲當該供給事業ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條 逓信大臣ハ發電設備ヲ有スル電氣鐵道事業者若ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ當該設備ニ依ル電力ノ生産若ハ遞

信大臣ノ指定スル者ニ對スル供給ヲ命ジ又ハ送電設備ヲ有スル電氣鐵道事業者若ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ當該設備ニ依ル電力ノ輸送若ハ遞信大臣ノ指定スル者ニ對スル供給ヲ命ズルコトヲ得

遞信大臣前項ノ規定ニ依ル命令事項ノ實施ノ爲必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル電氣鐵道事業者又ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ其ノ有スル電氣工作物ニ付修理其ノ他ノ事項ヲ命ズルコトヲ得

第六條 第四條第二項又ハ前條第二項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲ス場合ニ於テ遞信大臣必要アリト認ムルトキハ命令事項ノ實施ノ爲必要ナル工事費用ノ負擔其ノ他ノ事項ニ關シ關係ノ電氣事業者、自家用電氣工作物施設者又ハ電力ノ供給ヲ受クル者ニ對シ協議ヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ遞信大臣ノ裁定スル所ニ依ルベシ

第七條 遞信大臣必要アリト認ムルトキハ電氣事業者又ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ電氣機械器具其ノ他電氣ニ關スル用品又ハ裝置ノ貸借又ハ讓渡ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令アリタル場合ニ於テハ賃貸料、讓渡價格其ノ他ノ事項ニ關シ當事者間ニ於テ協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ遞信大臣ノ裁定スル所ニ依ルベシ

第八條 遞信大臣ハ第三條第一項若ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ第三條第一項、第四條第一項若ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ電氣供給事業者又ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ對シ電氣料金其ノ他供給條件ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 遞信大臣ハ電氣事業者又ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ本令ニ依リテ爲ス制限、禁止又ハ命令ノ通達ニ付事業主ニ代ルベキ管理人ノ選任ヲ命ズルコトヲ得

第十條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第四條、第五條又ハ第七條第一項ノ規定ニ依ル處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ處分ガ期間ヲ指定シテ爲サレタルモノナルトキハ當該期間終了後、其ノ他ノモノナルトキハ處分事項ノ實施終了後之ヲ請求スベシ但シ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ於テ之ヲ請求スルコトヲ得

第十一條 遞信大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ電力ノ生産、配給若ハ消費ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ電氣工作物ヲ施設シタル場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十二條 遞信大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ遞信局長又ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ委任スルコトヲ得

第十三條 本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付行政官廳ノ諮問ニ應ズル爲電力調整委員會ヲ置ク

第十四條 遞信大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣ニ協議スベシ

第十五條 本令中遞信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官トシ遞信局長又ハ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府遞信局長又ハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣總督府交通局總長又ハ州知事若ハ廳長トス

第十六條 第十三條及第十四條ノ規定ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 配電統制令

高度國防國家確立の戰爭經濟の再編成を行ふに當つて、電氣事業が重要部門をなしてゐることはいふまでもない。電力の國家生産力に對する重要性和戰爭下に於ける資材不足といふ點よりみれば、先づ第一に設備の合理化とその活用、第二に現有設備の最高度の能率發揮、第三に不足せる電力を重點的に動員して國防生産力を確保せしめること、第四に一旦緩急ある際統制ある緊急措置が講じ得られる體制を確立して置くことが絶対必要である。然るに設備の合理化、活用とは重複施設の撤去及びその活用が主たるものであり、また現有設備の最高能率の發揮とは、地域的に孤立せる電力系統を大電力網に連絡すること、並びに電力潮流の是正等であるが、これらは企業の統合による他に途はない。更に電力動員については、發送電管理後の配電事業は電力設備の末端に割據し、その立場は電力經濟全體を考慮し得る餘地がなく、局部的な收支差益の増大をのみ考慮すべき立場に置かれてゐる。これは民營と公營とを問はない。この結果として、電力は高料金の需要に流れて行く傾向を生ずるが、高料金の電力需要は生産力擴充への用途よりは、不急不要の用途が多い。従つて眞に國防國家を確立するためには、電力の重點的動員がなされなければならぬが、従前の機構ではその成果を期待し得ない。まして一旦緩急ある際の迅速果敢且つ重點的の復舊をはかる場合に、部分的利益を代表する對立者に、その人員と資材とを委託することはできない。要するに配電事業は、その組織と性格とを轉換して、戰爭經濟の單位として再編成されねばならぬ。

配電統制令は、かかる國家の要請に基いて制定されたもので、日發改正法、電力管理法等の諸法と共に、第二次電力管理の中核をなすもので、その規模の大なる點に於て劃期的な法令といつても過言ではなからう。

従つて配電統制令の主眼とするところは、國家の戰爭經濟に即應する體制の整備に置かれ、具體的には全國四百餘に及ぶ配電事業を整理統合し、全國八つの配電特殊會社を設立し、配電事業そのものに、強力なる國家意思を滲透せしめ、従來の如き自由主義的性格を拂拭せしめんとする點に置かれてゐるのである。

全國四百餘の配電事業の統合に關しては、逓信大臣は一定數の配電業者に對して、新配電會社設立の命令を發すると共に、電鐵業者の如く配電事業を經營してゐるものに對しては出資命令が發せられるのである。

然らば配電統合の具體化はどうかといふと、逓信省では、全國配電地區を八つに區分し、各地區ごとに新特殊配電會社を設立せしめることになつてゐる。即ち昭和十六年四月に決定された電力國策實施要綱に基き、全國を北海道、東北、關東、中部、近畿、中國、四國、九州の八地區に分けて全國八つの配電特殊會社を設立することになつてゐる。ところが中部配區に限り、地域上並びに従來の經緯によつて、暫定的に北陸、東海の二地區に分けることとしてゐるので、配電特殊會社は當分は全國九社である。

配電事業の統合方法は、合併または出資、或は兩者併用によつて行ひ、合併による場合は、舊配電會社は解散し、出資による場合は、出資設備以外の財産及び負債の處理については設立委員會の決定により、新配電會社に承繼すべきものは逓信大臣の認可を得て承繼し、承繼することが不適當と認められる資産は統合前に於て出來る

だけ分離し、新配電會社に純粹の形で統合されることを理想としてゐる。

評價の方法に關しては、日發への出資の場合は、建設費と収益金の合計を二分したものを基準にすべく法律に規定されてゐるが、配電統合の評價方法は、各地區の設立委員會の自發的創意に俟つこととしてゐる。各地區の總體に於ける基準は、建設費を一とし、収益率を二とし、その合計を三で除する算出方法をとることとされてゐる。これは設備を主とする發送電設備の出資と異なり、収益に重點を置いてゐるからである。

新特殊配電會社の配當保證は、發送電の場合と異なり認められてゐないが、配電會社は七分の配當を行ふものとみられ、更に日發から配電會社への卸賣料金を操作することによつて、間接的な配當保證を狙つてゐる點は注目される。

配電統合に關し問題となる公營配電事業、電鐵業兼營の配電事業の新配電會社への統合に關しては、その特殊事情を考慮して、公營に對しては今後十年間既往の配電収入の九割五分、電鐵に對しては今後五年間その九割を確保せしめるため、配電會社よりの配電収入の不足分は、公營には公納金、電鐵には交附金の形式で新配電會社より補償することになつてゐる。

新配電會社について注意すべきことは、これに對する逓信大臣の權限が頗る廣範圍に賦與されてゐることである。日發改正法では、總裁、副總裁は政府の任命であり、理事は株主總會に於て選舉しそれを政府が任命することとなつてゐる。然るに新配電會社の社長、副社長、理事及び監事は、逓信大臣の認可事項となつてゐる。この役員の就任については一應民意を尊重してゐるが、役員の解任については頗る廣範圍の權限を逓信大臣に賦與し

てゐる。逓信大臣は、新配電會社の役員が行爲が、法令に基いてなす處分若しくは定款に違反する場合は勿論、役員がその職務を行ふために適當ならずと認められた場合は、いつでも役員を解任し得ることになつてゐる。従つて役員が具體的積極的に、法令に基いてなす處分または定款に違反した場合は勿論のこと、統制の進展につれ、役員たるに不適當と認められた場合は、直ちに解任し得るわけで、官民一體の實を人的構成に於て擧げんと企圖してゐることがみられる。

本令に基く省令——配電統制令施行規則(逓信、司法省令第一號)昭和十六年八月三十日公布、同日施行。

配電統制令に依る出資會社の清算に關する件(逓信、司法省令第一號)十七年二月九日公布、同日施行。

配電統制令第四十五條の規定に依る鐵道抵當及軌道抵當取扱に關する件(鐵道省令第十四號)十六年九月十五日公布、同日施行。

配電統制令第四十六條第一項の供託事務は株式會社日本興業銀行をして取扱はしむるの件(司法省令第十二號)十七年三月十九日公布、同四月一日施行。

配電統制令

(昭和十六年八月三十日
勅令第八百三十二號)

第一條 國家總動員法第十六條ノ二ノ規定ニ基ク電氣供給事業設備ノ出資等ニ關スル命令、同法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク

電氣供給事業ノ讓渡又ハ電氣供給事業ヲ營ム會社ノ合併若ハ解散ニ關スル命令、同法第十八條ノ規定ニ基テ配電事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル株式會社（以下配電株式會社ト稱ス）ノ設立ニ關スル命令及配電株式會社ニ關スル事項、同法第十八條ノ二ノ規定ニ基テ電氣供給事業ヲ讓渡シ又ハ電氣供給事業設備ヲ出資シタル者ノ負擔スル債務ノ承繼及其ノ擔保ノ處理ニ關スル事項、同法第十八條ノ三ノ規定ニ基テ電氣供給事業ノ讓渡、電氣供給事業設備ノ出資又ハ配電株式會社ニ付テノ課税標準ノ計算ニ關スル特別ノ設定又ハ租税ノ減免竝ニ同法第十九條ノ規定ニ基テ配電株式會社ノ電氣料金ニ關スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 遞信大臣ハ電氣供給事業ヲ營ム者ニ對シ配電株式會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ於テハ配電株式會社ト爲ルベキコト又ハ電氣供給事業設備ヲ出資スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三條 遞信大臣前條ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ當該事業者ニ對シ左ノ事項ヲ記載シタル命令書ヲ交付スベシ

- 一 設立スベキ配電株式會社ノ商號及配電區域
- 二 配電株式會社ト爲ルベキ株式會社ノ商號
- 三 電氣供給事業設備ヲ出資スベキ者ノ名稱
- 四 出資スベキ電氣供給事業設備ノ範圍
- 五 配電株式會社ヲ設立スベキ期限
- 六 其ノ他必要ト認ムル事項

遞信大臣前條ノ命令ヲ爲シタルトキハ前項第一號乃至第五號ニ掲グル事項ヲ公告スベシ

第四條 第二條ノ命令ヲ受ケタル者（以下受命者ト稱ス）ニシテ配電株式會社ト爲ルベキコトヲ命ゼラレタル株式會社（以下指定會社ト稱ス）ハ本令ニ依リ配電株式會社ト爲ルコトヲ得

指定會社以外ノ受命者ハ配電株式會社設立ノ爲他ノ法令ニ拘ラズ當該事業ニ屬スル電氣供給事業設備ノ出資ヲ爲スコトヲ得

第五條 受命者ハ設立委員ヲ選任シ遞信大臣ノ認可ヲ受クベシ

設立委員ハ配電株式會社ノ設立ニ關スル事務ヲ處理スベシ

遞信大臣ハ前項ノ事務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第六條 設立委員ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ作り受命者ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

- 一 配電株式會社ノ商號、資本ノ總額、一株ノ金額及本店ノ所在地
- 二 配電株式會社ト爲ルベキ株式會社ノ商號
- 三 配電株式會社ノ發行スベキ株式ノ種類、數及拂込金額竝ニ指定會社ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項
- 四 指定會社ノ株主ニ支拂ヲ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定
- 五 第二條ノ命令ニ基キ出資ヲ爲ス者ノ名稱、出資ノ目的タル財產、其ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ種類及數
- 六 配電株式會社ノ成立後ニ讓受クルコトヲ約シタル財產、其ノ價格及讓渡人ノ名稱
- 七 配電株式會社ヲ設立スベキ時期
- 八 各受命者ニ於テ承認ヲ爲スベキ期日
- 九 其ノ他必要ト認ムル事項

前項ノ承認ハ受命者ガ株式會社ナル場合ニ於テハ商法第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ前項ノ書面ノ要領ハ同法第二百三十二條ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

設立委員第一項ノ承認ヲ得タルトキハ遞信大臣ノ認可ヲ受クベシ

遞信大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ第一項第三號乃至第五號ニ掲グル事項ニ付テハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經ベシ

設立委員ハ第三項ノ認可アリタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ受命者ニ通知スベシ

第七條 商法第四百十六條第三項及第四項ノ規定ハ配電株式會社設立ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ同條第三項ニ於テ準用スル同法第三百七十七條第一項但書及第三百七十八條第一項但書（同法第三百七十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）中三月トアルハ一月トス

第八條 設立委員ハ第六條第三項ノ認可アリタルトキハ定款ヲ作成シ遞信大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ定款ニハ商法ニ規定スル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ

一 指定會社ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項 二 指定會社ノ株主ニ支拂ヲ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定 三 指定會社ノ財産ノ概況

第九條 前條第一項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總株式ヨリ指定會社ノ株主及第二條ノ命令ニ基キ出資ヲ爲ス者ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第十條 株式申込證ニハ商法第七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事項ノ外第八條第二項各號ニ掲ゲル事項及定款認可ノ年月日ヲ記載スベシ

第十一條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ逓信大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第十二條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク第一回ノ拂込及出資ノ目的タル財産ノ全部ノ給付ヲ爲サシムベシ

第十三條 第七條ニ規定スル手續ヲ終了シ前條ノ拂込及現物出資ノ給付アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

創立總會ノ決議ハ配電株式會社ノ株式ノ引受人及配電株式會社ノ株式ノ引受ヲ爲サザル指定會社ノ株主ノ合計ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル者出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第十四條 創立總會ニ於テハ第二十八條ニ規定スル役員ヲ選任シ逓信大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十五條 設立委員ハ創立總會終結シタルトキハ其ノ事務ヲ配電株式會社社長ニ引渡スベシ

第十六條 指定會社ハ配電株式會社ノ成立ニ因リ之ニ吸收セラルルモノトシ指定會社ノ權利義務(指定會社ガ其ノ電氣供給事業設備ニ付電氣事業法ニ依ル許可又ハ認可ニ基キ有スル權利義務及河川、湖若ハ沼ノ使用又ハ道路其ノ他土地ノ占用若ハ使用ニ關シ行政廳ノ許可、承認其ノ他ノ處分ニ基キ有スル權利義務ヲ含ム)ハ配電株式會社ニ於テ之ヲ承繼ス

第二條ノ命令ニ基キ配電株式會社ニ出資セラルル電氣供給事業設備ニ付當該受命者ガ電氣事業法ニ依ル許可又ハ認可ニ基キ有スル權利義務、河川、湖若ハ沼ノ使用又ハ道路其ノ他土地ノ占用若ハ使用ニ關シ有スル權利義務及電氣供給契約ニ基

キ有スル權利義務ハ配電株式會社成立シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ配電株式會社之ヲ承繼ス

第十七條 第二條ノ命令ニ基キ設備ノ出資アリタル場合及前條ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 受命者第三條第一項ノ命令書ノ交付ヲ受ケタル後出資ノ目的タル事業設備若ハ指定會社ノ事業設備ノ現狀ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ若ハ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第十九條 第十六條第一項ノ場合ニ於ケル指定會社ヨリ配電株式會社ヘノ有價證券ノ移轉ニ付テハ有價證券移轉稅ヲ免除ス

第二十條 會社ガ第二條ノ命令ニ基キ配電株式會社ニ出資ヲ爲シタルトキハ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ノ價額ニ關シ出資ヲ爲シタル營業年度ニ於ケル法人稅法ニ依ル所得、營業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算ニ付命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第二十一條 商法第六十七條、第八十一條及第八十五條ノ規定ハ配電株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ

第二十二條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外配電株式會社ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 第二條ノ命令ニ基キ出資ヲ爲シタル爲解散シタル會社ノ清算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 配電株式會社ハ一定區域内ニ於ケル配電事業ノ統制ノ爲配電事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

配電株式會社ハ逓信大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ニ定ムルモノノ外附帶事業ヲ營ムコトヲ得

第二十五條 配電株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

第二十六條 逓信大臣ハ電氣供給事業ヲ營ム者ニ對シ配電株式會社ヘノ合併、事業ノ讓渡又ハ電氣供給事業設備ノ出資ヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テ逓信大臣ハ當該合併、讓渡又ハ出資ノ相手方タル配電株式會社ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズル

コトヲ得
前項ノ場合ニ於ケル合併條件又ハ譲渡價格、出資價格其ノ他ノ事項ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ逓信大臣
之ヲ裁定ス

前項ノ協議ハ逓信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
逓信大臣前二項ノ裁定又ハ認可ヲ爲サントスルトキハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第四條第二項、第十六條第二項、第十七條、第十八條、第二十條及第二十三條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス
前五項ニ定ムルモノノ外裁定並ニ之ニ依ル合併、譲渡及出資ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 商法第三百五十三條及第三百五十五條第二項ノ規定ハ前條第一項後段ノ命令ニ基ク配電株式會社ノ資本増加ニ
ハ之ヲ適用セズ

第二十八條 配電株式會社ニ役員トシテ社長、副社長、理事及監事ヲ置ク
第二十九條 社長ハ配電株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ配電株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス
監事ハ配電株式會社ノ業務ヲ監査ス

第三十條 配電株式會社ノ社長、副社長、理事及監事ハ第十四條ニ規定スル場合ヲ除クノ外株主總會ニ於テ之ヲ選任シ逓信
大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

社長及副社長ノ任期ハ四年、理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第三十一條 電氣事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間配電株式會社ノ役員ト爲リ又ハ其ノ給與
ヲ受クル事務ニ從事スルコトヲ得ズ但シ逓信大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 配電株式會社ノ社長、副社長及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ逓信大臣ノ
認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 配電株式會社左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ左ノ額トス但シ登録稅法ニ依リ算出シ
タル登録稅ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 設 立
金錢出資ニ依ル拂込株金額ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル拂込株金額ノ千分ノ一トノ合計額

二 第二十六條第一項ノ規定ニ依ル出資ニ因ル資本ノ増加
増資拂込株金額ノ千分ノ一

三 第二條第二項、第六條第一項第六號又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依ル出資、譲受又ハ譲渡ニ基ク不動産ニ關スル權
利ノ取得
不動産ノ價格ノ千分ノ三

配電株式會社ガ設立ノ登記ヲ受クルトキハ其ノ拂込株金額中指定會社ノ拂込株金額ニ相當スル部分ニ付テハ登録稅ヲ免除
ス

配電株式會社ガ第十六條第一項ノ規定ニ依リ指定會社ヨリ不動産ニ關スル權利ヲ承繼スル場合ニ於ケル其ノ取得ニ付登記
ヲ受クルトキ亦前項ニ同ジ

第三十四條 配電株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ成立ノ日ヨリ十年ヲ超エザル期間第二條第二項又ハ第二十六條第一
項ノ規定ニ依ル出資又ハ譲渡ヲ爲シタル者ニ對シ一定金額ヲ支拂フベシ

配電株式會社ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ成立ノ日ヨリ十年ヲ超エザル期間其ノ所得ニ對スル法人稅ヲ輕減ス

第三十五條 配電株式會社ハ商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ三

倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十六條 逓信大臣ハ配電株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三十七條 逓信大臣ハ配電株式會社ノ電氣料金其ノ他電氣ノ供給ニ關スル重要事項ヲ決定ス

第三十八條 配電株式會社債ヲ募集セントスルトキハ逓信大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十九條 配電株式會社ノ定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ逓信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十條 配電株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ逓信大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
第四十一條 配電株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ逓信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ事業設備ヲ譲渡シ又ハ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ事業設備ノ取得ニ付亦同ジ

第四十二條 逓信大臣ハ配電株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四十三條 逓信大臣ハ配電株式會社ノ決議ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

逓信大臣ハ配電株式會社ノ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分又ハ定款ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他役員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第四十四條 逓信大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ配電株式會社ノ業務、第二條ノ規定ニ依リ設立若ハ出資又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依ル合併、譲渡若ハ出資ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第四十五條 工場財團、鐵道財團又ハ軌道財團ニ屬スルモノハ第二條第二項若ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依リ出資若ハ讓

渡又ハ第十六條第二項ノ規定ニ依ル承繼ニ因リ配電株式會社ニ移轉シタル後ト雖モ仍原財團ニ屬スルモノトス

前項ノ場合ニ於ケル登記又ハ登錄ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 第二條又ハ第二十六條第一項ノ命令ニ基キ抵當權ノ目的タル設備ヲ出資シ又ハ其ノ設備ノ屬スル事業ヲ讓渡シタル者ハ第四十七條第一項ノ規定ニ依リ債務ノ承繼アリタル場合ヲ除クノ外配電株式會社ガ抵當權ノ實行ニ因リ受クルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託スベシ

配電株式會社ハ前項ノ規定ニ依リ供託セラレタルモノノ上ニ質權ヲ有ス

第四十七條 逓信大臣ハ第二條又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依リ設備ノ出資又ハ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ當該出資者又ハ讓渡者ヲシテ其ノ現ニ負擔スル債務ヲ引續キ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ配電株式會社ヲシテ當該債務ノ全部又ハ一部ヲ承繼セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル承繼價格其ノ他ノ承繼ニ關スル條件ハ配電株式會社及當該出資者又ハ讓渡者ノ協議ニ依リ協議調ハザルトキハ逓信大臣之ヲ裁定ス

前項ノ協議ハ逓信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十六條第四項ノ規定ハ前二項ノ裁定又ハ認可ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

配電株式會社ガ其ノ成立又ハ増資ノ日ニ第一項ノ規定ニ依リ出資者ノ債務ヲ承繼スル場合ニ於テハ當該出資者ニ對シテ爲ス株式ノ割當ハ出資設備ノ價格ヨリ債務ノ承繼價格ヲ控除シタル金額ニ依ル

第四十八條 配電株式會社ハ命令ノ定ムルモノヲ除クノ外第二條又ハ第二十六條第一項ノ命令ニ基キ移轉シタル設備ヲ擔保

トスル債務又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ承繼シタル債務ニ關シ原契約上課セラレタル負擔及制限ヲ承繼ス

第四十九條 第二條又ハ第二十六條第一項ノ命令ニ基キ設備ヲ出資シ又ハ事業ヲ讓渡シタル者ハ本令ニ依リ資産ニ關シテノ變動ヲ理由トシテ其ノ負擔スル債務ノ期限前ノ元利支拂其ノ他ノ請求ヲ爲ス者アリタル場合ニ於テ之ニ應ズルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ配電株式會社ガ第四十七條第一項ノ規定ニ依リ債務ヲ承繼シタル場合ニ配電株式會社ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(三) 日本發送電株式會社と東北振興電力株式會社との
合併に關する件

我國の配電事業は配電統制令によつてその全面的根本的再編成を行ひつつあるが、東北振興電力株式會社と日本發送電株式會社との合併も、この線に沿つて發送電の統一管理の徹底を期したものであり、本件はその實現に必要な事項を制定したものである。

而してその統合の方法としては、東北振興電力株式會社が東北地方の電氣事業の開發經營をなし、日本發送電株式會社と類似の國策會社である點に鑑みて、統合の實施上から慎重に考慮を加へた結果、命令による合併といふ方法をとることとしたのである。合併の發議は政府とし、命令による合併の形態をとるが、その手續は商法の規定によることとしてゐる。

而して合併により、これまで東北振興電力株式會社が政府より受けてゐた補給金は、これを日本發送電株式會社が承繼して、日本發送電株式會社のそれと合算して發送電の規定によつて償還することとしてゐる。

日本發送電株式會社ト東北振興電力株式會社トノ合併ニ關スル件

(昭和十六年九月二十五日
勅令第八百八十號)

條一條 國家總動員法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク日本發送電株式會社ト東北振興電力株式會社トノ合併ニ關シ必要ナル命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 內閣總理大臣及逓信大臣ハ日本發送電株式會社及東北振興電力株式會社ニ對シ合併ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ基ク合併ノ條件ハ第五項ニ規定スルモノヲ除クノ外當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ內閣總理大臣及逓信大臣之ヲ裁定ス

合併ノ條件ニ關スル當事者間ノ協議ハ內閣總理大臣及逓信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

內閣總理大臣及逓信大臣第二項又ハ前項ノ規定ニ依リ裁定又ハ認可ヲ爲サントスルトキハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經ベ

シ

第一項ノ命令ニ基ク合併ニ因リ東北振興電力株式會社ハ消滅シ日本發送電株式會社ハ存續ス

第三條 前條第一項ノ命令ニ基ク合併アリタルトキハ東北振興電力株式會社法第十八條第一項ノ規定ニ依リ東北振興電力株式會社ノ受ケタル補給金ハ日本發送電株式會社法第三十二條第二項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ同法第三十二條第一項ノ規定ニ依ル補給金ト看做ス

第四條 第二條第一項ノ命令ニ基ク合併アリタルトキハ東北振興電力株式會社ガ電氣事業法ニ依ル許可又ハ認可ニ基キ有スル權利義務及河川、湖沼ハ沼ノ使用又ハ道路其ノ他土地ノ占用若ハ使用ニ關シ行政廳ノ許可、承認其ノ他ノ處分ニ基キ有スル權利義務ハ日本發送電株式會社之ヲ承繼ス

- 第五條 商法第百條第一項但書ノ期間ハ第二條第一項ノ命令ニ基テ合併ニ付テハ之ヲ一月トス
- 第六條 内閣總理大臣及逓信大臣ハ第二條第一項ノ命令ニ基テ合併アリタルトキハ日本發送電株式會社ニ對シ東北地方ニ於ケル發電及送電ニ關シ東北地方振興上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第七條 本令ニ規定スルモノノ外日本發送電株式會社ト東北振興電力株式會社トノ合併ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

9 交通運輸關係勅令

(一) 陸運統制令

支那事變の勃發以來、陸上運輸に對する需要は急激に増加して來たが、鐵道その他の陸上運輸機關の輸送力にも限度があつて、この急激なる需要に十分に應じ得られない状態にあるので、戰時下の物資動員を圓滑ならしめるために、海上輸送力と併行して、陸上輸送力を強化することが絕對必要であるが、從來の法制では遺漏の點が少くないので、この法制を整備し、重大時局に適合せしむると同時に、陸上輸送機關並びに利用者たる荷主に對しても、國策に協力せしめるやうに陸運統制令の制定をみるに至つたのである。

陸上運送業者の運送に關しては、從來鐵道營業法その他の法令で運送の調整を圖つて來たが、總動員物資の輸送を確保せしめる見地から、自動車交通事業法その他の法令に於ける自由主義的性格を拂拭して、運送引受の責任、運送の順序、貨物の引受及び引渡の方法等についても、國家が強力的に必要な命令をなし得ることとしてゐる。同時に物資輸送の癆をなしてゐる滯貨を防止するため、貨物の引取についても、貨物の保管料を徵收するとか或は貨車の留置料を徵收するとかいふ如き現行の微温的な方法を改めて、引渡期間を経過したる貨物の引渡

を強制し得るの途を拓くと共に、一方輸送の計畫化を實行するために、託送の申告及び託送の命令を出し得ることとしてある。

運送を行ふ場合の託送の申告及び託送の命令は、最も根本的なもので、命令を以て指定したる物資については荷主に對し輸送に關する申告を命じ得ることとし、その申告に基いて託送を發し得るのである。而も託送する量及び期日または期間等の指定は、荷主の申告の範囲内で行はれるので、荷主はその範囲内に於て託送の義務を負はしめられることになるのである。

然し陸上運送等の輸送能率を高めることは、單に箇々の事業についてのみでなく、數箇の同種または異種類運送業者を通じて同様に必要なことであるので、各種の陸上運送事業者に對しても、設備の共同とか連絡運輸とかの義務に關し命令をなし得ることとし、それによつて重要物資輸送の圓滑化を期せんとしてゐるのである。

然るに戦局の擴大發展に伴ひ、輸送の積極的擴充にも拘らず、資材の不足、燃料の消費規正等のため、陸上輸送は急激なる需要に應じ得られない状態に至つたので、茲に輸送の計畫化、輸送の統制を一段と強化し、而も變轉極りない國際情勢に對處するやうに、陸上輸送の全般に互つて不動の戰時體制を整備強化するため、陸運統制令の全文を改正するに至つたのである。

従つて改正の要點は、第一は貨客の輸送を計畫化し、輸送の全力を有効に發揮し得るやうにしたこと、第二は資材の不足に對處し、既存設備、輸送用物資の有効なる活用と共に、それを重點的に集中して重要物資の圓滑なる運行を圖つたこと、第三は陸上運送業者を統合して綜合運送力を發揮せしめるやうにしたことである。

陸上輸送の重點たる貨客の輸送に當つては、重點主義によつて運送を確保すると共に、貨客をして、國有鐵道は勿論のこと、地方鐵道、軌道、自動車運送業者等を一貫して、輸送計畫に應じ、一定の列車、一定の期間、一定の経路により輸送せしめんとするのである。

輸送用資材の不足、燃料の規正による輸送力の減退を防止するためには、既存の輸送設備を最高度に活用する一方、運送設備、輸送用物資を重要輸送事業の擴充のために讓渡または貸借を命じ得ることとし、その際、讓渡または貸借の價格は當事者間にて協議せしめ、若し協議不調の場合は鐵道大臣がこれを裁定し得ることとし、その讓渡または貸借の價格が不適當にならぬやうに鐵道大臣の認可を受けることとなつてゐる。同時に、設備の新設、擴張、改良は不急不要のものに對しては禁止または制限を設けることとし、たとへ工事施行の認可を受けたものでも、現實の事態、物資需給の状態に應じてそれを差止め、またはそれに要する資材を重要なる輸送設備の擴充に轉用せしめ得ることとしてある。

陸上運送事業は、著しく近代的設備を缺き小業分立の現状にあるので、重點的輸送を擴充するため、弱小企業を統合し、或は委任的に經營せしめると同時に、國家自らこれを指導し、不急の輸送を抑制し、不急事業の休廢止を行ひ、輸送力を重要方面に集中し、大運送、小運送を通じ一貫したる重點輸送を行ふこととしてある。

而してその際に發生する事業の讓渡、委任、會社の合併、または設備、權利の讓渡については、これらのものが財團に所屬してゐる場合は、抵當權者の蒙る不利益を緩和し或は財團の承繼に關して適當な措置を講じ、または讓渡人の負擔する債務を讓受人をして負擔せしむることとしてある。同時に、施設を管理、使用、收用した場

合、または従業者を借用せしめたる場合並びに事業の休廢止を命じたる場合に生ずる損失は、國家に於てこれを補償することを明らかにしてゐる。

本令に基く省令——陸運統制令施行規則(鐵道省令第二號)昭和十五年二月二十四日公布、同二十五日施行、改正十六年十一月十八日第十七號。

陸運統制令に基く登記の手續に關する件(司法省令第百號)十六年十二月二十六日公布、同日施行。

陸運統制令中軌道事業に關する部分の施行に關する件(鐵道、内務省令第一號)十七年三月二十八日公布、同四月一日施行。

陸運統制令 (昭和十五年二月一日勅令第三十七號)

改正 昭和十六年十一月十五日勅令第九百七十號

第一條 國家總動員法第八條ノ規定ニ基ク車輛其ノ他陸上ニ於ケル輸送用物資ノ讓渡其ノ他ノ處分及使用ニ屬スル命令、同法第十三條第一項ノ規定ニ基ク陸上運送ノ施設ノ管理、使用又ハ收用、同條第二項ノ規定ニ基ク従業者ノ供用、同法第十六條ノ規定ニ基ク陸上運送ノ設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ制限又ハ禁止、同法第十六條ノ二ノ規定ニ基ク陸上運送ノ設備ノ讓渡其ノ他ノ處分及使用ニ關スル命令、同法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク陸上運送事業ノ開始、委託、讓渡、廢止若ハ休止、陸上運送ノ設備ヲ有スル會社ノ目的變更又ハ陸上運送事業ヲ營ム會社ノ合併ニ關スル命令、同法第十七條ノ規定ニ基ク陸上運送事業者間ニ於ケル統制協定ニ關スル命令、同法第十八條ノ二ノ規定ニ基ク陸上運送ノ設備ノ讓渡人ノ負擔スル

債務ノ承繼及其ノ擔保ノ處理ニ關スル事項、同法第十八條ノ三ノ規定ニ基ク陸上運送ノ設備若ハ陸上運送事業ノ讓渡又ハ陸上運送事業ヲ營ム會社ノ合併ニ付テノ租税ノ輕減並ニ同法第十九條ノ規定ニ基ク運送賃其ノ他運輸ニ關スル料金ニ付テノ公告ニ關スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 鐵道大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國ノ營ム運送事業ニ關シ一定ノ人若ハ物ノ運送ヲ拒絕シ又ハ運送ノ順序若ハ方法其ノ他ノ事項ヲ指定シテ運送ヲ引受クルコトヲ得

第三條 鐵道大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ陸上運送事業者ニ對シ運送ノ拒絕、引受若ハ順序又ハ運送品(託送手荷物ヲ含ム以下同ジ)ノ受取若ハ引渡ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條 鐵道大臣前條ノ場合ニ於テ陸上運送ノ統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ業務ニ關シ自動車其ノ他陸上ニ於ケル輸送用物資ヲ使用スル者ニ對シ其ノ使用ヲ制限スルコトヲ得

第五條 鐵道大臣必要アリト認ムルトキハ運送品ノ引渡ヲ請求シ又ハ運送品ノ引取ニ應ジタル荷受人其ノ他運送品ノ引取ヲ爲スベキ者ニシテ引取ヲ爲スベキ期間内ニ引取ヲ爲サザルモノニ對シ期日又ハ期間、數量等ヲ指定シ運送品ノ引取ヲ命ズルコトヲ得

第六條 鐵道大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ相當期間繼續シテ運送スル必要アル總動員物資ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノニ付命令ノ定ムル出貨者ニ對シ當該貨物ノ託送ニ關シ必要ナル事項ノ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

鐵道大臣前項ノ出貨者ニ對シ同項ノ報告ニ基キ託送ノ期日又ハ期間、數量等ヲ指定シタルトキハ出貨者ハ己ムヲ得ザル事由アル場合ヲ除ク外其ノ指定ニ從ヒ貨物ノ託送ヲ爲シ又ハ爲サシムベシ

第七條 鐵道大臣必要アリト認ムルトキハ陸上運送ノ施設ヲ管理スルコトヲ得
鐵道大臣ハ其ノ管理ニ係ル施設ノ運營ニ付事業主又ハ之ニ準ズル者ヲ指揮監督ス

工場事業場管理令第三條乃至第五條(第二條ノ規定ヲ准用スル部分ヲ除ク)、第七條、第八條、第九條第一項第二項第四項

第五項及第十條乃至第十二條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル施設ノ管理ニ之ヲ準用ス但シ同令中主務大臣トアルハ鐵道大臣トシ同令第四條第三號中第十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ職權ノ一部ヲ行フ官衙ノ長トアルハ陸運統制令第二十八條ノ規定ニ依リ同令第七條ノ管理ニ關スル鐵道大臣ノ職權ノ一部ヲ行フ鐵道局長又ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）トス

第八條 鐵道大臣必要アリト認ムルトキハ陸上運送ノ施設ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

鐵道大臣ハ前項ノ規定ニ依リ陸上運送ノ施設ヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ其ノ從業者ヲ供用セシムルコトヲ得

工場事業場使用收用令第三條、第四條、第五條第一號乃至第五號第七號、第六條乃至第十二條及第十八條乃至第二十八條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル施設ノ使用又ハ收用及前項ノ規定ニ依ル從業者ノ供用ニ之ヲ準用ス但シ同令中主務大臣トアルハ鐵道大臣トシ同令第二十四條第二項、第二十六條及第二十七條中閣令トアルハ命令トス

第九條 鐵道大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ陸上ニ於ケル輸送用物資ヲ所有スル者ニ對シ其ノ者ガ使用ノ目的ヲ以テ所有スル輸送用物資ノ讓渡若ハ貸渡ヲ命ジ又ハ陸上運送事業者其ノ他陸上運送ノ設備ヲ有スル事業者ニ對シ當該物資ノ讓受若ハ借受ヲ命ズルコトヲ得

鐵道大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ陸上運送ノ設備ヲ有スル事業者ニ對シ當該事業ニ屬スル陸上運送ノ設備ノ讓渡若ハ貸渡ヲ命ジ又ハ陸上運送事業者其ノ他陸上運送ノ設備ヲ有スル事業者ニ對シ當該設備ノ讓受若ハ借受ヲ命ズルコトヲ得

第十條 前條ノ場合ニ於ケル讓渡又ハ貸借ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ鐵道大臣之ヲ裁定ス

前項ノ協議ハ鐵道大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十一條 陸上ニ於ケル輸送用物資ヲ所有スル者陸上ニ於ケル輸送用物資ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノニ付讓渡、貸渡其

ノ他ノ處分ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ鐵道大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十二條 鐵道大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ陸上運送事業者其ノ他陸上運送ノ設備ヲ有スル事業者ニ對シ當該事業ニ屬スル陸上運送ノ設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第十三條 鐵道大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ旅客運送事業ヲ營ム地方鐵道事業者若ハ軌道事業者ニ對シ貨物運送事業ノ開始ヲ命ジ又ハ專用鐵道ノ設備ヲ有スル者ニ對シ旅客運送事業若ハ貨物運送事業ノ開始ヲ命ジ若ハ一定ノ者ト其ノ設備ヲ共用スベキコトヲ命ズルコトヲ得

鐵道大臣ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當該會社ノ目的ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 鐵道大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ陸上運送事業者ニ對シ陸上運送事業ノ委託、受託、讓渡若ハ讓受又ハ會社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得

第九條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 前條ノ場合ニ於ケル委託、讓渡又ハ合併ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ鐵道大臣之ヲ裁定ス

前項ノ協議ハ鐵道大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十六條 鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團、工場財團又ハ鑛業財團ニ屬スルモノハ第九條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ讓渡アリタル後ト雖モ仍原財團ニ屬スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ原財團ニ屬スルモノハ同時ニ他ノ財團ニ屬スルコトヲ得ズ

第十七條 鐵道大臣ハ第九條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團、工場財團又ハ鑛業財團ニ屬スル物資又ハ設備ヲ讓渡シタル者ヲシテ第十八條ノ規定ニ依リ債務ノ承繼アリタル場合ヲ除ク外讓受人ガ抵當權ノ實

行ニ因リ受クルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得
讓受人ハ前項ノ規定ニ依リ供託セラレタルモノノ上ニ質權ヲ有ス

第十八條 鐵道大臣ハ第八條九ノ規定ニ依リ物資又ハ設備ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ當該讓渡人ヲシテ當該物資又ハ設備ノ
屬スル鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團、工場財團又ハ鑛業財團ヲ抵當トスル債務ヲ引續キ負擔セシメ置クコト
ヲ適當ナラズト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ讓受人ヲシテ當該債務ノ全部又ハ一部ヲ承繼セシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於ケル承繼價格其ノ他ノ承繼ニ關スル條件ハ當事者間ノ協議ニ依リ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザル
トキハ鐵道大臣之ヲ裁定ス

前項ノ協議ハ鐵道大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十九條 第十四條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ事業ヲ讓受ケタル場合ニ於テ鐵道財團、軌道財團又ハ自動車交通事業財團ニ屬
スルモノノ全部ヲ讓受ケタルトキハ讓受人ハ當該財團ヲ承繼ス

前項ノ場合ニ於テ當該事業ノ讓受人ニ屬シタル當該財團ハ從前ト同一ノ態樣ニ於テ當該債務ヲ擔保ス

第十七條及前條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十條 第十六條乃至第十八條ノ規定ハ第十四條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ事業ヲ讓受ケタル場合ニ於テ鐵道財團、軌道財
團又ハ自動車交通事業財團ニ屬スルモノノ一部ヲ讓受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條 第十六條乃至前條ノ規定スルモノノ外第九條ノ規定ニ依リ物資又ハ設備ノ讓渡ヲ命ジタル場合及第十四條ノ規
定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於ケル讓渡人ノ負擔スル債務ノ承繼及其ノ擔保ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ
以テ之ヲ定ム

第二十二條 鐵道大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ陸上運送事業者ニ對シ陸上運送事業ノ全部又ハ一部ノ廢止又ハ休止ヲ命ズル
コトヲ得

第九條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 鐵道大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ陸上運送事業者ニ對シ設備ノ共用、連絡運輸、直通運輸、運送費其ノ他ノ事
項ニ關スル統制協定ノ設定、變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 鐵道大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鐵道營業法第三條第二項（同法第十八條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ
規定ニ依ル公告期間ヲ短縮スルコトヲ得

第二十五條 第九條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ左ノ額
トス但シ登録稅法ニ依リ算出シタル登録稅ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 合併ニ因ル會社ノ設立

金錢出資ニ依ル拂込株金額及金錢ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル拂
込株金額及金錢以外ノ財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ一トノ合計額

二 合併ニ因ル會社資本ノ増加

金錢出資ニ依ル増資拂込株金額及金錢ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依
ル増資拂込株金額及金錢以外ノ財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ一トノ合計額

三 陸上運送ノ設備又ハ陸上運送事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動産ニ關スル權利ノ取得

不動産ノ價格ノ千分ノ三

第二十六條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ第二十二條ノ規定ニ依ル事業ノ廢止又ハ休止ノ命令ニ
因ル通常生ズベキ損失トス

前項ノ規定ニ依リ損失ノ補償請求ノ時期其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

鐵道財團、軌道財團又ハ自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一項ノ規定ニ依ル

補償金及當該事業ノ廢止當時當該財團ニ屬シタルモノニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第二十七條 鐵道大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ陸上運送事業者、陸上運送ノ設備ヲ有スル者、陸上ニ於ケル輸送用物資ヲ使用若ハ所有スル者、運送ノ申込ヲ爲ス者、旅客又ハ貨主ヨリ陸上運送ノ統制ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ店舗、事業場、事務所、倉庫、貨物置場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十八條 鐵道大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ鐵道局長又ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）ニ委任スルコトヲ得

第二十九條 第九條乃至第十五條、第十七條、第十九條及第二十條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム、第十八條（第十九條及第二十條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）、第二十二條、第二十三條、第二十七條及前條中鐵道大臣トアルハ軌道事業ニ關シテハ鐵道大臣及内務大臣トス

本令中鐵道大臣トアルハ前項ノ規定ニ拘ラズ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官トシ鐵道局長又ハ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府鐵道局長又ハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣總督府交通局長又ハ州知事若ハ廳長トス

第八條第三項ニ於テ準用スル工場事業場使用收用令中官報トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府官報、臺灣ニ在リテハ臺灣總督府報、樺太ニ在リテハ樺太廳公報トシ不動産登記法トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮不動産登記令トス

第十三條中地方鐵道事業者トアルハ朝鮮及臺灣ニ在リテハ私設鐵道事業者トシ専用鐵道トアルハ臺灣ニ在リテハ個人ノ專用ニ供スル鐵道トス

第二十四條中鐵道營業法トアルハ朝鮮ニ在リテハ明治四十五年制令第二十四號ニ於テ依ルコトヲ定メタル鐵道營業法トス

第二十五條ノ規定ハ朝鮮ニ在リテハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ昭和十六年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ昭和十六年十二月五日ヨリ之ヲ施行ス

(一) 海運統制令

戰爭による物資の著大な消費を賄ひ、而も建設資材を補給するため、陸運と併行して最も必要とするのは海運の活躍で、實に戰爭による國力消耗を救ふに不可欠の要素であることはいふまでもない。海運の強力なる活動なくしては必勝體制の確立は期し得ない。戰時に於ける海運を自由主義的性格のままに放任して置いては十分に國家目的を達成し得ない。戰時には戰時的性格をもつた、いはゆる高度國防國家體制を基準とせる海運の統制體制をとらなければならぬのである。

我國海運の統制に關しては、支那事變の勃發と同時に、臨時船舶管理法を制定し、船舶の製造、船舶運賃、造船、船員及びその保護等について必要なる命令をなし得る規定を設けて海上輸送の圓滑化と調整を講じてきた。

然るに時局の進展と歐洲に於ける新情勢の發生に伴つて、單にそれだけの制度のみでは、海運の統制、就中有效なる船腹の充實等について完璧を期し得ない状態になつたので、新たに國家總動員法第八條及び第十九條を發動し、新情勢の展開に即應して戰爭經濟の單位としての海運の強力なる活用を期し得るやうに海運の統制を行ふ

こととなり、海運統制令の制定をみるに至つたのである。

海運統制令の制定によつて、これまで自由主義的性格のまま放任されてゐた船舶建造業者の統制をはかり、船舶修繕の期間を短縮し、外國備船の統制、戦時危険の防止、船舶荷役の円滑化を期すると同時に、船舶運賃、備船料等にも一定の公價を定め得るやうにしたのである。

戦争經濟の重點主義に即應し、船舶の建造は、資材、資金の不足を克服するためにも船體を一定の様式に統制し、建造も許可制とし、眞に國家目的を達成せしめる上に於て有効適切なるもののみを敏速に造船せしめると同時に、運航能率を増進せしめる方法として、不急不要の修繕は抑へ、緊急なるもののみを優先的に短期間になし得るやうにすることとしてある。

而して生産擴充計畫、物動計畫の線に沿つて重要物資輸送の円滑化を圖り、造船の合理化を期するために、船舶を特定の運航業者に運営せしめ得るやうに、船舶の貸借及び船舶運航の委託を命じ得るの途をも拓いてゐる。而して船舶その他の讓渡または貸渡については當事者間の協議に一任され、もし協議が不調に終つた際には、逕信大臣がこれを裁定することに定められてゐる。

船舶の製造價格、賣買價格、水上運賃及び備船料に關しては價格等統制令の適用があるが、價格の公定に關しては、戦時物價政策の線に沿つて、業者の團體の中の適格者をしてその額を定めさせ、これを認可して公定に代へる方法をとらしめるなど、海運界の實情に照應し、また業者をして實質的に協力せしめんとする方法をとることとしてゐる。また價格等統制令に於ては全然適用の外に置かれてゐる輸出入運賃、外國に於ける運賃につい

ても、その中の特殊なもの、たとへば南洋の鐵礦石の運賃、日本人の鑛山から日本船が積取つて内地に持ちかへる場合の運賃等については、必要に應じて規定を定め公定することにしてある。

補償の問題に關しては、國家の命令によつて船舶の貸借又は運航委任を受けた際に生ずることあるべき損失に對しては國家が補償することとしてあるが、これは貸借又は委任の期間が終了したる後に請求し得べきものとなつてゐる。

而して本令と臨時船舶管理法との關係如何といふに、臨時船舶管理法は既に發動され有効に活用されてをり、本令に示された條項との間には殆んど重複せる點はない。従つて本令の制定と、臨時船舶管理法との併用によつて、我國海運の戦時體制は一段と強化されるに至つたのである。なほ本令は内地のみならず外地にも適用されるものである。

昭和十六年九月價格等統制令の改正に伴ひ、海運統制令の規定の一部にも改正が加へられた。即ち、船舶の價格、運送賃及び船舶賃賃料に關しては既に海運統制令によつて規定されてゐるが、今次の改正によつて、輸送賃の重要な部分を占めてゐる船舶修繕料、船舶の運航手数料、船積賃、若しくは陸揚げに關する請負賃、又は船舶の賣買、貸借及び運航委任、若しくは船舶による運送の仲立料等にまで、公定制度を擴張し得ることとしたのである。また逓信大臣がその額を指定したるものは、その額を超えて契約、支拂、または受領することは出來ぬことになつた。但し逓信大臣の認可を受けたるものは例外である。

更に舊海運統制令第九條の代行公定價格を、修繕料、船舶の運航手数料、船積若しくは陸揚げに關する請負賃

にまで及ぼすことが出来ることとしたのである。具體的にいへば、現存船舶所有者、運航業者、造船業者の組合、港灣運送業者組合、海運仲立業組合が、右の價格についてその額を定め、逓信大臣の認可を受けた場合は、その組合またはその組合員に對し、その額を以て公定額となし得ることとしたのである。同時に、右公定額をもつて各組合が現存する地區内に於て組合員と同一資格を有する組合員以外の者に對しても、公定額として金錢收授をなしても差支へないこととしたのである。

戰時海運管理令に對應して、海運關係事業の急速なる整備強化を圖るに必要な關係につき、昭和十七年五月第三次の改正が行はれた。

即ち海運事業が、國家管理の實施に伴つて企業經營に多少の變動を受けることは已むを得ないが、これがため事業の健全なる發展が阻害されることのないやうに、經營の基礎を鞏固にし、重要國防産業たる海運事業の整備を期すると共に、海運の經營に最も密接な關係をもつ造船業、船用品販賣業等の諸事業に對しても必要な統制を行ひ、これによつて戰時に於ける我國海運力の育成強化を圖らうがため、現行海運統制令を改正し、海運關係事業の整備に關する規定を制定したのである。

海運關係事業の現存企業を統合し、その集約化を圖る方法として、逓信大臣は業者に對し事業の讓渡、貸渡、共同經營若しくは委任、または會社の合併、事業設備の出资を命じ得ることとしてゐるが、設備の出资、事業の委任、會社の合併に當り、その條件等については當事者間の協議によらしめることとしてゐる。而して強制出資若しくは會社の合併、事業の讓渡をなしたる場合は、減免税の措置をとることになつてゐる。

同時にまた海運事業者に對し、その濫立を防止し整備を強化するために必要ある場合は、その事業の全部もしくは一部の廢休止をなさしめることとしてゐるが、これに伴ふ損失に對しては、國家がそれを補償することになつてゐる。

海運の急速なる整備には、船腹の問題が不可欠の要素であるが、これが急速なる増加を期するため、船舶の急造、緊急修繕を命じ得ることとし、更に船舶建造の許可制度を擴大して船舶用機關及び艤裝品の製造、修繕も許可制度によることとしてゐる。

この改正によつて海運關係事業の集約的體制が確立されるに至り、海運の戰時國家管理實施への確實なる地歩が築かれたものといへる。

本令に基く省令——海運統制令施行規則(逓信省令第三號)昭和十五年二月一日公布、同日施行、改正同八月三十日第四十六號、同十月一日第五十三號、十六年九月三日第八十號、十七年五月十五日逓信、海軍、司法省令第一號。

海運統制令 (昭和十五年二月一日 勅令第三十八號)

改正 昭和十六年九月三日勅令第八百四十二號 昭和十六年十二月十九日勅令第千五百五十二號 昭和十七年五月十五日勅令第五百四號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第五條ノ規定ニ基ク海運關係事業ニ關スル試驗研究ニ關スル業務ニ付テハ協力命令、同法第八條ノ規定ニ基ク船舶、船體、船舶用機關、鑄裝品、其ノ部分品若ハ附屬品(以下船舶等ト稱ス)ノ製造若ハ修繕又ハ海運關係事業ノ用ニ供スル物資ノ讓渡、使用、保有若ハ消費ニ關スル命令、同法第十六條ノ二ノ規定ニ基ク海運關係事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡、出資又ハ貸渡ニ關スル命令、同法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク海運關係事業ノ委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ海運關係事業ヲ營ム會社ノ合併ニ關スル命令及同法第十九條ノ規定ニ基ク船舶ノ價格若ハ修繕料、水上ノ運送賃、船舶ノ賃賃料若ハ運航手數料、船積若ハ陸揚ニ關スル請負料若ハ手數料又ハ船舶ノ賣買、船舶ノ賃借、船舶ノ運航委託若ハ船舶ニ依ル運送ノ輪旋手數料(以下船舶ノ價格等ト稱ス)ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ海運關係事業トハ左ニ掲グル事業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ

- 一 船舶ニ依ル人若ハ物ノ運送、船舶ノ賃賃又ハ其ノ運航ノ委託ヲ爲ス事業
- 二 船舶等ノ製造又ハ修繕ヲ爲ス事業
- 三 船舶ノ運航、製造又ハ修繕ニ必要ナル多種類ノ物品ノ販賣ヲ爲ス事業
- 四 船舶ノ救助、引揚又ハ解撤ヲ爲ス事業

本令ニ於テ貸渡又ハ借受トハ船舶ニ付テハ期間備船ヲ含ムモノトシ船舶ノ賃賃料トハ期間備船料ヲ含ムモノトス

第三條 遞信大臣海運關係事業整備ノ爲必要アリト認ムルトキハ海運關係事業ヲ營ム者(以下海運關係事業者ト稱ス)ニ對

シ其ノ事業ニ屬スル設備若ハ權利又ハ其ノ事業ノ用ニ供スル物資ノ讓渡、讓受、賃賃又ハ借受ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ他ノ法令ニ拘ラズ讓渡又ハ賃賃ヲ爲スコトヲ得

第四條 前條ノ場合ニ於ケル讓渡又ハ賃賃ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル

前項ノ協議ハ遞信大臣ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第一項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ遞信大臣之ヲ裁定ス

遞信大臣前項ノ裁定ヲ爲サントスルトキハ重要ナルモノニ付テハ海事審議會ノ議ヲ經ベシ

第五條 遞信大臣海運關係事業整備ノ爲必要アリト認ムルトキハ海運關係事業者ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ出

資ヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テ遞信大臣ハ出資ノ相手方ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三條第二項及前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 遞信大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ海運關係事業者ニ對シ其ノ事業ノ用ニ供スル物資ノ使用、消費若ハ保有ニ關シ必

要ナル事項ヲ命ジ又ハ讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費若ハ保有ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第七條 遞信大臣ハ海運關係事業者ニ對シ規格ヲ指定シテ船舶等ノ製造ヲ命ジ若ハ範圍ヲ指定シテ船舶等ノ修繕ヲ命ジ、指

定シタル規格若ハ範圍以外ノ船舶等ノ製造若ハ修繕ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ船舶等ノ製造若ハ修繕ニ付順位ノ變更其ノ他

必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第八條 船舶等ノ製造又ハ修繕ヲ爲サントスル者及外國ニ船舶等ノ製造又ハ修繕ノ注文ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ當該船舶等ノ製造又ハ修繕ニ付遞信大臣ノ許可ヲ受クベシ

第九條 第三條第一項又ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル讓渡、賃賃又ハ出資ノ命令ヲ受ケタル者ハ讓渡、賃賃又ハ出資ニ支障

ヲ及ボス處ナキ場合ヲ除ク外遞信大臣ノ許可ヲ受タルニ非ザレバ當該設備、權利又ハ物資ノ讓渡、賃賃其ノ他ノ處分ヲ

爲スコトヲ得ズ

第十條 第三條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ設備、權利若ハ物資ノ讓渡ヲ受ケタル者又ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ設備若ハ權利ノ出資ヲ受ケタル者當該設備、權利又ハ物資ニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十一條 事業ニ屬スル設備若ハ權利又ハ事業ノ用ニ供スル物資ニ關シ強制競賣手續、國稅徵收法ニ依ル強制徵收手續、土地收用法ニ依ル使用若ハ收用ノ手續又ハ國家總動員法第十條若ハ第十三條ノ規定ニ基キ使用若ハ收用ノ手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノノ進行中ナルトキハ其ノ進行中ニ限り當該設備、權利又ハ物資ニ關シテハ第三條第一項、第五條第一項若ハ第六條前段ノ規定又ハ第七條中船舶等ノ製造若ハ修繕ヲ命ズル規定ハ之ヲ適用セズ

第十二條 工場財團ニ屬スルモノハ第三條第一項又ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ讓渡又ハ出資アリタル後ト雖モ仍原財團ニ屬スルモノトス

前項ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 遞信大臣ハ第三條第一項又ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ設備、權利又ハ物資ヲ讓渡又ハ出資シタル者ヲシテ第十四條ノ規定ニ依リ債務ノ承繼アリタル場合ヲ除クノ外讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ガ擔保權ノ實行ニ因リ受ケルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得

讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ハ前項ノ規定ニ依リ供託セラレタルモノノ上ニ質權ヲ有ス

第十四條 遞信大臣ハ第三條第一項又ハ第五條第一項ノ規定ニ依リ設備、權利又ハ物資ノ讓渡又ハ出資ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡又ハ出資シタル者ヲシテ當該設備、權利又ハ物資ヲ擔保トスル債務ヲ引續キ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認ムルトキハ國家總動員法第十八條ノ二ノ規定ニ基キ命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ヲシテ當該債務ノ全部又ハ一部ヲ承繼セシムルコトヲ得

第四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 遞信大臣海運關係事業整備ノ爲必要アリト認ムルトキハ海運關係事業者ニ對シ海運關係事業ノ全部若ハ一部ノ委託、受託、共同經營、讓渡若ハ讓受又ハ會社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得

第三條第二項、第四條及第九條乃至前項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡又ハ讓受ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三條第二項、第四條及第九條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ事業ノ委託、受託若ハ共同經營又ハ會社ノ合併ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 第四條(第五條第二項、第十四條第二項及前條第二項第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ協議又ハ裁定ニ基キ會社ガ事業ノ讓渡、合併其ノ他當該協議又ハ裁定ニ於テ定メラレタル事項ノ實行ヲ爲サントスルニ付株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等ヲ必要トスル場合ニ於テ其ノ決議、同意等ヲ得ルモノ能ハザルトキハ會社ハ遞信大臣ノ認可ヲ受ケ當該事項ノ實行ヲ爲スコトヲ得

第十七條 遞信大臣ハ海運關係事業者又ハ其ノ團體ヲシテ海運關係事業ニ關シ國又ハ遞信大臣ノ指定スル者ノ行フ國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第十八條 遞信大臣海運關係事業整備ノ爲必要アリト認ムルトキハ海運關係事業者ニ對シ其ノ事業ノ全部又ハ一部ノ廢止又ハ休止ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 帝國臣民又ハ帝國法人日本船舶ニ非ザル船舶ヲ借受ケ若ハ其ノ運航ノ委託ヲ受ケントスルトキ又ハ日本船舶ニ非ザル船舶ニ依リ命令ヲ以テ定ムル物資ヲ運送セシメントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十條 遞信大臣ハ航路若ハ區域ヲ指定シ若ハ一般的ニ船舶ヲ指定シテ航海ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ一般的ニ人若ハ物ヲ指定シテ其ノ運送ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得但シ他ノ法令ニ基キテ爲サル別段ノ處分ノ效力ヲ妨ゲズ

第二十一條 遞信大臣ハ海上輸送ノ圓滑ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ運送取扱業者、荷送人若ハ荷受人又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ運送品ノ船積又ハ陸揚ノ方法、順位、期日、期間又ハ數量ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 遞信大臣ハ海運關係事業者、港灣運送業者若ハ海運仲立業者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ船舶ノ價格等ノ設定又

ハ變更ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設定又ハ變更シタル價格等ニ付テハ遞信大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十三條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第六條、第七條又ハ第十八條ノ規定ニ依ル處分ニ依リ
通常生ズベキ損失トス

損失補償請求ノ時期其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 遞信大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ海運關係事業者、港灣運送業者若ハ海運仲立業者又ハ此等ノ
者ノ團體ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所、船舶、工場其ノ他必要ナル場所ニ臨檢
シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十五條 遞信大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ海務局長又ハ地方長官（東京府ニ於テハ水上ノ運送賃ニ在リテハ知事及
警視總監）ニ委任スルコトヲ得

第二十六條 遞信大臣本令ニ依ル命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令ガ工場事業場管理令ニ依リ政府ノ管理ニ係ル工場
又ハ事業場ニ關スルモノナルトキハ當該工場又ハ事業場ヲ管理スル主務大臣ニ協議スベシ

遞信大臣第三條第一項、第五條第一項又ハ第十五條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該事項ガ他ノ法
令ニ基キ他ノ大臣ノ許可、認可、免許等ヲ要スルモノナルトキハ當該大臣ニ協議スベシ

第二十七條 第三條第一項、第四條第二項第三項、第六條、第七條、第九條、第十條、第十三條第一項、第十四條第一項、
第十六條、第二十四條第一項及前條中遞信大臣トアルハ昭和十七年勅令第六十八號第一條ノ規定ニ依リ海軍大臣ノ管理ス
ル事項ニ付テハ海軍大臣トス

第二十八條 前條ノ場合ヲ除ク外本令中遞信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在

リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ海務局長又ハ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府遞信局
長又ハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣總督府交通局總長又ハ州知事若ハ廳長トス

第四條第四項（第五條第二項、第十四條第二項及第十五條第二項第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ハ朝鮮、臺灣
樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第二十九條 朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官第三條乃至第五條、第七條乃至第十條、第十五條、第十八條
乃至第二十條又ハ第二十二條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲サントスルトキハ其ノ重要ナルモノニ付豫メ遞信大臣ニ協議スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十七年六月六日ヨリ之ヲ施行ス
從前ノ規定ニ依リ遞信大臣ノ指定シ又ハ認可シタル額ニ付テ仍從前ノ例ニ依ル

(三) 港灣運送業等統制令

戰時平時を問はず、海上輸送の完遂は、生産力擴充計畫、物動計畫實施の上に頗る重要意義をもつてゐるので
政府は曩に海運國策要綱を制定し、配船の統制、重要物資引受の一元化を決定したが、配船統制による運航能率
の増進は、港灣荷役能率の増進によつてはじめてその目的を達成し得るが故に、戰時物資移動の激増と船腹不足

に對處するためには、可及的に港灣荷役能率を増進して船舶の廻轉率の増大と活用を圖らねばならぬ。

然るに港灣運送業は近代的發達が遅れ、その方法は原始的粗笨の域を脱せず、企業形態は比較的小資本濫立の形で、政府の指導監督を受けることも少く、その經營にも遺憾の點が少くない。政府はこの點に鑑みて港灣運送業等統制令を制定し、時局に對處して港灣諸作業の強化を圖ると共に、その經營機構に根本的な革新を加へ、港灣の總動員態勢を確立せんと決意するに至つたのである。

港灣運送業統制令の勅令案要綱は全文四十一條、その中第一乃至第九條は港灣運送業の事業法ともいふべく、その企業統制を規定し、第十乃至第四十一條までは、港灣運送業の統制令ともいふべき港灣運送業者の綜合的統制團體の設立規定である。

港灣運送業は、その業態は複雑錯綜し、且つ船主または荷主に從屬してゐるため、公共的活動を阻害することが少くない。従つて荷役能率の増進のためには、これらの業者を荷役の一貫作業的方向に於て集約化すると共に、特殊資本への從屬關係より切離して公共的性格を賦與するやうに再編成しなければならぬ。

港灣運送業を集約化する方法として、逓信大臣は業者に對して事業の讓渡、共同經營若しくは委託、または會社の合併、或ひは事業設備の讓渡、委託または貸借を命じ、事業設備の使用方法的改善等必要事項を命令し得ることとなつてゐる。同時に、港灣運送業は爾今許可制として濫立を防止し、更に事業の讓渡、廢止を許可事項、會社の合併、解散を認可事項としてゐる。

港灣荷役施設の強化のためには、逓信大臣は業者が運送上採算の有利なもののみを運送して、國家の緊要とす

るものでも採算上引合はないものは忌避するが如きことのないやうに、運送品を指定し、その取扱を命じ、また緊急なものより運送するやうに、その運送方法順位等を指定する等の命令をなし得ることとしてゐる。

更に港灣運送業の綜合的運營を圖ると共に、港灣運送業の國策遂行協力機關として、逓信大臣は總動員法第十八條による統制團體を設立し得ることとしてゐる。即ち港灣運送業の統制會を設置し得るのである。

これは重要産業團體令の規定に準ずるものであるが、それを同令に包括せず獨立せしめたのは、港灣運送業といふものが、海運業と一體不可分の關係にあり、海運業が中央統制輸送組合、海事審議會、政府の三位一體の下に統制運營され、重要産業團體令より除外されてゐる點に準じて別個の取扱をなすこととなつたものである。港灣運送業の統制團體は、これを中央團體と地區別團體に分けて構成されるものである。

而して、港灣運送業等統制令の適用される範圍は、一箇年五十萬噸以上の船腹の出入港に限られてをり、その數は全國主要港四十港程度とみられ、これらの港灣に於ては、自家用施設以外はすべて本令の適用を受けるのである。

かく港灣運送業等に關しては、港灣運送業等統制令の適用により、鋭意整備されて來たのであるが、事態の急激なる進展に即して昭和十七年二月一部の改正を見た。即ち統合整備をなす上に於ての出資の規定を追加し、更に海運統制令に準じて租税の減免を行ひ、また事業設備の讓渡及び貸渡を許可制度となすこととしたのである。

本令に基く省令——港灣運送業等統制令施行規則(逓信省令第八十七號)昭和十六年九月十九日公布、同二十日施行、改正十七年二月二十五日第十四號。

港灣運送業等統制令に基く團體の登記及清算に關する件(逓信、司法省令第二號)十六年九月十九日公布、同日施行。

港灣運送業等統制令 (昭和十六年九月十七日 勅令第八百六十號)

改正 昭和十六年十二月十九日勅令第千五百五十二號 昭和十七年二月二十一日勅令第九十九號

第一條 國家總動員法第八條ノ規定ニ基ク港灣運送業ニ於ケル貨物ノ移動ニ關スル命令、同法第十六條ノ二ノ規定ニ基ク港灣運送業等ニ屬スル設備ノ讓渡其ノ他ノ處分出資及使用ニ關スル命令、同法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク港灣運送業等ノ開始、委託、共同經營、讓渡若ハ廢止ニ關スル命令又ハ港灣運送業等ヲ營ム會社ノ合併若ハ解散ニ關スル命令並ニ同法第十八條ノ規定ニ基ク港灣運送業ノ統制ヲ目的トスル團體ノ設立等ニ關スル命令及當該團體ニ關シ必要ナル事項ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ港灣運送業トハ海上運送ニ附隨シテ貨物ノ船積又ハ陸揚ノ爲荷捌、積卸又ハ解船若ハ曳船ニ依ル運搬ヲ爲ス事業及此等ノ作業ノ請負ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第三條 港灣運送業ヲ開始セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ逓信大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四條 逓信大臣ハ港灣運送業者ニ對シ事業ノ委託、受託、共同經營、讓渡若ハ讓受又ハ會社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル委託、共同經營、讓渡又ハ合併ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ逓信大臣之ヲ裁定ス

逓信大臣前項ノ裁定ヲ爲サントスルトキハ事案ノ重要ナルモノニ付テハ海事審議會ノ議ヲ經ベシ

第五條 逓信大臣ハ港灣運送業者ニ對シ事業設備ノ讓渡、讓受、貸借若ハ出資ヲ命ジ又ハ事業設備ノ使用ニ關シ其ノ方法ノ改善其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

前條第二項及第三項ノ規定ハ第一項前段及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リ事業設備ノ出資ヲ命ズル場合ニ於テハ逓信大臣ハ出資ノ相手方タル港灣運送業ヲ營ム會社ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五條ノ二 港灣運送業ヲ營ム會社ガ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ事業設備ノ出資ヲ爲シタルトキハ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ノ價額ニ關シ出資ヲ爲シタル營業年度ニ於ケル法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算ニ付國家總動員法第十八條ノ三ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第五條ノ三 第四條第一項又ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ國家總動員法第十八條ノ三ノ規定ニ依リ其ノ登録稅ノ額ハ左ノ額トス但シ登録稅法ニ依リ算出シタル登録稅ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一、合併ニ因ル會社ノ設立

金錢出資ニ依ル拂込株金額及金錢ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル拂込株金額及金錢以外ノ財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ一トノ合計額

二、合併ニ因ル會社資本ノ増加

金錢出資ニ依ル増資拂込株金額及金錢ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル増資拂込株金額及金錢以外ノ財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ一トノ合計額

三、事業ノ讓受又ハ事業設備ノ讓受若ハ出資ノ場合ニ於ケル不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得

不動産又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ三

第六條 遞信大臣ハ港灣運送業者ニ對シ貨物ヲ指定シテ其ノ取扱ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ貨物ノ取扱ノ方法若ハ順位ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 港灣運送業者事業ノ讓渡若ハ廢止又ハ事業設備ノ讓渡若ハ貨渡ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣ノ許可ヲ受クベシ

港灣運送業者營業會社ノ合併又ハ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第八條 第四條乃至第五條ノ三及前條ノ規定ハ港灣運送業ノ用ニ供スル設備ノ賃貸ヲ爲ス事業ヲ營ム者ニ之ヲ準用ス

第九條 遞信大臣ハ港灣荷役ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第十二條ノ規定ニ依リ團體員タル資格ヲ有スル者ニ對シ港灣運送業ノ綜合的統制運營ヲ圖リ且港灣運送業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トスル團體(以下中央團體ト稱ス)ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ中央團體ノ設立ノ命令アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ之ニ諮リテ定款其ノ他中央團體ノ設立ニ必要ナル事項ヲ定メ遞信大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十條 中央團體ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一 團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ノ港灣運送業ニ關スル統制指導
- 二 港灣運送業ノ整備確立
- 三 能率ノ増進、經理ノ改善其ノ他團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ノ港灣運送業ノ發達ニ關スル施設
- 四 港灣運送業ニ關スル調査及研究
- 五 團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ノ港灣運送業ニ關スル檢査
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外中央團體ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第十一條 中央團體ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 團體員ニ關スル規定
- 五 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 六 役員ニ關

スル規定 七 會議ニ關スル規定 八 會計ニ關スル規定

第十二條 中央團體ノ團體員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 港灣運送業者ニシテ遞信大臣ノ指定スルモノ
- 二 第三十六條ノ規定ニ依リ設立セラルル團體

第十三條 中央團體ハ第九條第二項ノ認可アリタル時又ハ國家總動員法第十八條第三項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス

前項ノ場合ニ於テハ遞信大臣ハ中央團體成立ノ旨及定款ヲ告示スベシ

第十四條 中央團體成立シタルトキハ其ノ團體員タル資格ヲ有スル者ハ總テ中央團體ノ團體員トス

第十五條 中央團體ニハ役員トシテ會長一人、理事長一人、理事若干人、監事若干人及評議員若干人ヲ置クベシ

第十六條 會長ハ中央團體ヲ代表シ團體事務ヲ總理ス

理事長ハ會長ヲ輔佐シ團體事務ヲ掌理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ會長及理事長ヲ輔佐シ團體事務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

監事ハ中央團體ノ財産ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十七條 會長、理事長、理事、監事及評議員ハ港灣運送業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ遞信大臣之ヲ命ズ

遞信大臣前項ノ規定ニ依リ會長、理事長又ハ理事ヲ任命シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

會長、理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

第十八條 會長、理事長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ遞信大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 中央團體ハ港灣運送業ニ關スル事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

中央團體ハ關係各大臣ノ諮問ニ對シ答申スベシ

第二十條 中央團體ハ其ノ團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ニ對シ港灣運送業ニ關スル事項ノ調査ヲ爲ス爲必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ資料ノ提出ヲ求メラレタル者ハ遲滞ナク之ヲ提出スベシ

第二十一條 中央團體ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ團體員ニ對シ經費ヲ賦課スルコトヲ得

第二十二條 中央團體ハ其ノ事業ヲ行フ爲テ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ逓信大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ團體員ノ全部又ハ一部ニ對シ前條ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

第二十三條 中央團體ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款又ハ統制規程ニ違反シタル團體員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十四條 第二十一條若ハ第二十二條ノ規定ニ依ル賦課金又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ中央團體ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ中央團體ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ市町村稅ノ例ニ依ル

第二十五條 中央團體ハ其ノ團體員又ハ團體員タル團體ヲ組織スル者ノ港灣運送業ニ關スル統制規程ヲ設定スベシ

第二十六條 定款ノ變更並ニ統制規程ノ設定及變更ハ逓信大臣ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

逓信大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第二十七條 中央團體ノ團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ハ中央團體ノ統制規程ニ依ルベシ

第二十八條 中央團體必要アリト認ムルトキハ中央團體ノ役員又ハ使用人ヲシテ團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ノ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

中央團體ノ團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ハ前項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ズ

中央團體第一項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第二十九條 通常總會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス

會長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

第三十條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

一 定款ノ變更 二 收支豫算 三 第二十一條又ハ第二十二條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第三十一條 會長ハ毎年總會ニ中央團體ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシムベシ

第三十二條 逓信大臣港灣運送業ノ統制運送上必要アリト認ムルトキハ中央團體ニ對シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 逓信大臣ハ中央團體ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

逓信大臣必要アリト認ムルトキハ監事ヲシテ監査ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十四條 逓信大臣ハ中央團體ノ役員ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他港灣運送業ノ統制運送上役員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

逓信大臣前項ノ規定ニ依リ會長、理事長又ハ理事ヲ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第三十五條 中央團體ハ逓信大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

逓信大臣前項ノ命令ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第三十六條 逓信大臣ハ港灣荷役ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ第三十九條ノ規定ニ依リ團體員タル資格ヲ有スル者ニ對シ當該地區内ニ於ケル港灣運送業ノ統制運營ヲ圖ルコトヲ目的トスル團體（以下地區別團體ト稱ス）ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

第三十七條 地區別團體ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一 團體員ノ港灣運送業及之ニ附屬スル事業ニ關スル統制指導
- 二 當該地區内ニ於ケル港灣運送業ノ整備確立
- 三 能率ノ増進、經理ノ改善其ノ他團體員ノ港灣運送業ノ發達ニ關スル施設
- 四 港灣運送業及之ニ附隨スル事業ニ關スル調査及研究
- 五 團體員ノ港灣運送業及之ニ附隨スル事業ニ關スル検査
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外地區別團體ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第三十八條 地區別團體ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 地區
- 四 事務所ノ所在地
- 五 團體員ニ關スル規定
- 六 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 七 役員ニ關スル規定
- 八 會議ニ關スル規定
- 九 會計ニ關スル規定

第三十九條 地區別團體ノ團體員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 港灣運送業者ニシテ遞信大臣ノ指定スルモノ

二 港灣運送業ニ附隨スル事業ヲ營ム者ニシテ遞信大臣ノ指定スルモノ

第四十條 地區別團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第四十一條 第九條第二項、第十三條乃至第十六條、第十七條第一項第三項、第十九條乃至第三十三條、第三十四條第一項及第三十五條第一項ノ規定ハ地區別團體ニ之ヲ準用ス但シ第十九條中關係各大臣トアルハ關係行政官廳トス

第四十二條 遞信大臣又ハ海務局長必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ中央團體、地區別團體、港灣運送業者、港灣運送業ニ附隨スル事業ヲ營ム者又ハ港灣運送業ノ用ニ供スル設備ノ賃貸ヲ爲ス事業ヲ營ム者ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所、船舶、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第四十三條 遞信大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ海務局長ニ委任スルコトヲ得

第四十四條 遞信大臣ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ內務大臣ニ協議スベシ

- 一 第四條第一項、第五條第一項又ハ第八條ノ規定ニ基キ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ港灣運送業者又ハ港灣運送業ノ用ニ供スル設備ノ賃貸ヲ爲ス事業ヲ營ム者ガ其ノ命令事項ノ實施上港灣、運河又ハ公有水面ニ關シ許可ヲ必要トスルモノナルトキ
- 二 公共團體ニ對シ第四條第一項、第五條第一項又ハ第八條ノ規定ニ基キ命令ヲ爲サントスルトキ

第四十五條 本令中遞信大臣又ハ關係各大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トシ海務局長トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ各朝鮮總督府遞信局長又ハ臺灣總督府交通局長トス

第二十四條中市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府邑面、臺灣ニ在リテハ市街庄トアルハ朝鮮ニ在リテハ國稅、臺灣ニ在リテハ市街庄稅トシ百分ノ四トアルハ朝鮮ニ在リテハ百分ノ五トス

第四條第三項(第五條第三項及第八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第五條ノ二(第八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及前條ノ規定ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第五條ノ三(第八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ハ朝鮮ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第四十六條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外中央團體及地區別團體ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十六年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十七年二月二十一日勅令第九十九號)

本令ハ昭和十七年二月二十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ昭和十七年三月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(四) 戰時海運管理令

我國の海運は、支那事變の勃發以來、常に事態の進展に即應して既に數次に互つて統制機構の整備強化を重ねて來た。

然るに獨り戰を契機とせる國際情勢は頓に緊迫化し、遂に日英米間にも戰端の開始を見、ここに速に新事態に對處して國防經濟の自主性を確保する見地から、急速に我國海運の確固たる戰時體制の確立整備が要請されるに至り、戰時海運管理令が制定されるに至つたのである。

戰時海運管理令は、一言でいへば、戰時海上輸送の完遂を期し、我國船舶の一元的運航、船員及船舶の國家的管理を主眼とせるものである。従つて、第一に一定の船舶を國家に於て使用すること、第二に國家に於て被徵(使)用船舶に乗組む船員を徵(使)用すること、第三に被徵(使)用船舶の運航並びに被徵(使)用船員の配乗及び給料手當の支給を行ふ實施機關として、船舶運營會を設立し、民間の知識經驗を活用したること、第四に國家の命令によつて定められた船舶並びにこれに配乗する船員が、船舶運營會の運營によりて起ることあるべき戰時危険は、これを國家補償となすことを主たる内容としてゐる。

政府は、船舶運營會に、總噸數百噸以上の汽船及び總噸數百五十噸以上の機帆船並びにその他逡信大臣の指定する船舶(軍、官營の徵備船舶を除く)を徵(使)用して貸付け、これをして、借入れたる被徵(使)用船舶、その他

の船舶を運航し、國家目的達成のための人及び物資の輸送に當らしめることとしてゐる。

かく船舶の運航は、すべて船舶運營會に於て行ひ、荷主との運送契約の締結及び配船の履行等も、運營會自らの責任に於て行ふこととなつてゐる。然し配船の實務の如きは船舶運營會に於て處理し得るもので、船舶運營會の構成員中に於て船舶運航に必要な機構を有するものを運航實務者として指定し、これを船舶運營會の機關として、その指示下に船舶運航に關する一切の事務を處理せしめる途を拓いてゐる。

船舶の徵(使)用に關しては、船舶運營會をして被徵(使)用船舶の所有者に對し一定の金額を支拂はしめることとし、また船舶の借入及び運航に對しては、船舶運營會をして運賃、滯船料等を收授せしめ、且つ早出料及び港費並びにその他の運航費をも負擔せしめることとしてゐる。同時に運航實務者の運航事務の處理に對しても、船舶運營會をして一定の事務處理手数料を支拂はしめるのである。なほ船舶管理及び船舶の徵(使)用並びに船舶運營會による船舶の運航に因り生ずることあるべき損失に對しては、國家は總動員法第二十七條の規定に基いて補償することとしてゐる。

戰時海運管理令に基いて、我國海運運營上の事實上の中核となる船舶運營會の性格については、國家總動員法第十八條に基く法人であつて、公法人的性格を有するものといへる。その機構もまた、從來の海運中央統制輸送組合に比し、極めて高度の國家管理體制を具現し、政府と表裏一體となつて國家の企圖する所に従ひ、如何なる事態に直面するも、敏速果敢に行動し、海運の強力なる一元的運營を期するに最も適する如く構成されてゐる。

要するに戰時海運管理令は、全く過去に經驗せられざりし新しい構想が盛られ、單に國家公權の發動による消

極的なる統制に終始せず、むしろ積極的に、重大時局に直面せる我國海運の戦時に於ける保全、及び戦後の伸張發展を企圖せる海運新體制を具現せる劃期的制度といふべきで、本制度は内地のみならず、朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島に於ても實施されるほか關東州に於ても、本制度の精神に準じて實施され、いはゆる内外地を包含した全日本船舶の一元的運営を行はんとするところに未曾有の歴史的意義をもつものである。

本令に基く省令——戦時海運管理令施行規則(逓信省令第四十六號)昭和十七年三月二十五日公布、同日施行。

戦時海運管理令に依る被徵用船員等に對する一時金支給規則(逓信省令第六十二號)十七年四月一日公布、同日施行。

戦時海運管理令に基く船舶運營會の登記及清算に關する件(逓信、司法省令第二號)十七年三月二十五日公布、同日施行。

戰時海運管理令 (昭和十七年三月二十五日 勅令第二百三十五號)

第一章 總 則

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ) 第四條ノ規定ニ基ク船舶運營會(海運事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體ヲ謂フ以下同ジ)ノ運航スル船舶ニ乗組マシムベキ船員ノ徵用、同法第六條ノ規定ニ基ク被徵用船員ノ解雇、從業、退職又ハ給與ニ關スル命令、同法第八條ノ規定ニ基ク船舶運營會ノ運航スル船舶ノ使用ニ關スル命令、同法第十三條ノ規定ニ基ク船舶運營會ヲシテ運航セシムベキ船舶ノ使用及船員ノ衛生及教育訓練ニ關スル施設ノ管理並ニ同法第十八條ノ規定ニ基ク船舶運營會ノ設立ニ關スル命令及船舶運營會ニ關シ必要ナル事項ニ付テ

ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 船舶使用

第二條 逓信大臣ハ命令ヲ以テ定ムル日本船舶ヲ使用スルコトヲ得但シ陸軍官憲又ハ海軍官憲方法令又ハ契約ニ基キテ爲ス船舶ノ使用ヲ妨ゲズ

第三條 逓信大臣船舶ヲ使用セントスルトキハ當該船舶ノ所有者ニ對シ使用令書ヲ送達スベシ但シ已ムヲ得ザル場合ニ於テハ權原ニ基キ當該船舶ヲ占有スル者(以下管理者ト稱ス)ニ對シ之ヲ送達スルヲ以テ足ル

前項本文ノ場合ニ於テ所有者ガ管理者ニ非ザルトキハ逓信大臣ハ管理者ニ對シテモ令書ヲ送達スベシ

第四條 逓信大臣令書ノ送達ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ官報ニ公告スベシ但シ軍機保護上其ノ他特ニ必要アリト認ムルトキハ使用ノ目的タル船舶ニ付權利ヲ有スル者(令書ノ送達ヲ受ケタル者ヲ除ク)ニシテ知レタルモノニ對シ之ヲ通知シ公告ニ代フルコトヲ得

第五條 令書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 令書ノ送達ヲ受ケベキ者ノ名 二 使用スベキ船舶ノ名稱及番號 三 使用スベキ船舶ノ引渡ノ時期及場所 四 使用ノ期間 五 其ノ他必要ト認ムル事項

第六條 使用ノ目的タル船舶ノ所有者又ハ管理者ハ使用ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除クノ外逓信大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレザバ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

一 當該船舶ヲ改造シ又ハ修繕スルコト

二 當該船舶ノ機關若ハ機裝品又ハ其ノ部分品若ハ附屬品ヲ撤去シ又ハ其ノ備附ヲ止ムルコト

三 當該船舶ヲ讓渡シ若ハ質貸シ又ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該船舶ニ付新ナル處分ヲ爲スコト

第七條 使用ノ目的タル船舶ノ所有者又ハ管理者ハ當該船舶ニ付讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ他ノ者ガ所有者若ハ管理者タルニ

至リタルトキ又ハ滅失、毀損其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ第九條ノ規定ニ依ル引渡ヲ爲スコト能ハザルニ至リタルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ遲滞ナク之ヲ遞信大臣ニ報告スベシ

前項ノ規定ハ前條ノ許可アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ
第八條 遞信大臣令書ヲ送達シタル後第九條ノ規定ニ依ル引渡前ニ於テ當該船舶ヲ使用セザルモノト決定シタルトキハ其ノ所有者及管理ニ對シ其ノ旨ヲ通知スベシ
第四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第九條 使用ノ目的タル船舶ノ所有者又ハ管理者ハ令書ニ記載シタル引渡ノ時期及場所ニ於テ當該船舶ヲ遞信大臣ニ引渡スベシ

前項ノ規定ハ當該船舶ニ付強制執行手續、國稅徵收法ニ依ル強制徵收手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノノ進行中ト雖モ其ノ適用ヲ妨ゲズ
第十條 遞信大臣ハ當該官吏ヲシテ使用ノ目的タル船舶ノ引渡ヲ受ケシムルモノトス
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ引渡ヲ受ケシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十一條 當該官吏船舶ノ引渡ヲ受ケタルトキハ受領調書ヲ作り引渡ヲ爲シタル所有者又ハ管理者ニ之ヲ交付スベシ
當該官吏前項ノ規定ニ依リ受領調書ヲ管理者ニ交付シタル場合ニ於テハ遲滞ナク所有者ニ其ノ贖本ヲ送達スベシ
第十二條 使用ノ目的タル船舶ノ引渡アリタル時ニ於テ政府之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ使用ノ期間其ノ行使ヲ停止セラル但シ使用ヲ妨ゲザルモノハ此ノ限ニ在ラズ
第十三條 遞信大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被使用船舶ヲ船舶運營會ニ貸付クルモノトス
第十四條 船舶ノ使用期間滿了シ又ハ其ノ使用ヲ廢止スルトキハ遞信大臣ハ當該船舶ヲ所有者ニ返還スベシ但シ返還ノ時期ニ於テ管理者タルコトヲ得ベキ者ヨリ豫メ請求アリタルトキハ其ノ者ニ返還スルコトヲ得

遞信大臣前項ノ規定ニ依リ船舶ヲ返還セントスルトキハ豫メ返還通知書ヲ返還ヲ受クベキ者ニ送達スベシ但シ所有者知レザル場合又ハ所有者ニ送達スルコト著シク困難ナル場合ニ於テ前項但書ノ規定ニ依リ請求ナキトキハ官報ニ公告スルヲ以テ足ル

第四條ノ規定ハ前項本文ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 返還通知書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 返還ヲ受クベキ者ノ名 二 返還スベキ船舶ノ名稱及番號 三 返還ノ時期及場所 四 其ノ他必要ト認ムル事項

第十六條 船舶ノ使用權ハ返還通知書又ハ公告ノ返還時期ニ於テ消滅ス

第十七條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ使用ノ目的タル船舶ノ所有者又ハ關係者ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第三章 船員 徵用

第十八條 遞信大臣ハ左ノ各號ニ掲グル者ヲ徵用スルコトヲ得

一 第三條第一項ノ規定ニ依ル令書送達ノ際當該船舶ニ乗組中ノ船員

二 日本船舶ノ所有者又ハ日本船舶ノ所有者ノ組織スル團體ニシテ遞信大臣ノ指定スルモノノ保有スル豫備員タル船員

三 船員職業能力申告令第二條ニ掲グル船員ニシテ前各號ニ掲グル以外ノモノ

前項第三號ニ掲グル者ノ徵用ハ同項第一號及第二號ニ掲グル者ノ徵用ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラレザル場合ニ限り之ヲ行フモノトス

第十九條 本令ニ依リ徵用スル者ハ船舶運營會ノ運航スル船舶ニ配置セラルルモノトス

第二十條 被徵用船員ハ其ノ職務ニ關シ第四十六條ノ規定ニ依リテ爲ス船舶運營會ノ指示ニ從フベシ

第二十一條 被徵用船員ニ對スル給料、手當、賞與其ノ他ノ給與ハ命令ノ定ムル所ニ依リ船舶運營會之ヲ支給スルモノトス

第二十二條 被徵用船員ノ乗組ム船舶ガ陸軍官憲又ハ海軍官憲ニ於テ使用セラルルニ至リタルトキハ遞信大臣ハ當該船舶ニ乗組ム船員ノ徵用ヲ解除ス

第二十三條 被徵用船員ノ解雇及退職ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

被徵用船員ニ付テハ雇傭期間ノ滿了其ノ他解雇及退職以外ノ事由ニ因リ雇傭關係ノ終了スル場合ニ於テハ引續キ雇傭關係ヲ存續セシムルコトヲ要ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前二項ノ規定ハ海員ノ雇人契約ニハ之ヲ適用セズ

第二十四條 被徵用船員ハ遞信大臣ノ定ムル服務規律ニ從フベシ

第二十五條 被徵用船員船舶運營會ノ運航スル船舶ニ乗組ミ職務ニ從事中戰闘行爲又ハ之ニ準ズベキ危險ニ遭遇シ因リテ傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ニ對シ一時金ヲ支給ス

前項ノ遺族ノ範圍及順位ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 船員徵用令第六條、第七條、第十二條第二項、第十三條第一項、第十七條ノ二、第十九條及第二十條ノ規定ハ

第十八條第一項各號ニ掲グル者ノ徵用ニ付之ヲ準用ス

船員徵用令第八條、第九條及第十六條ノ規定ハ第十八條第一項第三號ニ掲グル者ノ徵用ニ付之ヲ準用ス

遞信大臣必要アリト認ムルトキハ第十八條第一項第一號及第二號ニ掲グル者ノ徵用ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ徵用令書及徵用解除令書並ニ其ノ交付ニ關シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 遞信大臣ハ船舶所有者又ハ海事ニ關スル法人ニ屬スル船員ノ衛生及教育訓練ニ關スル施設ヲ管理スルコトヲ得

第二十八條 遞信大臣ハ前條ノ規定ニ依リ管理スル施設ニ於ケル船員ノ衛生及教育訓練ニ關スル業務ニ付經營者ヲ指揮監督ス

第二十九條 工場事業場管理令第三條乃至第五條（第二條ノ規定ヲ準用スル部分ヲ除ク）、第八條乃至第十條及第十二條ノ規

定ハ船員ノ衛生及教育訓練ニ關スル施設ノ管理ニ付之ヲ準用ス但シ同令第四條第三號中第十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ職權ノ一部ヲ行フ官衙ノ長トアルハ戰時海運管理令第六十四條ノ規定ニ依リ同令第二十八條ノ管理ニ關スル職權ノ一部ヲ行フ海務局長トス

第四章 船舶運營會

第三十條 船舶運營會ハ戰時ニ於ケル海運ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲メ海運事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ爲シ且海運ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第三十一條 船舶運營會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ被使用船舶其ノ他ノ船舶ニ依ル海運事業ヲ行フ

船舶運營會ハ遞信大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ノ外其ノ目的達成上必要ナル附帶事業ヲ行フコトヲ得

第三十二條 船舶運營會ノ構成員タル資格ヲ有スル者ハ日本船舶ノ所有者又ハ日本船舶ノ所有者ノ組織スル團體ニシテ遞信大臣ノ指定スルモノトス

第三十三條 遞信大臣船舶運營會ヲ設立セシメントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對シ船舶運營會ノ設立ヲ命ズベシ

前項ノ規定ニ依ル船舶運營會ノ設立ノ命令アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ之ニ諮リテ定款其ノ他船舶運營會ノ設立ニ必要ナル事項ヲ定メ遞信大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十四條 船舶運營會ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 構成員ニ關スル規定
- 五 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 六 役員ニ關スル規定
- 七 會議ニ關スル規定
- 八 資産及會計ニ關スル規定

第三十五條 船舶運營會ハ第三十三條第二項ノ認可アリタル時又ハ國家總動員法第十八條第三項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス

第三十六條 船舶運營會成立シタルトキハ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ構成員トス
關東州ニ船籍港ヲ定ムル日本船舶ノ所有者又ハ其ノ團體ハ第三十二條ノ規定ニ拘ラズ逓信大臣ノ認可ヲ受ケ船舶運營會ノ
構成員ト爲ルコトヲ得

第三十七條 船舶運營會ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

總裁一人 理事長一人 理事若干人 監事若干人 評議員若干人

第三十八條 總裁ハ船舶運營會ヲ代表シ其ノ業務ヲ統理ス

理事長ハ總裁ヲ輔佐シ船舶運營會ノ業務ヲ掌理シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
理事ハ總裁及理事長ヲ輔佐シ船舶運營會ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス
業務ヲ分掌スル理事ハ豫メ總裁ノ定ムル順位ニ依リ總裁及理事長共ニ事故アルトキハ總裁ノ職務ヲ代理シ總裁及理事長共
ニ缺員ノトキハ總裁ノ職務ヲ行フ

監事ハ船舶運營會ノ財産ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ總裁ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ總裁ニ對シ意見ヲ具申ス

第三十九條 船舶運營會ノ役員ハ海運ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ逓信大臣之ヲ命ズ

總裁、理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

第四十條 總裁、理事長及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ逓信大臣ノ認可ヲ受ケタルト
キハ此ノ限ニ在ラズ

第四十一條 通常總會ハ毎年一回總裁之ヲ召集ス

總裁必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得

第四十二條 定款ノ變更ハ總會ニ諮リ總裁之ヲ決ス

第四十三條 總裁ハ毎年總會ニ船舶運營會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシムベシ

第四十四條 船舶運營會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被使用船舶ヲ借入ルベシ

第四十五條 船舶運營會ハ逓信大臣ノ指定スル航海及逓信大臣ノ指定スル人又ハ物ノ運送ヲ爲スベシ

船舶運營會ハ逓信大臣ノ許可ヲ受タルニ非ザレバ前項ノ航海又ハ運送以外ノ航海又ハ運送ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十六條 船舶運營會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用船員ニ對シ職務ニ關スル指示ヲ爲スベシ

第四十七條 船舶運營會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被使用船舶ノ所有者ニ對シ一定ノ金額ヲ支拂フベシ

被使用船舶ガ知レタル先取特權又ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テハ船舶運營會ハ前項ノ金額ヲ供託スベシ

先取特權者又ハ抵當權者ハ前項ノ供託金ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第四十八條 船舶運營會ハ第二十五條第一項ノ規定ニ依リ一時金ノ支給及第二十六條第一項ニ於テ準用スル船員徵用令第十

七條ノ二ノ規定ニ依リ扶助ニ要シタル金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ國庫ニ納入スベシ

第四十九條 船舶運營會ハ業務規程ヲ設定スベシ

第五十條 船舶運營會ニ運航實務者ヲ置ク

前項ノ運航實務者ハ船舶運營會ノ構成員中ヨリ逓信大臣之ヲ命ズ

第五十一條 運航實務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ船舶運營會ノ爲ス指示ニ從ヒ船舶ノ運航ニ關スル事務ヲ處理ス

船舶運營會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ運航實務者ニ對シ一定ノ事務處理手数料ヲ支拂フベシ

第五十二條 船舶運營會ハ其ノ構成員ニ對シ船舶運營會ノ事業遂行ノ爲必要ナル事務ノ處理又ハ報告ノ提出ヲ命ズルコトヲ
得

前項ノ規定ニ依リ事務ノ處理又ハ報告ノ提出ヲ命セラレタル者ハ遲滯ナク之ニ應ズベシ

第五十三條 船舶運營會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款ニ違反シタル構成員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

前項ノ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ船舶運營會ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ船舶運營會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ
前項中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス
第二項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル

第五十四條 船舶運營會ノ定款ノ變更並ニ業務規程ノ設定及變更ハ逕信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第五十五條 船舶運營會ノ剩餘金ノ處分ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六條 逕信大臣船舶運營會ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ船舶運營會ニ對シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五十七條 逕信大臣ハ船舶運營會ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
逕信大臣必要アリト認ムルトキハ監事ヲシテ監査ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第五十八條 船舶運營會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五十九條 逕信大臣ハ船舶運營會ノ役員又ハ運航實務者ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分、定款又ハ業務規程ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他船舶運營會ノ目的達成上不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第六十條 船舶運營會ハ逕信大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

第五章 雜 則

第六十一條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ第二十七條ノ規定ニ依ル處分ニ因リ通常生ズベキ損失及第二條又ハ第四十五條第一項ノ規定ニ依ル處分ニ因リ生ズベキ損失ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノトス

損失補償請求ノ時期其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ補償金ニ付之ヲ準用ス

第六十二條 逕信大臣又ハ海務局長必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ使用セントスル船舶ノ所有者若ハ管理者、逕信大臣ノ管理ニ係ル船員ノ衛生及教育訓練ニ關スル施設ノ經營者又ハ船舶運營會ヨリ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所、船舶其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第六十三條 本令及本令ニ基キテ發スル命令中船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ船舶管理人ヲ置キタルトキハ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ船舶借入人ニ之ヲ適用ス

第六十四條 逕信大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ海務局長ニ委任スルコトヲ得

第六十五條 第二章及第四章ヲ除クノ外本令中逕信大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島(以下外地ト稱ス)ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ海務局長トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ各朝鮮總督府逕信局長又ハ臺灣總督府交通局長トス

第二章中逕信大臣トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ船籍港ヲ定ムル日本船舶ニ付テハ各朝鮮總督又ハ臺灣總督トス

第四條及第十四條第二項中官報トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ各朝鮮總督府官報又ハ臺灣總督府報トス

第五十三條中市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府邑面、臺灣ニ在リテハ市街庄、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ市町村税トアルハ朝鮮ニ在リテハ國稅、臺灣ニ在リテハ市街庄税、南洋群島ニ在リテハ地方費税トシ百分ノ四トアルハ朝鮮ニ在リテハ百分ノ五トス

第六十六條 逕信大臣船舶運營會ガ内地ニ在ル者ト外地ニ在ル者トヲ以テ組織セラルル場合ニ於テ之ニ關シ左ニ掲グル處分

ヲ爲サントストキハ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ニ協議スベシ但シ第一號及第二號ニ掲ケル處分ニ付テハ外地ニ在ル者ニ對シ處分ヲ爲ス場合ニ限ル

- 一 第三十二條ノ規定ニ依ル指定
- 二 第三十三條第一項ノ規定ニ依ル命令
- 三 第三十三條第二項ノ規定ニ依ル認可

第六十七條 朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官第二十一條若ハ第二十五條ノ規定ニ依ル處分又ハ第二十六條

第一項ニ於テ準用スル船員徵用令第十七條ノ二ノ規定ニ依ル處分ヲ爲サントストキハ遞信大臣ニ協議スベシ

第六十八條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外船舶使用、船員徵用及船舶運營會ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

10 農水産業關係勅令

(一) 米穀搗精等制限令

戰時食糧の確保、國民營養保健の見地から、玄米或ひは七分搗食の強調されてゐたのは永い間のことであつたが、遂にこの問題は、米穀の搗精制限等に關する勅令の公布を以て實現された。この結果、從來玄米から完全白米九割二分の搗上りを得てゐたものが約九割四分の搗上りとなり、飯米量の増加を圖ることが可能となつた。

また同時にこの勅令に於て、米穀の消費を制約するといふ同一の趣旨から、酒類及び麥酒の製造石數をも制限して米麥の消費を抑制し、更に小麥その他の穀物、穀粉につき、これが輸出を制限するの措置をとつた。

名は玄米七分搗程度のものであるが、酒類の配給規正その他を内容としてゐるものだけに、消費層から考へれば極めて重要なものである。

本令に基く省令——米穀搗精等制限令第二條及第五條の規定に依る米穀搗精制限規則(農林省令第六十四號)昭和十四年十一月二十五日公布、同十二月一日施行。

小麥等輸出許可規則(農林省令第六十五號)十四年十一月三十日公布、同十二月五日施行。

米穀搗精等制限令

(昭和十四年十一月二十五日) 勅令第七百八十九號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第八條ノ規定ニ基テ米穀ノ搗精若ハ酒類及麥酒ノ製造ノ制限又ハ同法第九條ノ規定ニ基テ小麥其ノ他ノ米穀以外ノ穀物及穀粉ノ輸出ノ制限ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

前項ニ於テ酒類及麥酒トハ内地ニ在リテハ酒造税法ノ適用ヲ受クル酒類及麥酒税法ノ適用ヲ受クル麥酒、朝鮮ニ在リテハ酒税令ノ適用ヲ受クル酒類ニシテ朝鮮總督ノ指定スルモノ、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ指定スルモノ、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スルモノヲ謂フ

第二條 業務ニ關シ米穀ノ搗精ヲ爲ス者ハ支米ノ重量ニ對スル搗上リ米ノ重量ノ割合ガ農林省令ノ定ムル割合ヲ下ラザル限度ニ於テ米穀ノ搗精ヲ爲スベシ但シ農林省令ノ定ムル特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第三條 酒類又ハ麥酒ヲ製造スル者ハ其ノ製造石數ニ關シ大藏省令ノ定ムル限度ヲ超エテ酒類又ハ麥酒ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ大藏省令ノ定ムル特別ノ事由ニ因リ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

大藏大臣ハ大藏省令ノ定ムル所ニ依リ前項但書ノ規定ニ依ル事務ノ一部ヲ稅務監督局長又ハ稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

第四條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ小麥其ノ他ノ米穀以外ノ穀物及穀粉ノ輸出ヲ制限スルコトヲ得

第五條 大藏大臣、農林大臣、地方長官、稅務監督局長又ハ稅務署長必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ第二條乃至前條ノ規定ニ依ル制限ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ事務所、營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第六條 本令中大藏大臣又ハ農林大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ稅務監督局長又ハ稅務署長トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

本令中大藏省令又ハ農林省令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス
酒類及麥酒ノ製造ノ制限ニ關スル規定ハ臺灣ニハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ内地ニ在リテハ昭和十四年十二月一日ヨリ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十二月十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ酒類及麥酒ノ製造ノ制限ニ關スル規定ノ施行期日ハ別ニ之ヲ定ム

(二) 小作料統制令

小作料統制令は總動員法第十九條に基き小作料の統制を目的に制定され、昭和十四年十二月十一日より施行(外地は十二月十八日から施行)された。

政府はこれよりさき總動員法の關係條項を發動して價格等統制令を制定し、價格、運賃、賃金、賃貸料等各般に互つてその騰貴を抑制するの措置に出たが、小作料もこの價格等統制令によつて同じく統制されることになつ

たのであつた。

然し小作料は農生産上に重大なる関係があり、社會的にも種々複雑なる事情があつたので、ここに農村の實情に應じた統制法規を制定するの必要を生じ、前記小作料統制令の制定公布となつたのである。本令制定の趣旨は、一般物價の抑制のため農生産の重要部門を占めてゐる小作料を統制するばかりでなく、進んで農業經營を安定させ重要農生産を確保するとともに、銃後農村の平和を保持せんとする目的を以て制定せられたものである。

本令によつて統制をうける小作料は、耕作の目的を以て農地が賃借される場合の借賃、並びに耕作を自らする永小作權及び賭地權の小作料で(第二條)、ここに賭地權とは朝鮮の慣習に基く物權の一種であつて、その權利の性質は民法の永小作權に類似してゐるものである。

小作以外の目的で賃借される場合、たとへば材料置場、砂利置場等として使用するために賃借される場合の借賃等は本令の統制以外に屬する。これらの統制は別に價格等統制令の統制に服するのである。また建物所有の目的で賃借され、または地上權が設定される場合の借賃は、地代家賃統制令の統制を受ける。ただ農村では農地以外の土地、たとへば採草地、干場等が農地に附隨して賃借されたり或ひは農舎、溜池等の建物、工作物が農地に附隨して一括して賃借されたりする場合が多く、その借賃と農地の借賃とを區別することは困難なので、かかる場合はこれらの借賃は例外として本令の統制下に置いた(第二條)。「株小作」等は最も顯著な例である。

次は小作料統制令の統制對象となるものであるが、本令は小作料の額または率ばかりでなく、小作料の種別及

び減免條件等も統制の對象とし、なほ農地の賃借契約、永小作權設定等に於ける一定の條件もその對象とした(第十一條)。

周知の如く我國の小作料は、(イ)一定額を以て納付する制度と(ロ)收穫高に對する一定割合を以て納付する制度との二つがある。前者は米、麥、大豆等で納付する物納小作料と、金錢で納付する金納小作料と、一定量の現物で表示してゐいて、實際の納付にはその現物を一定の時及び場所の相場で金錢に換算して支拂ふ代金納小作料との三種類に區分される。後者は所謂分益小作料で收穫高の一定率を小作料とするものと、毎年收穫高を見取つてその收穫高の一定率を小作料とする見取小作料とに分類される。

物納小作料でも、米で支拂ふか麥で支拂ふか等、現物の種類に種々あり、且つその品等の如何によつては實質上小作料の増減を意味することにもなるので、本令では小作料の種別をも統制下においたのである。

我國の小作料は平年作を豫想しての定めである場合が多く、このため不作年にはその不作の程度に應じて小作料を減免する場合が多いのである。この減免率の問題は取りも直さず小作料の問題なので、小作料の種別、額、率のみでなく、減免等の條件をも統制の對象としたのである。

敷金、修繕費及び用排水費等の負擔、改良費の負擔、公租公課、小作料の支拂條件、借主の貸主に提供する勞務に關する條件及び借主の貸主に給付する權利金その他財産上の利益に關する條件の如きも同様にその統制下におき、小作料に關聯する一般の統制につき萬全を期した。

さて統制の方法についてであるが、第一は小作料の引上停止である。

即ち小作料その他本令の統制下におかれた対象に關しては、本令の施行後は、契約期間の終了、貸借主の變更に拘らず、貸主がその基準を變更し或ひは新規準を定めたりすることはできないのである。

小作料その他の引上げの基準は次の如く過去に於て定められたものを基準とするものと、新たに定められたものを基準とするものと、二た通りある。

一、過去に於けるもので定まる基準

これは昭和十四年九月十八日に於けるものを基準にするものと、然らざるものと二た通りある。

(イ)昭和十四年九月十八日に於て小作料の定めてあつた農地については、その時の諸條件を新基準とする。

(ロ)同日に小作料の定めなく、その後本令施行前、即ち昭和十四年十二月十日までに小作料の種別その他について定めが出来た場合には、九月十八日以後最初に定められた條件が新基準となる。

二、今後定められるもので定まる基準

昭和十四年九月十八日に於ても、それ以後本令施行前までの間に於ても、一度も賃貸されたことのない農地に於ては、本令施行以後最初に定められる條件が新基準となる。

而して以上の基準を超えて小作料の額或ひは率を定め、また以上の基準に比し借主の負擔を増すが如き條件を定めることはこれを認めず、ただ特別の理由があつて地方長官が認可した場合に限つてこれを認める。

以上、小作料等の引上停止によりその間に不均衡等を生ずることも多いが、このため適正小作料の設定が問題とされ、次の方策を採ることとした。

一、市町村農地委員会による小作料その他の新設定。

二、同委員会の認めた適正小作料その他は地方長官がこれを認可してはじめて效力を生ずる。

三、このほか小作料の引上停止による不均衡是正の方法として地方長官の命令によつて小作料の引下げを行ふ場合がある。

四、また裁判、裁判上の和解、調停等による引下げも一方法として取上げられてゐる。

以上は小作料統制令の趣意であるが、右の趣意を實行するためには、第一は貸借主間の調和、第二は市町村農地委員会の運用によつて行ひ、地方長官の命令等は最後の手段で、むしろ發動する場合があつてはならぬのである。

本令に基く省令——小作料統制令施行規則(農林省令第六十六號)昭和十四年十二月六日公布、同十一日施行。

小作料統制令 (昭和十四年十二月六日 勅令第八百二十三號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ基キ小作料ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ小作料トハ耕作ノ目的ヲ以テ農地(農地以外ノ土地ガ農地ニ附隨シテ賃借セラルル場合又ハ建物其ノ他ノ工作物ガ農地ニ附隨シテ賃借セラレ其ノ借貸ガ農地ノ借貸ト分別シ得ザル場合ニ於テハ其ノ土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ヲ含ム以下同ジ)ガ賃借セラルル場合ニ於ケル借貸又ハ耕作ノ目的ヲ以テ永小作權若ハ賭地權ガ設定セラルル場合ニ於

ケル小作料ヲ謂フ

第三條 農地ノ賃貸人又ハ永小作權若ハ賭地權ノ目的タル農地ノ所有者（以下貸主ト稱ス）ハ左ノ各號ノ小作料ノ額若ハ率ヲ超エテ小作料ノ額若ハ率ヲ定メ又ハ左ノ各號ノ小作料ノ種別若ハ減免條件ニ付農地ノ賃借人又ハ永小作權者若ハ賭地權者（以下借主ト稱ス）ノ負擔ノ増加ト爲ルベキ變更ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ地方長官ノ許可アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和十四年九月十八日ニ於テ小作料ノ定アリタル農地ニ付テハ同日ニ於ケル小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件（其ノ不明ナルトキハ同日以後ノ判明セル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件）

二 前號ニ該當セザル農地ニシテ昭和十四年九月十九日以後本令施行前ニ小作料ノ定アルニ至リタルモノニ付テハ同日以後ニ於ケル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件（其ノ不明ナルトキハ判明セル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件）

三 前二號ニ該當セザル農地ニシテ本令施行後ニ小作料ノ定アルニ至リタルモノニ付テハ本令施行後ニ於ケル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件

第四條 市町村農地委員會必要アリト認ムルトキハ當該市町村ニ在ル農地ニ付小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得

市町村農地委員會ハ前項ノ規定ニ依リ定ムル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ
地方長官前項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨公示スベシ

前三項ノ規定ハ公示シタル小作料ノ種別、額又ハ減免條件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス

第五條 地方長官前條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依リ公示シタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ハ貸主及借主ニ於テ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ之ニ依ルベキ旨ノ合意ヲ爲シタルトキハ其ノ農地ニ關シテハ之ヲ第三條ノ規定ノ適用ニ付テ

ハ同條各號ニ掲グル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス

第六條 地方長官小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件著シク不當ナリト認ムルトキハ貸主ニ對シ小作料ノ種別ノ變更、額若ハ率ノ減少若ハ減免條件ノ變更ヲ命ジ又ハ減免條件ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ地方長官ノ命令ニ依リ變更シタル種別、減少シタル額若ハ率又ハ變更シ若ハ定メタル減免條件ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條各號ニ掲グル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス

第一項ノ規定ハ裁判、裁判上ノ和解、小作調停法、朝鮮小作調停令若ハ明治三十七年律令第三號ニ依ル調停又ハ朝鮮小作調停令ニ依ル認可ノ決定アリタル勸解ニ依リ定マリタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七條 價格等統制令施行後裁判、裁判上ノ和解、小作調停法、朝鮮小作調停令若ハ明治三十七年律令第三號ニ依ル調停又ハ朝鮮小作調停令ニ依ル認可ノ決定アリタル勸解ニ依リ借主ニ有利ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條各號ニ掲グル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス

第八條 地方長官第三條但書ノ規定ニ依リ許可、第四條第二項若ハ第四項ノ規定ニ依ル認可又ハ第六條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第九條 貸主ハ本令ノ適用ヲ免ルル爲農地ノ耕作ヲ目的トスル請負其ノ他ノ契約ヲ爲シ又ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ借主ニ對シ農地ノ賃貸借契約又ハ永小作權若ハ賭地權ノ設定契約ニ定メザル財産上ノ利益ヲ求ムルコトヲ得ズ

第十條 地方長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ農地ノ賃貸借、永小作又ハ賭地權ニ依ル小作ニ關シ其ノ當事者ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間農地其ノ他ノ場所ニ臨檢シ收穫ノ狀況若ハ契約書其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十一條 第三條乃至第八條ノ規定ハ敷金、補償金穀、修繕費及用排水費ノ負擔並ニ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件以

外ノ農地ノ賃貸借、永小作若ハ賭地權ニ依ル小作又ハ之ニ附隨スル契約ノ條件ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

第十二條 本令ハ國又ハ道府縣ガ貸主タル農地ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十三條 第四條及第五條ノ規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

第八條ノ規定ハ朝鮮、臺灣及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

本令中農林大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事(第六條ノ場合ニ在リテハ道知事又ハ府群島小作委員會)、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府群島、臺灣ニ在リテハ市街庄トシ市町村農地委員會トアルハ朝鮮ニ在リテハ府群島小作委員會、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ街庄長トス

附則

第十四條 本令ハ内地ニ在リテハ昭和十四年十二月十一日ヨリ、朝鮮、臺灣及南洋群島ニ在リテハ同月十八日ヨリ之ヲ施行ス本令ハ樺太ニハ之ヲ施行セズ

第十五條 價格等統制令施行前ニ第三條第一號又ハ第二號ノ小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ヲ借主ノ不利益ニ變更シタル農地ニ付テハ貸主ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ本令施行後最初ニ小作料ノ納期ノ到來スル分ヨリ之ヲ同條第一號又ハ第二號ノ小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ回復スベシ

第十六條 前條ノ規定ハ價格等統制令施行前ニ於テ裁判、裁判上ノ和解、小作調停法、朝鮮小作調停令若ハ明治三十七年律令第三號ニ依ル調停又ハ朝鮮小作調停令ニ依ル認可ノ決定アリタル勸解ニ依リ借主ノ不利益ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付テハ之ヲ適用セズ價格等統制令施行ノ際現ニ繫屬シタル訴訟、裁判上ノ和解事件又ハ調停

事件ニ於テ借主ノ不利益ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付亦同ジ

前項ノ裁判、和解、調停又ハ勸解ニ依リ借主ノ不利益ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條第一號又ハ第二號ノ小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス

第十七條 前二條ノ規定ハ敷金、補償金穀、修繕費及用排水費ノ負擔並ニ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件以外ノ農地ノ賃貸借、永小作若ハ賭地權ニ依ル小作又ハ之ニ附隨スル契約ノ條件ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

(三) 農業水利臨時調整令

國民食糧の大宗たる米穀の生産にとつて、農業水利の利用の適否は、至大な關係を持つてゐる。然るに我國に於ける農業水利の關係は、舊來の慣行に従つて規律せられてゐるものが大部分で、不明を極め、従つて旱魃の如き場合に當つて、用水を繞つて思はぬ紛争が勃發し、農村の平和をも破壊する結果となる。

政府は、一面旱魃に對處すると共に、農業水利の調整を行ひ、有效適切に農業用水の利用を圖り、食糧農産物の生産を確保し、併せて銃後農村の平和を維持するため、農業水利臨時調整令を制定實施した。

農業水利調整の問題は、その沿革と實情とを十分に考慮し、根本的な方策が必要であるが、本令は、未だ臨時應急の措置たるを出でな。

先づ調整令に於ては、一定の農業水利調整區域を設定し、この區域に限つて農業水利の調整を行ふ。調整區域

には、地方自治團體、産業團體の責任者を以て調整管理者を結成せしめ、この調整管理者をして具體的の水利調整事務を遂行させる。

調整管理者は、用水の分配、使用方法等につき一定の調整計畫を樹て、その地域内の農業用水の権利者、用水の使用者は、この調整計畫に協力しなければならぬ。

地方長官は、農業水利調整區域の自治精神を尊重するが、同時に水利調整の目的を貫徹させるため、これらの調整計畫を阻害するが如き一切の行爲を禁止し制限することとなつてゐる。なほ用水に對する報償の問題も考へられるが、當事者協議の整はぬ時は、地方長官の裁定に俟つこととした點等、注目される。

本令に基く省令——農業水利臨時調整令施行規則（農林省令第六十六號）昭和十五年八月九日公布、同十日施行。

農業水利臨時調整令

（昭和十五年八月五日）
勅令第五百十六號

第一條 國家總動員法第八條ノ規定ニ基キ食糧農産物ノ生産ヲ確保スル爲早魃等ニ際シ臨時應急ノ措置トシテ行フ農業水利調整ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 地方長官ハ關係アル市町村長、水利組合ノ管理者其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ノ代表者ノ一人又ハ數人ノ申請ニ因リ區域ヲ指定シ農業水利調整地域ヲ設定スルコトヲ得

地方長官農業水利調整ノ爲必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依ル申請ナキモ區域ヲ指定シ農業水利調整地域ヲ設定スルコトヲ得

地方長官前二項ノ規定ニ依リ農業水利調整地域ヲ設定シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ公示ス

第三條 前條第三項ノ公示アリタルトキハ農業水利調整地域ノ全部又ハ一部ヲ區域トスル市町村ノ市町村長、水利組合ノ管理者其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ノ代表者ハ當該地域ノ調整管理者ト爲ル

地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ニ掲グル調整管理者ノ外適當ト認ムル者ヲ調整管理者ニ指定スルコトヲ得

調整管理者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遲滞ナク總代ヲ選任シ地方長官ニ届出ツベシ
前項ノ規定ニ依リ總代ヲ選任スベキ場合ニ於テ總代ヲ選任セズ又ハ選任スルコト能ハザルトキハ地方長官ハ第二項ノ規定ニ依リ調整管理者及農業水利調整地域内ノ農業水利ニ關シ利害共通スト認ムル地域ノ全部又ハ一部ヲ區域トスル市町村ノ市町村長、水利組合ノ管理者其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ノ代表者ノ中ヨリ總代ヲ指定スベシ

第四條 調整管理者（總代アルトキハ總代）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遲滞ナク農業用水ノ分配其ノ他農業用水ノ使用ニ關シ必要ナル農業水利調整計畫ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

地方長官前項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲ス場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ更正シテ認可スルコトヲ得
調整管理者又ハ總代第一項ノ農業水利調整計畫ヲ定メズ又ハ定ムルコト能ハザルトキハ地方長官ハ農業水利調整計畫ヲ定ムルコトヲ得

地方長官第一項及第二項ノ規定ニ依ル認可又ハ前項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ公示ス

第五條 調整管理者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農業水利調整計畫ノ實施ニ關スル事項ヲ管理スルモノトス

第六條 第四條第四項ノ公示アリタルトキハ農業水利調整地域内ニ於テ農業用水ニ關シ權利ヲ有シ又ハ農業用水ノ使用ヲ爲

ス者ハ當該權利ノ行使又ハ農業用水ノ使用ニ付農業水利調整計畫ニ從フベシ
前項ノ者ハ調整管理者ガ前條ノ規定ニ基キテ爲ス管理ヲ妨害スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ
第七條 地方長官農業水利調整地域内ニ於ケル農業水利調整ノ爲必要アリト認ムルトキハ前條第一項ノ者ノ爲ス當該地域内ノ農業水利施設ノ新設、變更若ハ廢止又ハ農業水利ニ關スル協定、其ノ變更若ハ廢止其ノ他ノ行爲ヲ禁止又ハ制限スルトヲ得

第八條 地方長官必要アリト認ムルトキハ農業水利調整計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ其ノ變更ヲ爲スコトヲ得

地方長官緊急ノ必要アリト認ムルトキハ農業水利調整地域設定後農業水利調整計畫ノ認可ニ至ル迄ノ間ニ於テ調整管理者及第六條第一項ノ者ニ對シ臨時農業水利調整上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

地方長官第一項ノ規定ニ依リ農業水利調整計畫ヲ變更シ又ハ前項ノ命令ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示ス

第九條 地方長官ハ調整管理者ニ對シ其ノ行フ管理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 地方長官農業水利調整ノ必要ナキニ至リタルモノト認ムルトキハ農業水利調整地域ノ設定ヲ取消シ又ハ農業水利調整計畫ノ廢止ヲ命ズルコトヲ得

農業水利調整計畫ノ實施期間終了シタルトキ又ハ地方長官前項ノ規定ニ依リ農業水利調整計畫ノ廢止ヲ命ジタルトキハ農業水利調整地域ノ設定ハ取消サレタルモノトス

地方長官第一項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ公示ス

第十一條 農業水利調整ニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第六條第一項ノ者ノ負擔トス

第十二條 農業水利調整ニ關スル相互報償ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ當事者間ニ於テ協議ヲ爲スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ地方長官ノ裁定スル所ニ依ルベシ

地方長官前項ノ裁定ヲ爲サントスルトキハ道府縣農地委員會ノ議ヲ經ベシ

第十三條 農業水利調整地域ガ二以上ノ府縣ノ區域ニ渉ル場合ニ於テ關係地方長官本令ニ基ク處分ヲ爲サントスルトキハ協議スベシ

前項ノ協議調ハザルトキハ同項ノ處分ニ付農林大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ其ノ處分ガ河川、湖又ハ沼ニ關スルモノニシテ内務大臣ノ認可ヲ要スルモノニ該當スルトキハ内務大臣及農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十四條 地方長官本令ニ基ク處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ其ノ處分ガ河川、湖又ハ沼ニ關スルモノニシテ内務大臣ノ認可ヲ要スルモノニ該當スルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十五條 農林大臣及地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ農業水利調整ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ農業水利施設ノ存スル場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十六條 本令ノ規定ニ基ク處分アリタル場合ニ於テ其ノ處分ニ係ル事項ガ河川法第十七條乃至第十九條ノ規定ニ依ル許可ヲ要スルモノニ該當スルトキハ同法第二十條及第二十一條ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第十七條乃至第十九條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ河川法第十七條乃至第二十一條ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス

第十七條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關スル行政廳ノ處分ニ對シテハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ズ

第十八條 本令ニ於テ市町村又ハ市町村長トアルハ之ニ準ズルモノヲ含ム

附則

本令ハ昭和十五年八月十日ヨリ之ヲ施行ス

(四) 臨時農地等管理令

國民の主要食糧の生産を確保するためには、先づ何といつても耕地の最高度の利用を圖らなければならない。この限られた我國の耕地が、戦時下の今日、果して完全に活用されてゐるかどうか。その點について最も遺憾と思はれることは、最近諸種の原因によつて農耕地の潰廢面積が増加し、熟田良畑が潰廢に委されてゐることである。更に耕作を廢止した所謂休閑地の利用更生の必要も痛感されてゐる。

臨時農地管理令の狙ひどころは、第一にこの農地の潰廢を統制しようとするものである。

最もひどい場合に於ては、耕地の潰廢は、土地投機の動機から出たものさへある。かくの如き事情から、農産物の確保が阻害されるといふ如きことがあつては、由々しき事態といはねばならない。かくて本令の制定によつて、農地の所有者がその農地を耕作以外の目的のために使用せんとする時は、原則として地方長官の許可を受けなければならない規定となつた。而も地方長官は、その使用目的が單なる娛樂設備であるとか、時局的にみてさまで必要でないもの、或ひは使用することの結果附近の農作物に大なる被害を及ぼす虞があるもの、または自作農創設維持事業によつて出來上つた自作地であるとかいふ場合に於ては、原則として許可を與へない方針となつてゐる。

第二の狙ひどころは、休閑地利用、所謂耕作強制の規定である。即ち地方長官は、現に耕作を行はず放置されてゐる農地の所有者、賃借人、地上権者等に對し、積極的にその農地を耕作するやうに道府縣農地委員會、市町村農地委員會をして勸告せしめる。またその農地を休閑地として放置してゐる當の責任者に實際上耕作の能力のない場合は、これが耕作者の斡旋をも圖らしめ、休閑地の利用に努力するのである。

第三といふよりは、農地管理令の中心的規定として、作付調整の規定がある。即ち一定限度の農地を利用して、最大限の主要食糧生産を確保してゆくためには、作物の作付を調整し、所謂重點的生産統制を行はなければならない。不要不急の作物の作付は、この際出來るだけ制約し、その耕地を他のより必要緊急の作物に振向けねばならない。このために農林大臣または地方長官は、農作物の種類を指定して、その重點的作物の作付を命じ、他方、不要不急の作物の作付を制限し、禁止することも出來ることとなつた。なほ作付調整に關する處分によつて、農民に損失を生じた場合は、國家補償の規定のあるのは、當然のことである。

また以上の潰地の許可、耕作命令を發するに當つては、地方農地事情に詳しい各府縣農地委員會の實際的知識と専門的意見を參酌して、誤りない適確な措置を講ずる必要があるもので、その旨の規定が設けられてゐる。

本令に基く省令——臨時農地等管理令施行規則(農林省令第十一號)昭和十六年二月一日公布、同日施行、改正同六月十四日第五十三號。

農地作付統制規則(農林省令第八十六號)十六年十月十六日公布、同二十五日施行。

作付統制助成規則(農林省令第八十八號)十六年十月二十五日公布、同日施行。

臨時農地等管理令

(昭和十六年二月一日 勅令第百十四號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十三條第一項及第三項ノ規定ニ依ル食糧農産物等ノ生産ヲ確保スル爲ニ爲ス農地又ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ノ管理ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者(以下權利者ト稱ス)其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ地方長官(農林大臣特ニ定メタルトキハ農林大臣)ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第四條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 國又ハ道府縣ガ權利者タル場合

二 主務大臣又ハ地方長官ノ命令、免許、許可、認可其ノ他ノ處分ニシテ農林大臣ノ定ムルモノニ依リテ爲ス工事又ハ施設ノ爲ニ農地ヲ使用スル場合

三 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ關スル權利ヲ收用又ハ使用シタル場合ニ於テ當該收用又ハ使用ニ係ル農地ヲ其ノ目的ニ供スル場合

四 第五條ノ規定ニ依リ許可ニ係ル農地ヲ其ノ目的ニ供スル場合

五 前各號ノ外農林大臣ノ定ムル場合

第五條 農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲其ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル者ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ地方長官(農林大臣特ニ定メタルトキハ農林大臣)ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 國又ハ道府縣ガ農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

二 主務大臣又ハ地方長官ノ命令、免許、許可、認可其ノ他ノ處分ニシテ農林大臣ノ定ムルモノニ依リテ爲ス工事又ハ施設ノ爲ニ農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

三 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ關スル權利ヲ收用又ハ使用セントスル場合

四 前各號ノ外農林大臣ノ定ムル場合

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ農地ノ面積五千坪ヲ超ユルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ニ在リテハ農林大臣ト協議シ、其ノ他ニ在リテハ其ノ事項ノ主務大臣ヲ經由シ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ但シ軍機保護上支障アル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 行政廳國ガ權利者タル農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合

二 行政廳國ノ事業又ハ施設ニ關シ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

三 行政官廳土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲農地又ハ之ニ關スル權利ノ收用又ハ使用ニ付事業ノ認定ヲ爲シ又ハ許可ヲ爲サントスル場合

四 主務大臣又ハ地方長官第四條第二號又ハ第六條第二號ニ規定スル命令、免許、許可、認可其ノ他ノ處分ヲ爲サントスル場合

左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ農地ノ面積五千坪ヲ超ユルトキハ北海道廳長官又ハ府縣知事ハ農林大臣ノ定ムル事項ニ付農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

一 道府縣ガ權利者タル農地ヲ道府縣ガ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合
二 道府縣其ノ事業又ハ施設ニ關シ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

前二項ノ規定ニ依ル協議又ハ承認ハ農林大臣ノ定ムル場合ニハ之ヲ要セズ

第八條 地方長官必要アリト認ムルトキハ道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ヲシテ農地ノ權利者ニ對シ其ノ農地ノ耕作ニ關シ勸告セシムルコトヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ農地ノ權利者ニ對シ其ノ農地ヲ地方長官ノ適當ト認ムル者ヲシテ耕作セシムル爲貸貸其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令アリタル場合ニ於テハ農地ノ權利者ハ貸貸料其ノ他ノ事項ニ關シ前項ノ者ト協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ地方長官ノ裁定スル所ニ依ルベシ

第九條 前條ノ規定ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付之ヲ準用ス

第十條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ農地ノ權利者ニ對シ一般的ニ農作物ノ種類、地域其ノ他ノ事項ヲ指定シテ耕作ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ特定ノ農地ノ權利者ニ對シ農作物ノ種類其ノ他ノ事項ヲ指定シテ耕作ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 農林大臣又ハ地方長官ハ第三條若ハ第五條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分又ハ第八條第二項(第九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニシテ事案ノ重要ナルモノニ付テハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス

ス

前條ノ規定ニ依ル命令ニシテ事案ノ重要ナルモノニ付テハ農林大臣ニ在リテハ農林計畫委員會、地方長官ニ在リテハ道府縣農會其ノ他地方長官ノ適當ト認ムルモノノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十二條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條又ハ第五條ノ制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第十條第二項ノ規定ニ依ル處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スベシ

第十四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ農地若ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ農地若ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十五條 第八條乃至第十條ノ規定又ハ之ニ基キ命令ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ農地又ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ノ權利者ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第十六條 第七條第一項及第二項中五千坪トアルハ臺灣ニ在リテハ一甲トス

第八條第一項中道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ邑面長、臺灣ニ在リテハ市長又ハ街庄長、樺太ニ在リテハ支廳長又ハ市町村長、南洋群島ニ在リテハ支廳長トス

第十一條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

本令中主務大臣トアルハ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ノ所管事項ニ關シテハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

本令中農林大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアリ又ハ北海道廳長官又ハ府縣知事トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(五) 馬事團體令

昭和十六年十二月二十四日に總動員法第十八條に基き制定された馬事團體令は、馬事に關する官民事業の經營統制を目的として生れた。

本令による團體は日本馬事會と馬事組合とで、前者は馬事事業の綜合運營により馬匹の生産増加、資質の向上、馬事訓練の促進、馬匹の移植に必要な經營、馬事に關する調査等をその職分とする。

馬事團體令の主たる内容は左の通りである。

一、農林大臣は統制運營上の必要のため總動員法第十六條の二及び三の規定により馬事團體に對し、その事業のもつ設備、權利等を日本馬事會に讓渡したり使用せしめたりすることを命ずることができ、また事業そのもの

の讓渡、經營委託等を命ずることもできる。この場合は、まづ當事者間の協議による讓渡、委託等の遂行を第一とし、協議の不調な場合は農林大臣がこれを裁定することになつてゐる。

二、農林大臣は日本馬事會に對し、馬事に關する調査を命じ、或ひは事業の施行を命じ、また定款の變更を命ずることができる。

馬事組合は一定地區に於て馬事事業の種類別に設立されるもので、馬事事業の發展のための施設をなし、馬匹の移植に必要な事業の經營を行ひ、地區内の馬事事業に關する調査研究等を行ふ。

以上が馬事統制令の大體の狙ひであるが、支那事變が大東亞戰爭に發展し、戦闘區域が愈々擴大されてきた今日、馬事事業の發展は絶對必要事で、従つて馬事統制令の施行は注目されるところである。

本令に基く省令——馬事團體令施行規則(農林、陸軍省令第三號)昭和十六年十二月二十四日公布、同日施行。

馬事團體令に基く團體の登記及清算等に關する件(農林、陸軍、司法省令第一號)十六年十二月二十四日公布、同日施行。

馬事團體令

(昭和十六年十二月二十四日勅令第三千二百一號)

第一條 國家總動員法第十八條ノ規定ニ基ク馬事ニ關スル事業ノ統制及統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體ニ付テハ本令

ノ定ムル所ニ依ル

- 第二條 本令ニ依ル團體ハ日本馬事會及馬事組合トス
- 第三條 日本馬事會ハ馬事ニ關スル施設ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲馬事ニ關スル事業ノ綜合的統制運營ヲ圖リ之ニ必要ナル經營ヲ行ヒ且馬事ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス
- 第四條 日本馬事會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ
 - 一 會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ馬事ニ關スル事業ノ統制指導
 - 二 馬ノ生産増加及資質向上、馬事訓練其ノ他馬事ノ發達ニ關スル施設
 - 三 馬ノ移植ニ必要ナル事業ノ經營
 - 四 馬事ニ關スル調査及研究
 - 五 前各號ニ掲グルモノノ外日本馬事會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業
- 第五條 日本馬事會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ馬事ニ關スル事業ヲ行フ團體ニシテ農林大臣ノ指定スルモノトス
- 第六條 農林大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本馬事會ノ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ日本馬事會ノ設立ヲ命ズベシ
- 前項ノ規定ニ依リ日本馬事會ノ設立ノ命令アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ之ニ諮リテ定款其ノ他日本馬事會ノ設立ニ必要ナル事項ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第七條 日本馬事會ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - 一 目的
 - 二 名稱
 - 三 事務所ノ所在地
 - 四 會員ニ關スル規定
 - 五 事業及其ノ執行ニ關スル規定
 - 六 役員ニ關スル規定
 - 七 會議ニ關スル規定
 - 八 會計ニ關スル規定
- 第八條 日本馬事會ハ第六條第二項ノ認可アリタル時又ハ國家總動員法第十八條第三項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス
- 前項ノ場合ニ於テハ農林大臣ハ日本馬事會成立ノ旨及定款ヲ告示スベシ
- 第九條 日本馬事會成立シタルトキハ日本馬事會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ會員トス

- 第十條 日本馬事會ニハ左ノ役員ヲ置クベシ
 - 會頭一人 副會頭二人以内 理事若干人 監事若干人 評議員若干人
- 第十一條 會頭ハ日本馬事會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
 - 副會頭ハ會頭ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ會務ヲ掌理シ豫メ農林大臣ノ定ムル順位ニ依リ會頭事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會頭缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
 - 理事ハ會頭及副會頭ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ會務ヲ分掌ス
 - 監事ハ日本馬事會ノ業務ヲ監査ス
 - 評議員ハ會頭ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會頭ニ對シ意見ヲ具申ス
- 第十二條 役員ハ農林大臣之ヲ命ズ
- 第十三條 會頭、副會頭及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス
- 第十四條 會頭、副會頭及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十五條 日本馬事會ハ馬事ニ關スル事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得
- 日本馬事會ハ關係各大臣ノ諮問ニ對シ答申スベシ
- 第十六條 日本馬事會ハ其ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ニ對シ馬事ニ關スル調査ヲ爲ス爲必要ナル資料ノ提出ヲ求めルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ資料ノ提出ヲ求めラレタル者ハ遲滞ナク之ヲ提出スベシ
- 第十七條 日本馬事會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ニ對シ經費ヲ賦課スルコトヲ得
- 第十八條 日本馬事會ハ其ノ事業ヲ行フ爲特ニ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ會員ノ全部

又ハ一部ニ對シ前條ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

第十九條 日本馬事會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款又ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十條 第十七條若ハ第十八條ノ規定ニ依ル賦課金又ハ前條ノ規定ニ依ル過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ日本馬事會ノ請求アルトキハ市町村(之ニ準ズベキモノヲ含ム以下之ニ同ジ)ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ日本馬事會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村ノ徵收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル

第二十一條 日本馬事會ハ其ノ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ノ馬事ニ關スル事業ニ關スル統制規程ヲ設定スベシ

農林大臣ハ日本馬事會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ニ對シ日本馬事會ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 定款ノ變更並ニ統制規程ノ設定及變更ハ農林大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

農林大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第二十三條 日本馬事會必要アリト認ムルトキハ其ノ役員又ハ使用人ヲシテ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ馬事ニ關スル業務ノ狀況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

日本馬事會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ハ前項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避スルコトヲ得ズ

第二十四條 通常總會ハ毎年一回會頭之ヲ招集ス
日本馬事會第一項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

會頭必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

第二十五條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會頭之ヲ決ス

一 定款ノ變更 二 第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第二十六條 會頭ハ毎年總會ニ日本馬事會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ監査ノ結果ヲ報告セシムベシ

第二十七條 日本馬事會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得

前三條ノ規定ハ前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス

第二十八條 農林大臣馬事ニ關スル事業ノ統制運營上必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第十六條ノ二ノ規定ニ基キ馬事ニ關スル事業ヲ行フ團體ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ日本馬事會ニ其ノ事業ニ關スル設備又ハ權利ヲ讓渡シ又ハ使用セシムベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十九條 農林大臣馬事ニ關スル事業ノ統制運營上必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第十六條ノ三ノ規定ニ基キ馬事ニ關スル事業ヲ行フ團體ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ日本馬事會ニ其ノ事業ヲ讓渡シ又ハ其ノ事業ノ經營ヲ委託スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十條 前二條ノ場合ニ於テ農林大臣ハ日本馬事會ニ對シ前二條ノ規定ニ依ル命令ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十一條 前三條ノ場合ニ於テ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ使用又ハ事業ノ讓渡若ハ經營ノ委託ニ關シ必要ナル事項ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ農林大臣之ヲ裁定ス

前項ノ協議ハ農林大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十二條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ日本馬事會又ハ其ノ會員若ハ會員タル團體ヲ組織スル者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ馬事ニ關スル業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三十三條 農林大臣ハ日本馬事會ニ對シ馬事ニ關スル調査ヲ命ズルコトヲ得

第三十四條 農林大臣馬事ニ關スル事業ノ統制運營上必要アリト認ムルトキハ日本馬事會ニ對シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 農林大臣ハ日本馬事會ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

農林大臣必要アリト認ムルトキハ監事ヲシテ監査ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十六條 農林大臣ハ日本馬事會ノ役員ノ行爲ガ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ、又ハ日本馬事會ノ事業ノ遂行上役員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十七條 日本馬事會ハ農林大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

第三十八條 第二十八條乃至第三十條ノ命令ニ依ル日本馬事會ノ不動産ニ關スル權利ノ取得ノ登記ニハ國家總動員法第十八條ノ三ノ規定ニ依リ登録稅ヲ課セズ

第三十九條 馬事組合ハ馬事ニ關スル事業ノ統制運營ヲ圖リ之ニ必要ナル經營ヲ行ヒ且馬事ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第四十條 馬事組合ハ一定地區ニ於テ馬事ニ關スル事業ノ種類別ニ之ヲ設立ス

馬事組合ハ其ノ名稱中ニ其ノ地區及事業ノ種類ヲ示ス文字ヲ用フベシ

第四十一條 馬事組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一 組合員ノ馬事ニ關スル當該事業ニ關スル統制指導
- 二 當該地區内ニ於ケル馬事ニ關スル當該事業ノ發達ニ關スル施設
- 三 馬ノ移植ニ必要ナル事業ノ經營
- 四 當該地區内ニ於ケル馬事ニ關スル當該事業ニ關スル調査及研究
- 五 前各號ニ掲グルモノノ外馬事組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第四十二條 馬事組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ當該地區内ニ於テ馬事ニ關スル當該事業ヲ行フ者又ハ其ノ組織スル團體ニシテ農林大臣又ハ地方長官ノ指定スルモノトス

第四十三條 農林大臣又ハ地方長官馬事組合ヲ設立セシメントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地區及馬事ニ關スル事業ノ種類ヲ定メ前條ノ規定ニ依リ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ馬事組合ノ設立ヲ命ズベシ

第四十四條 馬事組合ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 地區
- 四 事務所ノ所在地
- 五 組合員ニ關スル規定
- 六 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 七 役員ニ關スル規定
- 八 會議ニ關スル規定
- 九 會計ニ關スル規定

第四十五條 馬事組合ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

組合長一人 理事若干人 監事若干人

馬事組合ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副組合長二人以内及評議員若干人ヲ置クコトヲ得

第十一條乃至第十三條ノ規定ハ馬事組合ノ組合長、副組合長、理事、監事及評議員ニ之ヲ準用ス但シ農林大臣トアルハ農林大臣又ハ地方長官トス

第四十六條 第六條第二項、第八條、第九條、第十五條乃至第二十七條及第三十二條乃至第三十七條ノ規定ハ馬事組合ニ之ヲ準用ス但シ農林大臣トアルハ農林大臣又ハ地方長官トシ關係各大臣トアルハ關係各大臣又ハ地方長官トス

第四十七條 日本馬事會及馬事組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第四十八條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外日本馬事會及馬事組合ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九條 第二十一條、第二十二條、第三十三條、第三十四條及第三十五條第一項(第四十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中農林大臣トアルハ軍用適格馬ノ資格判定及馬事資源ノ調査ニ關スル事項ニ付テハ陸軍大臣トス

附則

第五十條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五十一條 日本馬事會設立當時ノ副會頭、理事及評議員ノ任期ハ第十三條ノ規定ニ拘ラズ同條ニ定ムル期間内ニ於テ農林大臣別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

馬事組合設立當時ノ副組合長、理事及評議員ノ任期ハ第四十五條ニ於テ準用スル第十三條ノ規定ニ拘ラズ同條ニ定ムル期間内ニ於テ農林大臣又ハ地方長官別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 農林大臣ハ國家總動員法第十六條ノ三ノ規定ニ依リ軍用保護馬鍛鍊中央會、社團法人帝國馬匹協會及財團法人大日本騎道會ニ對シ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ法人ハ同項ノ命令ニ因リテ解散ス

日本馬事會ハ前項ノ規定ニ依リ解散シタル法人ノ權利義務ヲ承繼ス此ノ場合ニ於テハ他ノ法令中清算ニ關スル規定ハ之ヲ其ノ法人ニ適用セズ

第一項ノ命令ニ因ル法人ノ解散ニ關スル登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三項ノ規定ニ依ル日本馬事會ノ不動産ニ關スル權利ノ取得ノ登記ニハ國家總動員法第十八條ノ三ノ規定ニ依リ登録稅ヲ課セズ

(六) 農業生産統制令

國際情勢の緊迫化に伴ひ、食糧その他重要農産物増産の必要は緊要の度を加へて來てゐるが、これがために必要とされる勞力及び資材は、逆に益々不足を告げつつある状態である。

然しこの乏しき勞力、資材を以てしても増産を確保しなければならぬが、それには一定の生産計畫の下に勞力、資材の最小限度を確保するとともに、これを最高度に活用すべき方法を講ずる以外に方法はない。政府は從

來主として指導及び助成により、その目的達成に努めて來たのであるが、今日の事態は、かかる消極的なる手段のみを以てしては到底その目的を達成し得ない時期に到達してゐる。よつて、茲に國家總動員法を發動し、農産物の生産計畫をたてて、これが實現の責任を負はしめると共に、その生産に必要な勞力、農機具及び役畜などにつき統制を行はしめ、以てその最小限度の確保と、最高能率の發揮を圖り、重要食糧不足の不安を除去せんとするものである。農業生産に必要な要素としては、他に土地、肥料など重要なものがあり、それらを一括して考慮すべきであるが、それらについては別に既存の統制法令があるので、本勅令の統制事項より除外し、勞力、農機具、役畜など、いはば農業生産の原動力ともいふべき事項についてのみ規定したのである。

本勅令の主眼とするところは、農會をして統制の指導權を執らしめた點である。農會は、農業者の團體であつて、農業指導につき數十年の歴史をもち、農作物生産數量の割當、肥料の配給、その他につき統制實施の經驗を有するので、生産の責任とこれが遂行に必要な統制の權限を與へるには最適の團體であるわけである。全國一萬一千餘の市町村農會は、毎年その地區の農業生産計畫を樹立しなければならぬのである。農業生産計畫には、生産すべき農産物の種類、數量、または作付面積、その生産に必要な資材の數量及びその供給、利用方法、その生産に必要な勞力及びその充足方法、農機具及び役畜の供給並びに利用方法等、生産目標及びこれが達成のため必要とする各般の手段を明かにして、計畫生産の確實なる遂行を期するのである。生産目標を定めることは從來も農會の指導によつて行つて來たところであるが、その達成に必要な手段を明確にして必成を期してゐる點に重要性がある。

農會は、右計畫遂行のため必要な場合には、統制規定を定め、地區内の農業者に對し生産數量（または作付面積）の割當をなすことが出来ることとしてある。これは、從來は専ら指導助成によつて實施して来たことであるが、これに法的根據を與へ、生産統制の強化を圖つたのである。更にまた農會は、必要があれば統制規定を定め、共同作業及びその他の農業作業の調整上必要な事項を命ずることが出来るのである。

農村に於ては、支那事變後、多數の青少年が離村する傾向を生じ、漸次農村に於ける勞力の不足、耕地の返還荒廢、粗放化などの現象が著しくなつて来た傾向にあるので、政府はこれが對策として、本勅令に於ても、農會は統制規定に基き、一定基準以上の農業者が農業生産を離れんとする場合にあつては、農會長の承認を受けなければならぬ旨規定してあるのである。これによつて農繁期對策より一步を進めて、農村に於ける必要勞力の確保の方途を講ずることとしたのである。而もこの計畫は、國民動員計畫に基いて工鑛業その他に轉出せしむべき人員は、あらかじめこれを除外してたてられる。従つて、この計畫が守られることにより、農業勞力の必要量は確保されることとなるのである。然し農村に確保すべき勞力は、單に量的にのみみることは出来ない。同じく一人といつても、基本的な勞力は、農業生産に對して重い比重をもつものであるが、本勅令中に於て『主として農業生産に従事する者』と指稱してゐるのは、この基本農業者のことである。これらの者が農業を離れることは、農業生産力に重大なる影響を與へるので、その場合に農會長の承認を受けしめることとしたのである。右の承認については二三の例外を認めてゐる。入營、應召、應徴の場合及び命令を以て定むる場合、また本人に婚姻、疾病等正當の事由ある場合は、農會長はその承認を拒み得ないこととなつてゐる。

農會は、統制規定に基き農機具、役畜の讓渡、利用、移動及び保管につき統制を行ひ得ることとしてゐる。農機具用資材は兵器にも比すべきもので、その必要量の確保には從來とも萬全を期して来たのであるが、物資の窮屈化に伴ひ配給後の讓渡、利用、移動及び保管について統制を必要とするに至つたのである。即ち讓渡の制限によつて必要な農機具を村内に確保し、利用及び移動の統制によつて少數の農機具を最も有効に活用し、且つその運轉に消耗する石油その他の資材を最少限度に止め、保管の統制によつて農機具の壽命を延長せんとするのである。役畜に於てもほぼ同様の事情であつて、徵發等による畜力の減少を補給し、進んで人力、機械力の減少をも補ふため、その移動及び利用を調整し、利用率の積極的向上を圖らんとするものである。

更に行政官廳は、農業生産の目的を達成するために必要とあらば、農業の統制に關し監督上必要な命令をなし得るし、また統制に關し必要な報告を徴し、臨檢、検査をもなし得ることになつてゐる。これにより農會をして、眞に國家目的に副はしめると同時に、各農家の經營の實態にふれて適切有效な措置を講じ得る餘地をのこしてゐるのである。

本令に基く省令——農業生産統制令施行規則（農林省令第二號）昭和十七年一月十日公布、同日施行。

農業生産申告規則（農林省令第三號）十七年一月十日公布、同日施行。

農業生產統制令 (昭和十六年十二月二十七日) 勅令 第一千二百三十三號

第一條 國家總動員法第八條ノ規定ニ基キ重要農産物ノ生産ヲ確保スル爲メ農業ニ關シ行フ統制ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ農業トハ耕作、養畜又ハ養蠶ノ業務及之ニ附隨スル業務ヲ謂フ

本令ニ於テ農會ノ地區内ノ農業者トハ當該農會ノ地區内ニ於テ農業ヲ營ム者及之ト同一ノ世帯ニ在リテ當該農業ニ從事スル者(雇傭契約ニ依リテ從事スル者ヲ除ク)ヲ謂フ

本令ニ於テ農機具トハ前項ノ農業者ガ同項ノ農業ニ使用スル爲メ所有シ又ハ權原ニ基キ占有スル農業用機械器具ヲ謂ヒ、役畜トハ前項ノ農業者ガ同項ノ農業ニ使役スル爲メ所有シ又ハ權原ニ基キ占有スル家畜ヲ謂フ

第三條 市農會又ハ町村農會(以下市町村農會ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區内ニ於テ生産セラルベキ農産物ノ種類、數量又ハ作付面積及其ノ生産ニ必要ナル農業勞力、農機具、役畜等ニ關シ農業生産計畫ヲ樹立シ地方長官ニ届出ツベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ市町村農會ニ對シ前項ノ計畫ノ樹立又ハ變更ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條 市町村農會前條第一項ノ計畫ニ定メラレタル事項ノ實現ヲ期スル爲メ必要アリト認ムルトキハ第五條乃至第九條ニ定ムル所ニ依リ統制ヲ行フコトヲ得

地方長官前條第一項ノ計畫ニ定メラレタル事項ヲ實現セシムル爲メ必要アリト認ムルトキハ市町村農會ニ對シ第五條乃至第九條ニ定ムル所ニ依リ統制ヲ行フベキコトヲ命ズルコトヲ得

市町村農會前二項ノ規定ニ依リ統制ヲ行フ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ統制規程ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更又ハ廢止セントスルトキ亦同ジ

地方長官必要アリト認ムルトキハ市町村農會ニ對シ前項ノ統制規程ノ設定又ハ變更ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

市町村農會第三項ノ認可ヲ受ケタキルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ公示スベシ

第五條 市町村農會ハ其ノ地區内ニ於テ農業ヲ營ム者ニ對シ其ノ生産スベキ農産物ノ種類、數量又ハ作付面積ヲ指示スルコトヲ得

第六條 市町村農會ハ其ノ地區内ノ農業者ニ對シ特定ノ農作業ニ付共同作業其ノ他ノ方法ニ依ル農作業ノ調整ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

第七條 市町村農會ハ重要農産物ノ生産確保ノ爲メ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區内ノ農業者ニ對シ農機具又ハ役畜ノ讓渡先ノ制限又ハ保管方法ノ指圖其ノ他其ノ使用又ハ使役ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

第八條 市町村農會ハ重要農産物ノ生産確保ノ爲メ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區内ノ農業者ニ對シ其ノ者ガ當該地區内ニ於テ農業ニ從事スルコトヲ罷メントスル場合ニ於テ農會ノ承認ヲ受クベキ旨ヲ指示スルコトヲ得

前項ノ農業者ノ範圍ハ主トシテ農業ニ從事スル者ニ就キ命令ヲ以テ之ヲ定ム

農會ハ農業者ガ正當ノ事由ニ因リ第一項ノ承認ヲ求メタルトキハ其ノ承認ヲ拒ムコトヲ得ズ

第九條 前條第一項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

- 一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍ノ現役ニ服セシメラレタル場合
- 二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)ニ採用セラレタル場合
- 三 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタル場合
- 四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第十條 地方長官必要アリト認ムルトキハ第五條乃至第八條ノ規定ニ依ル農會ノ指示ヲ取消シ又ハ其ノ變更ヲ命ジ其ノ他指示ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

地方長官ハ重要農産物ノ生産確保ノ爲特ニ必要アリト認ムルトキハ第五條乃至第八條ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者ニ對シ當該指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得
市町村農會前項ノ命令ニ係ル指示ニ付廢止又ハ變更ヲ爲サントスルトキハ地方長官ニ届出ツベシ
地方長官第一項ノ規定ニ依ル取消若ハ命令又ハ第二項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ公示スベシ

第十一條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ農業ニ關シ行フ統制ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ農地、農機具若ハ役畜ノ所在スル場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十二條 本令ハ道府縣、市町村又ハ之ニ準ズルモノニ付テハ之ヲ適用セズ
本令ハ煙草專賣法ノ效力ヲ妨グルコトナシ

附則

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス

(七) 水産統制令

我國の水産業は世界に冠絶してをり、國民食糧の確保に重大な寄與をなしてゐるが、事變後船舶の減少、重油配給の縮減、勞力資材の不足等のため漁獲高が著しく減じ、國民の日常生活に脅威を與へてゐる。これに對する

方策としては、水産業に於ける企業形態を整備し、在來の自由主義的な濫立を押へて、最も國民大衆の要望する魚類の捕獲に集中せしめ、更には重點的な配給並びに貯冷蔵設備、製氷設備を完備させる必要が存する。本令はこの目的達成のため、十五、六社もある海洋漁業の企業の上に一つの統制會社を作り、その統制會社が重點的漁業に主力を集中して各社をその事業に従事せしめ、漁獲物は上の統制會社が一手に販賣または貯蔵するといふ狙ひを持つたものである。

本令の統制對象となるものは海洋漁業であつて沿岸漁業は含まれてゐない。沿岸漁業に對しては漁業組合制度を以て別途に對處することになつてゐる。右の海洋漁業の中央統制機關が帝國水産統制株式會社であり、その傘下に現に海洋漁業を營んでゐる諸會社を統合して漁業實行機關即ち海洋漁業統制株式會社が設置される。帝國水産の使命は資材、船舶の能率的合理的利用、水産物の一手統制販賣、漁獲物の貯蔵等にあるが、その他海洋漁業が自然的並びに國際的に極めて不安定の要素を持ち、特に北洋漁業の如き一億圓の輸出がばつたりとまつてしまふ等多くの變動が豫想されるので、水産業の經營の安全を期するため帝國水産に水産安定資金を設定せしめることになつてゐる。

本令はその性質上、帝國水産統制株式會社並びに海洋漁業統制會社に對する技術的規定が主要部分を占めてゐるのは當然であり、これにより混沌たる水産界に確固たる統制系統が確立されて、戦時の増産に重要役割を擔ふ水産業の劃期的振興が期待されてゐる。

本令に基く省令——水産統制令施行規則(農林、司法省令第一號)昭和十七年五月二十日公布、同日施行。

水產統制令 (昭和十七年五月二十日 勅令第五百二十號)

第一章 總 則

第一條 國家總動員法第四條ノ規定ニ基ク水産業用船舶ニ乗組マシムベキ船員ノ徵用、同法第六條ノ規定ニ基ク被徵用船員ノ解雇、從業、退職又ハ給與ニ關スル命令、同法第十三條ノ規定ニ基ク水産業用ノ船舶、工場、事業場其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設(以下水産施設ト稱ス)ノ使用、同法第十六條ノ二ノ規定ニ基ク水産業ニ屬スル設備又ハ權利ノ出資ニ關スル命令、同法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク水産業ノ開始ノ制限ニ關スル命令、同法第十八條ノ規定ニ基ク水産業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル會社ノ設立ニ關スル命令及其ノ會社ニ關シ必要ナル事項、同法第十八條ノ二ノ規定ニ基ク水産業ニ屬スル設備又ハ權利ヲ出資シタル者ノ負擔スル債務ノ承繼及其ノ擔保ノ處理ニ關スル事項並ニ同法第十八條ノ三ノ規定ニ基ク水産業ニ屬スル設備若ハ權利ノ出資又ハ水産業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル會社ニ付テノ課稅標準ノ計算ニ關スル特例ノ設定又ハ租稅ノ免除ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

本令ニ於テ水産業トハ命令ヲ以テ定ムル水産ニ關スル事業ヲ謂フ

第二章 帝國水產統制株式會社

第二條 農林大臣ハ水産業ヲ營ム者ニ對シ帝國水產統制株式會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ於テハ水産業ニ屬スル設備又ハ權利ヲ出資スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル者ハ他ノ法令ニ拘ラズ當該設備又ハ權利ノ出資ヲ爲スコトヲ得

水産業ニ屬スル設備又ハ權利ニ關シ強制競賣手續、國稅徵收法ニ依ル強制徵收手續、土地收用法ニ依ル使用若ハ收用手續又ハ國家總動員法第十條若ハ第十三條ノ規定ニ基ク使用若ハ收用手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノノ進行中ナルトキ

ハ其ノ進行中ニ限り當該設備又ハ權利ニ關シテハ第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三條 農林大臣前條ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ當該事業者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル命令書ヲ交付スベシ

- 一 前條第一項ノ命令ヲ受クベキ者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 前條第二項ノ命令ヲ受クベキ者ノ氏名又ハ名稱及其ノ各自ノ出資スベキ設備又ハ權利ノ範圍
- 三 帝國水產統制株式會社ヲ設立スベキ期限
- 四 前各號ニ掲グルモノノ外必要ト認ムル事項

農林大臣前條ノ命令ヲ爲シタルトキハ前項第一號乃至第三號ニ掲グル事項ヲ公告スベシ

第四條 第二條第一項ノ命令ヲ受ケタル者ハ設立委員ヲ選任シ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

設立委員ハ帝國水產統制株式會社ノ設立ニ關スル事務ヲ處理スベシ

農林大臣ハ前項ノ事務ノ處理ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第五條 設立委員ハ定款ヲ作成シ第二條第一項ノ命令ヲ受ケタル者ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ定款ニハ商法ニ規定スル事項ノ外第二條第一項ノ命令ヲ受ケタル者ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載スベシ

設立委員第一項ノ承認ヲ得タルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

農林大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ商法第六十八條第一項第五號ニ掲グル事項ニ付テハ水産事業評價審査委員會ノ議ヲ經ベシ

水産事業評價審査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 前條第三項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總株式ヨリ第二條第二項ノ命令ニ依リ出資ヲ爲ス者ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第七條 株式申込證ニハ商法第七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號ニ掲グル事項ノ外第二條第一項ノ命令ヲ受ケタ

ル者ノ氏名又ハ名稱及住所並ニ定款認可ノ年月日ヲ記載スベシ

第八條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ農林大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第九條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク第一回ノ拂込及出資ノ目的タル財産ノ全部ノ給付ヲ爲サシムベシ

第十條 設立委員ハ前條ノ拂込及給付アリタルトキハ遲滞ナク創立總會ヲ召集スベシ

第十一條 創立總會ニ於テハ第二十一條ノ規定スル役員ヲ選任シ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十二條 設立委員ハ創立總會終結シタルトキハ其ノ事務ヲ帝國水産統制株式會社社長ニ引渡スベシ

第十三條 第二條第二項ノ命令ニ依リ帝國水産統制株式會社ニ出資セラルル設備ニ付當該命令ヲ受ケタル者ガ水面又ハ土地

ノ占用又ハ使用ニ關シ行政官廳ノ許可、承認其ノ他ノ處分ニ基キ有スル權利義務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ帝國水産統制株式會社成立シタル時帝國水産統制株式會社之ヲ承繼ス

第十四條 第二條第二項ノ命令ヲ受ケタル者ハ出資ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除クノ外農林大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレ

バ出資ノ目的タル設備又ハ權利ヲ讓渡シ、貸渡シ其ノ他當該設備又ハ權利ニ關シ新ナル處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第十五條 水産業ニ屬スル設備ニ付第二條第二項ノ命令ヲ受ケタル者ハ當該設備ノ滅失、毀損其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因

リ命令ニ應ズルコト能ハザルニ至ルベキトキハ國家總動員法三十一條ノ規定ニ基キ遲滞ナク之ヲ農林大臣ニ報告スベシ

前項ノ規定ハ水産業ニ關スル權利ニ付第二條第二項ノ命令ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第十六條 商法第六十七條、第八十一條及第八十五條ノ規定ハ帝國水産統制株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ

第十七條 本令ニ規定スルモノノ外帝國水産統制株式會社ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 帝國水産統制株式會社ハ水産業ノ綜合的統制運營ヲ圖ル爲必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

第十九條 帝國水産統制株式會社ノ資本ハ五千萬圓トス但シ農林大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第二十條 帝國水産統制株式會社ハ左ニ掲グル事業ヲ營ムモノトス

一 水産業用船舶其ノ他水産業用設備ノ貸付 二 水産業用資材ノ配給 三 水産業ニ對スル投資及融資 四 水産物ノ

買入及賣渡 五 製氷、冷蔵及冷凍 六 前各號ノ事業ニ附帶スル事業 七 前各號ニ掲グルモノノ外水産業ノ發達ヲ圖

ル爲必要ナル施設其ノ他帝國水産統制株式會社ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル事業

帝國水産統制株式會社前項第六號又ハ第七號ノ事業ヲ營マントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十一條 帝國水産統制株式會社ニ役員トシテ社長副社長各一人、理事三人以上監事二人以上ヲ置ク

第二十二條 社長ハ帝國水産統制株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ帝國水産統制株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ帝國水産統制株式會社ノ業務ヲ監査ス

第二十三條 役員ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ農林大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

社長及副社長ノ任期ハ四年、理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第二十四條 帝國水産統制株式會社ノ社長、副社長及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ農

林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條 農林大臣ハ帝國水産統制株式會社ノ業務ヲ監督ス

第二十六條 帝國水産統制株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變

更セントスルトキ亦同ジ

第二十七條 帝國水産統制株式會社社債ヲ募集セントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ

外借入金ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第二十八條 帝國水産統制株式會社ノ定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ農林大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼ

ズ

第二十九條 帝國水産統制株式會社ハ第二條第二項ノ命令ニ依ル出資ニ係ル設備又ハ權利ニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三十條 農林大臣ハ帝國水産統制株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 農林大臣ハ帝國水産統制株式會社ノ決議ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

農林大臣ハ帝國水産統制株式會社ノ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分又ハ定款ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他役員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十二條 第二條第二項ノ命令ニ依ル出資ニ係ル設備又ハ權利ガ知レタル擔保權ノ目的タル場合ニ於テ當該擔保權ヲ消滅セシムルニ非ザレバ帝國水産統制株式會社ガ當該設備又ハ權利ヲ有效ニ利用スルコト困難ナルトキハ當事者ハ擔保權ノ處理ニ付擔保權者ニ協議スルコトヲ得

前項ノ協議ハ農林大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第一項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ當事者又ハ擔保權者ハ當該事項ニ付農林大臣ノ裁定ヲ申請スルコトヲ得

農林大臣前項ノ裁定ヲ爲サントスルトキハ水産事業評價審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第三十三條 前條ノ規定ニ依リ擔保權ガ消滅スルトキハ當該擔保權者ハ出資ニ對シ割當テラレタル株式ノ上ニ質權ヲ有ス但シ同條ノ協議又ハ裁定ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ質權ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 漁業財團又ハ工場財團ニ屬スルモノハ第三十二條ノ規定ニ依リ擔保權ノ消滅シタル場合ヲ除ク外第二條第二

項ノ命令ニ依ル出資アリタル後ト雖モ仍原財團ニ屬スルモノトス

第三十五條 農林大臣ハ第二條第二項ノ命令ニ依リ設備又ハ權利ヲ出資シタル者ヲシテ第三十六條ノ規定ニ依リ債務ノ承繼アリタル場合ヲ除ク外帝國水産統制株式會社ガ擔保權ノ實行ニ因リ受クルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得

帝國水産統制株式會社ハ前項ノ規定ニ依リ供託セラレタルモノノ上ニ質權ヲ有ス

第三十六條 農林大臣ハ第二條第二項ノ命令ニ依リ設備又ハ權利ノ出資ヲ命ジタル場合ニ於テ出資者ヲシテ當該設備又ハ權利ヲ擔保トスル債務ヲ引續キ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ帝國水産統制株式會社ヲシテ當該債務ノ全部又ハ一部ヲ承繼セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル承繼價格其ノ他承繼ニ關スル條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル

第三十七條 第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條 本令ニ規定スルモノノ外第三十二條ノ規定ニ依リ擔保ノ處理及裁定並ニ前條ノ規定ニ依リ債務ノ承繼及裁定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條 帝國水産統制株式會社ハ水産業ノ經營ノ安定ヲ圖ル爲水産安定資金ヲ設定スベシ

帝國水産統制株式會社ハ每營業年度ノ收入ニ付農林大臣ノ定ムル所ニ從ヒ前項ノ水産安定資金ニ繰入ルベキ金額ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ帝國水産統制株式會社ハ其ノ金額ヲ水産安定資金ニ繰入ルベシ

前項ノ規定ニ依リ水産安定資金ニ繰入レタル金額ハ法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

帝國水産統制株式會社水産安定資金ヲ使用セントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

前各項ニ規定スルモノノ外水産安定資金ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 海洋漁業統制株式會社

第三十九條 農林大臣ハ一定ノ水産業ヲ營ム者ニ對シ當該水産業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル株式會社（以下海洋漁業統制株式會社ト稱ス）ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ於テハ海洋漁業統制株式會社ト爲ルベキコト又ハ水産業ニ屬スル設備若ハ權利ヲ出資スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十條 前條ノ命令ヲ受ケタル者ニシテ海洋漁業統制株式會社ト爲ルベキコトヲ命ゼラレタル株式會社（以下指定會社ト稱ス）ハ本令ニ依リ海洋漁業統制株式會社ト爲ルコトヲ得

第四十一條 第二條第三項第四項、第四條及第八條乃至第十七條ノ規定ハ海洋漁業統制株式會社ノ設立ニ之ヲ準用ス

指定會社アル場合ニ於ケル海洋漁業統制株式會社ノ設立ニ付テハ前項ノ規定ニ依ルノ外第四十二條乃至第五十一條ノ定ムル所ニ依ル

指定會社ナキ場合ニ於ケル海洋漁業統制株式會社ノ設立ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ルノ外第三條及第五條乃至第七條ノ規定ヲ準用ス

第四十二條 農林大臣第三十九條ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ當該事業者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル命令書ヲ交付スベシ

- 一 第三十九條第一項ノ命令ヲ受ケタベキ者ノ氏名又ハ名稱及住所
 - 二 設立スベキ海洋漁業統制株式會社ノ商號及事業
 - 三 指定會社ノ商號
 - 四 第三十九條第二項後段ノ命令ヲ受ケタベキ者ノ氏名又ハ名稱及其ノ各自ノ出資スベキ設備又ハ權利ノ範圍
 - 五 海洋漁業統制株式會社ヲ設立スベキ期限
 - 六 前各號ニ掲グルモノノ外必要ト認ムル事項
- 農林大臣第三十九條ノ命令ヲ爲シタルトキハ前項第一號乃至第五號ニ掲グル事項ヲ公告スベシ

第四十三條 設立委員ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ作成シ第一號及第三號乃至第六號ニ掲グル事項ニ付テハ第三十九條第一項ノ命令ヲ受ケタル者ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

- 一 海洋漁業統制株式會社ノ商號、資本ノ總額、一株ノ金額及本店ノ所在地
- 二 指定會社ノ商號

三 海洋漁業統制株式會社ノ發行スベキ株式ノ種類、數及拂込金額並ニ指定會社ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項

四 指定會社ノ株主ニ支拂ヲ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

五 第三十九條第二項後段ノ命令ニ依リ出資ヲ爲ス者ノ氏名又ハ名稱、出資ノ目的タル財産、其ノ價格並ニ之ニ對シ與フル株式ノ種類及數

六 海洋漁業統制株式會社ヲ設立スベキ時期

七 第三十九條第一項ノ命令ヲ受ケタル者ニ於テ承認ヲ爲スベキ期日

八 前各號ニ掲グルモノノ外必要ト認ムル事項

前項ノ承認ハ第三十九條第一項ノ命令ヲ受ケタル者ガ株式會社ナル場合ニ於テハ商法第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ前項ノ書面ノ要領ハ同法第二百三十二條ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

設立委員第一項ノ承認ヲ得タルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受ケベシ

農林大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ第一項第三號乃至第五號ニ掲グル事項ニ付テハ水産事業評價審査委員會ノ議ヲ經ベシ

設立委員ハ第三項ノ認可アリタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ第三十九條ノ命令ヲ受ケタル者ニ通知スベシ

第四十四條 商法第四百十六條第三項及第四項ノ規定ハ海洋漁業統制株式會社ノ設立ニ之ヲ準用ス但シ同條第三項ニ於テ準用スル同法第三百七十七條第一項但書及第三百七十八條第一項但書（同法第三百七十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含

ム) 中三月トアルハ一月トス

第四十五條 設立委員ハ第四十三條第三項ノ認可アリタルトキハ定款ヲ作成シ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ定款ニハ商法ニ規定スル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 第三十九條第一項ノ命令ヲ受ケタル者ノ氏名又ハ名稱及住所

二 指定會社ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項

三 指定會社ノ株主ニ支拂ヲ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四 指定會社ノ財産ノ概況

第四十六條 前條第一項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總株式ヨリ指定會社ノ株主及第三十九條第二項後段ノ命令ニ依リ

出資ヲ爲ス者ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第四十七條 株式申込證ニハ商法第百七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號ニ掲グル事項ノ外第四十五條第二項各號ニ

掲グル事項及定款認可ノ年月日ヲ記載スベシ

第四十八條 海洋漁業統制株式會社ノ創立總會ニ關シ商法第百八十條第二項第三項及第二百二十四條第三項ノ規定ヲ適用ス

ルニ付テハ海洋漁業統制株式會社ノ株式ノ割當ヲ受ケタル指定會社ノ株主ハ之ヲ株式引受人ト看做ス

第四十九條 指定會社ハ海洋漁業統制株式會社ノ成立ニ因リ之ニ吸收セラルルモノトシ指定會社ノ權利義務(指定會社ガ其

ノ水産業ニ屬スル設備又ハ權利ニ付水面又ハ土地ノ占用又ハ使用ニ關シ行政官廳ノ許可、承認其ノ他ノ處分ニ基キ有スル

權利義務ヲ含ム)ハ海洋漁業統制株式會社ニ於テ之ヲ承繼ス

第五十條 前條ノ場合ニ於ケル指定會社ヨリ海洋漁業統制株式會社ヘノ有價證券ノ移轉ニ付テハ有價證券移轉稅ヲ免除ス

第五十一條 海洋漁業統制株式會社ガ設立ノ登記ヲ受クルトキハ其ノ拂込株金額中指定會社ノ拂込株金額ニ相當スル部分ニ

付テハ登録稅ヲ免除ス

海洋漁業統制株式會社ガ第四十九條ノ規定ニ依リ指定會社ヨリ不動産又ハ船舶ニ關スル權利ヲ承繼スル場合ニ於ケル其ノ
取得ニ付登記ヲ受クルトキ亦前項ニ同ジ

第五十二條 海洋漁業統制株式會社ハ一定ノ水産業ノ統制ノ爲必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

第五十三條 海洋漁業統制株式會社ハ左ニ掲グル事業ヲ營ムモノトス

- 一 海洋漁業其ノ他ノ水産業
- 二 前號ノ事業ニ附帶スル事業
- 三 前各號ニ掲グルモノノ外海洋漁業統制株式會社ノ目
的ヲ達成スル爲必要ナル事業

海洋漁業統制株式會社前項第二號又ハ第三號ノ事業ヲ營マントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十四條 海洋漁業統制株式會社ニ役員トシテ社長一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

海洋漁業統制株式會社ニ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副社長一人ヲ置クコトヲ得

第五十五條 第二十二條乃至第三十七條ノ規定ハ海洋漁業統制株式會社ニ付テハ準用ス

第四章 雜 則

第五十六條 逓信大臣ハ命令ヲ以テ定ムル水産業用船舶ヲ使用スルコトヲ得

戰時海運管理令第二條但書、第三條乃至第十二條及第十四條乃至第十七條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ使用ヲ爲ス場合ニ之

ヲ準用ス

第五十七條 農林大臣ハ命令ヲ以テ定ムル水産業用船舶以外ノ水産施設ヲ使用スルコトヲ得

工場事業場使用收用令第二條第二項、第三條乃至第十一條、第十八條第一項、第十九條、第二十一條乃至第二十三條及第

三十一條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ使用ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス但シ同令中閉令トアルハ命令トス

第五十八條 戰時海運管理令第十三條、第四十四條、第四十七條及第六十一條ノ規定ハ前二條ノ規定ニ依リ水産業用船舶及

其ノ他ノ水産施設ノ使用ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス但シ同令中船舶運營會トアルハ帝國水産統制株式會社トシ所有者トアル

ハ水産業用船舶及其ノ他ノ水産施設ノ貸借ノ場合ニ在リテハ當該施設ノ借入人トシ遞信大臣トアルハ水産業用船舶以外ノ水産施設ニ關シテハ農林大臣トス

帝國水産統制株式會社ハ前項ニ於テ準用スル戰時海運管理令第十三條ノ規定ニ依リ貸付ケラレタル水産業用船舶及其ノ他ノ水産施設ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ水産業ニ使用シ又ハ使用セシムベシ

第五十九條 遞信大臣ハ第五十六條ノ規定ニ依リ使用シタル水産業用船舶ニ乗組マシムベキ船員ヲ徵用シ及被徵用船員ニ付解雇、從業、退職又ハ給與ニ關シ命令ヲ爲スコトヲ得

戰時海運管理令第十八條乃至第二十六條、第四十六條、第四十八條及第六十三條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル徵用ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス但シ同令中船舶運管會トアルハ當該船舶ヲ運航スル者トス

第六十條 前四條ニ規定スルモノノ外水産業用船舶及其ノ他ノ水産施設ノ使用竝ニ船員ノ徵用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 第五十六條第一項及第五十九條第一項ノ規定ニ依ル水産業用船舶ノ使用及船員ノ徵用ハ農林大臣ト遞信大臣トノ協議ニ基キ遞信大臣之ヲ行フモノトス

第六十二條 農林大臣ノ指定スル水産業ハ其ノ指定スル海洋漁業統制株式會社ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ズ

第六十三條 行政官廳ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ水産業ノ統制ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ漁場、水産業用船舶、事業場、事務所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿、書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

11 貿易關係勅令

(一) 貿易統制令

日獨伊三國同盟の締結及び日華基本條約の成立後に於ける國際關係は複雑多岐を極め、この間に處して、大東亞共榮圈の確立を圖り、國防國家の建設を遂行するため、構想を新にして各般の施策を遂行すべき段階に到達した。貿易に關しても、重要物資の輸入確保並びにこれに對處する輸出貿易について新施策を斷行すべき時期に至つた。政府は、曩に輸出補償制度の改正、損害保險國營、再保險制度の改正等の方針を決定、着々これを實行して來たが、これらの制度を以てしても、急展開する國際情勢の變異に伴ふ不測の損失を十分補償し得ない情勢になつた。従つて輸入確保並びに輸出振興上萬全を期し得ないので、この際更に、必要に應じて貿易業者に對し輸出または輸入を命令し、かかる不測の損失の生じたる際には、國家に於てこれが補償をなす建前をとることが絶對必要となつた。國家總動員法第九條には、輸出及び輸入の制限若しくは禁止、輸出及び輸入の命令、輸出税及び輸入税の賦課増減をなし得る旨の規定があるが、今日まで本條を基準とする勅令の制定がないので、本勅令に於てこれを制定し、現下の國際情勢の展開に即應して、これを發動する體制を整備せんとしたものである。

而して本勅令の主眼とするところは、總動員法第九條の條項を積極的に生かして、輸出または輸入の命令をなし、また輸出入の制限禁止をなす場合には、その具體的内容を主務大臣の命令または處分に委ねることとし、實際の場合に當つては、主務大臣が品目を指定してこれらの處置をとり得ることを明かにしてゐる點である。

主務大臣が、輸入或は輸出の命令をなす場合に於ては、個々の處分としては、命令書を當業者に交付して、その命令の内容、限度を明かにすることとなつてをり、またその際、受命者に對して當該物品の讓渡、保管等に関する必要なる命令をなし得ることとしてゐる。

而して本令に基く命令により、輸出入の際に萬一損失を受けた場合には、國家に於て補償をなすが、その具體的の損失の種類、範圍については、その都度主務大臣が個々に具體的にこれを決定することとなつてゐる。

本令に基く省令——貿易統制令施行規則(商工、農林省令第九號)昭和十六年六月十二日公布、同日施行、改正同七月七日第十號、同八月七日第十二號、同十月十六日第十三號、十七年四月十三日第一號。

貿易統制令

(昭和十六年五月十四日勅令第五百八十一號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第九條ノ規定ニ基ク輸出若ハ輸入ノ命令又ハ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止及當該命令ニ係ル物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關スル國家總動員法第八條ノ規定ニ基ク命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 輸出又ハ輸入ノ命令ハ主務大臣命令ノ定ムル所ニ依リ輸出令書又ハ輸入令書ヲ發シ輸出業者又ハ輸入業者ニ交付シテ之ヲ爲ス

第三條 主務大臣ハ前條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ當該命令ヲ受ケタル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第八條ノ規定ニ基キ當該物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ品目ヲ指定シテ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關スル條件ヲ附スルコトヲ得

第五條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第二條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入ノ命令ヲ爲シタル場合及當該命令ヲ受ケタル者ニ對シ第三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ當該命令ニ依リ損失ニシテ通常生ズベキモノ其ノ他主務大臣ノ定ムルモノトス

前項ノ損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ主務大臣ノ指定シタル期間内ニ之ヲ請求スベシ

第六條 主務大臣必要ト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ輸出若ハ輸入又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシム

ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第七條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

附則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年五月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

12 其他の勅令

(一) 總動員試験研究令

近代戦は總力戦である。と同時に科學戦でもある。従つて科學的試験研究を助成し、而もその試験研究が國家の意志に従つて總力的に行はれることは、平時戦時を通じて最も必要なことといはねばならぬ。

曩に科學審議會が科學振興に關する答申をなし、また技術院が設立されたのも、更に全國民的な科學精神振興の呼聲を聽くのも、つまりは近代戦は科學戦であることに原因してゐる。特に莫大な物資の消耗を伴ふ近代戦に於て、それら物資を補給する有力なる方法は、科學の力によることである。例へば人造石油、人造ゴム等、全ては科學、就中近年長足の進歩をとげた化學工業の賜であつた。かうした科學の働きは決して一朝にして成るものではなく、不斷の試験研究が積み重ねられて結實する。ここに、科學の試験研究が極めて重要視される所以がある。

令勅の他其

本勅令は、このやうな科學の偉大なる力に鑑み、總動員法第二十五條に基き平時戦時を問はず全國の各種科學試験研究所をして、國家の欲する科學的な試験研究を行はしめるために立案されたものである。特に、實驗室の

成果を結實させる工業化試験に重點を置き、戦争經濟の根幹たる生産力の増強に資することを目的としてゐる。
試験研究令の内容は、主務大臣が試験研究の事項を決定し、試験研究機關即ち研究所、實驗所またはこれに準ずる各種の機關にその試験研究事項を命令するのである。而して科學上の試験研究が、國家全體として統一を保ち、また國家の欲する所を十二分に連絡を取つて遂行するため、主務大臣は内閣總理大臣に協議することになつてゐる。

試験研究の命令を受けた機關は、試験研究の計畫並びにその結果、發明考案、特許出願について主務大臣に報告することは、本令の趣旨からして當然のことであり、更に損失補償、補助金交付の規定が存することも、國家の方針に従つて試験研究を行ふのであるから、これもまた當然のことである。

本令の發動は、近代國家が科學國家でなければならぬこと、南方諸物資の科學的研究が益々必要となること、重要物資の科學的生產が戦争遂行上最も重要なこと等からして、今後愈々大なる効果が期待される。のみならず、經濟新體制の實現に伴つて、經濟の基礎ともなる科學的試験研究が、國家的に統一せしめられ、而も活潑に行はれることは、本令の有效適切な活用を俟つて始めて出來得ることなのである。

本令に基く閣令省令——總動員試験研究令施行規則(閣令第十二號)昭和十四年九月五日公布、同日施行。
陸海軍總動員試験研究令施行規則(陸海軍省令第一號)十五年四月八日公布、同日施行。

總動員試験研究令

(昭和十四年八月三十日 勅令第六百二十三號)

第一條 國家總動員法第二十五條ノ規定ニ依リ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者(以下事業主ト稱ス)又ハ試験研究機關ノ管理者ニ對シ總動員物資ニ關スル事項其ノ他國家總動員上必要ナル事項ノ試験研究ヲ命ズルハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 主務大臣ハ事業主又ハ試験研究機關ノ管理者ニ對シ試験研究ノ項目、方法、規模其ノ他ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ試験研究ヲ命ズルコトヲ得

第三條 主務大臣試験研究ヲ命ゼントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

第四條 試験研究ヲ命ゼラレタル者ハ試験研究ノ實施計畫ノ概要ヲ主務大臣ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
主務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ實施計畫ノ概要ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第五條 試験研究ヲ命ゼラレタル者其ノ試験研究ヲ終了シタルトキハ遲滞ナク國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ試験研究成績ヲ主務大臣ニ報告スベシ

命ゼラレタル試験研究ニ關シ爲サレタル發明又ハ考案ニ付特許出願又ハ實用新案ノ登録出願ヲ爲シタル者ハ遲滞ナク國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ旨ヲ主務大臣ニ報告スベシ

第六條 主務大臣試験研究成績ノ報告ヲ受ケタルトキハ内閣總理大臣ニ報告スベシ

第七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ試験研究ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ報告ヲ徵スルコトヲ得
主務大臣必要アリト認ムルトキハ試験研究ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ當該試験研究ヲ爲シ又ハ爲スベキ場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ試験研究其ノ他業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコ

トヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第八條 命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ハ本令ニ依リ試験研究ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

主務大臣ハ本令ニ依リ試験研究ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ試験研究ノ終了後命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スベシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第九條 軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル試験研究ニ關スル場合ヲ除クノ外第二條、第四條、第五條、第七條及前條ノ規定ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定メ前條中命令トアルハ閣令トス

第十條 本令中主務大臣トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル試験研究ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

前條中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

附 則

本令ハ昭和十四年九月五日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 新聞紙等掲載制限令

新聞紙並びにその他の出版物に對する取締は、從來内務大臣の手によつて、新聞紙法及び出版法に基き治安保持の立場から行はれて來た。然るに昭和十五年情報局が創設され、宣傳報道政策は、總理大臣がこれを一元的に

統轄することになつた。そこで、安寧秩序を紊亂するものは従來通り内務大臣が取締り、宣傳啓發その他國策遂行に必要な言論報道の取締は總理大臣が行ふこととし、この關係からして總動員法第二十條に基いて、本令を施行したのである。

本令の目的とするところは、新聞紙等に對する掲載の制限または禁止を命ずると同時に、違反した新聞紙等の發賣頒布の禁止または差押をなすことにある。新聞紙等に對する掲載の制限禁止は、これを極端に實施する場合に、正當なる輿論の喚起を抑壓し、闇黒なる時代を現出することになるが、他面これを全く自由に放任する時は、國家の機密が洩れ、不穩なる思想の傳播が行はれる。従つて國防國家にあつては、言論に對して一定の取締を絕對に必要とするのである。本勅令も掲載を禁止、制限する事項につき、一定の基準を設けて、不當なる抑壓に陥らざるやう、またあまりに自由に涉らざるやう規定してある。

新聞紙等掲載制限令

(昭和十六年一月十一日勅令第三十七號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第二十條第一項ノ規定ニ基ク新聞紙

其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付テノ制限又ハ禁止、同條第二項ノ規定ニ基ク新聞紙其ノ他ノ出版物ノ發賣及頒布ノ禁止並ニ其

ノ差押及其ノ原版ノ差押ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ハ之ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載スルコトヲ禁ズ

一 國家總動員法第四十四條ノ規定ニ依リ當該官廳ノ指定シタル總動員業務ニ關スル官廳ノ機密 二 軍機保護法ノ規定

ニ依ル軍事上ノ秘密 三 軍用資源秘密保護法ノ規定ニ依ル軍用資源秘密

第三條 内閣總理大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ニ付示達ヲ以テ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ對スル掲載事項ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

一 外交ニ關シ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項 二 外國ニ對シ秘密スルコトヲ要スル事項 三 財政經濟政策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項 四 其ノ他國策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項

第四條 前二條ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ノ發賣及頒布ノ禁止並ニ其ノ差押及其ノ原版ノ差押ハ内閣總理大臣之ヲ行フ

第五條 本令中内閣總理大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(三) 新聞事業令

新聞は社會の公器である。特に戦時下にあつては、國家的重大使命を擔當してゐることは多言を要しないところであらう。

この新聞の運營を國家目的に合致させ、また事業そのものの内容を整備刷新することは極めて緊要であつて、

既に昭和十六年春には我國主要日刊新聞及び同盟通信社が社團法人新聞聯盟を組織し、自治的に新聞事業の國家的使命達成の促進、新業の進歩發達を企圖すると同時に、同盟は新聞新體制に關する具體案を作成し、政府に提出、實現を要望したのである。この具體的意見書に對して、政府は贊同の意を表し、ここに新聞事業令を公布して、新聞事業の劃期的な整備刷新に法的措置を與へることになつたのである。

従來、新聞紙を取締る規則としては、新聞紙法並びに總動員法に基く新聞紙等掲載制限令のみで、而も兩者の目的は新聞記事そのものを取締るもので、新聞事業については何等の規定も有してゐなかつた。然るに本勅令は、總動員法第十六條の三並びに十八條に基いて、新聞事業そのものにつき、種々の統制を加へ國家目的達成の線から逸脱することを防ぎ、あくまで國家國民の公器たる本質を發揮せしめんとするのである。

本令の主たる内容は、第一に従來届出によつて足りた新聞發行を許可制とし、また新聞事業界の整備を考慮して、事業の讓渡または合併を命じ、更に一定の條件によつて事業の廢止休止を命じ得る規定を設けたのである。第二には、重要産業團體令と同様に、新聞事業の綜合的統制運營と國策遂行に協力する目的をもつ統制團體の設立を規定したことにある。

統制團體の設立規定によつて、政府は新聞事業者に對し設立命令を發したため、十六年秋、新聞統制會が設立せられ、新聞事業の新しき一步を踏み出した。同統制會は本勅令の規定に基いて、従業員の厚生施設、養成訓練記者の登録、資材の配給の調整、編輯並びに新聞事業の運營全般に對する指導改善等について漸次着手し、新聞界全般の國家的協力體制を確立することになつてゐる。

本令に基く閣省令——新聞事業令施行規則(閣令、内務省令第一號)昭和十六年十二月二十日公布、同日施行。

新聞事業令 (昭和十六年十二月十三日 勅令第一千七百七號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム第十六條ノ三ノ規定ニ基ク新聞事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、廢止又ハ休止ニ關スル命令及新聞事業ヲ行フ法人ノ目的變更、合併又ハ解散ニ關スル命令、同法第十八條ノ規定ニ基ク新聞事業ノ統制ヲ目的トスル團體ノ設立等ニ關スル命令及當該團體ニ關シ必要ナル事項並ニ同法第十八條ノ三ノ規定ニ基ク新聞事業ノ讓渡又ハ新聞事業ヲ營ム會社ノ合併ニ付テノ租税ノ輕減ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル第二條 本令ニ於テ新聞事業ト稱スルハ時事ニ關スル事項ヲ掲載スル新聞紙ノ發行ヲ目的トスル事業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ

第三條 新聞事業ヲ開始セントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ新聞事業主其ノ事業ノ委託、共同經營、讓渡、廢止又ハ休止ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

新聞事業ヲ行フ法人ノ目的變更、合併又ハ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第一項ノ許可及前項ノ認可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 主務大臣新聞事業ノ整備ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ新聞事業主ニ對シ事業ノ讓渡若ハ讓受又ハ會社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル讓渡又ハ合併ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル其ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス

前項ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ハ當該新聞事業主ニ對シ其ノ事業ノ廢止又ハ休止ヲ命ズルコトヲ得

一 前條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル裁定ニ從ハザルトキ

二 第六條ノ規定ニ依ル團體ノ定款又ハ統制規程ニ違反シタルトキ

三 當該新聞事業ノ運營ガ國策ヲ遂行ニ重大ナル支障ヲ及ボシ又ハ及ボスノ處アルトキ

前項ノ處分ハ豫メ警告ヲ爲シタル後之ヲ行フ

第六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第八條ノ規定ニ該當スル者ニ對シ新聞事業ノ綜合的統制運營ヲ圖リ且新聞事業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トスル團體ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

第七條 前條ノ規定ニ依ル團體ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

一 新聞紙ノ編輯其ノ他新聞事業ノ運營ニ關スル統制指導

二 新聞事業ノ整備ニ關スル指導助成

三 新聞共同販賣其ノ他新聞事業ニ關スル共同經營機關ノ指導助成

四 新聞記者ノ登錄並ニ新聞従業者ノ厚生施設及養成訓練ノ實施

五 新聞用紙其ノ他ノ資材ノ配給ノ調整

六 新聞事業ノ向上ニ關シ必要ナル調査研究

七 其ノ他本團體ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第八條 第六條ノ規定ニ依ル團體ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトス

一 新聞事業主

二 新聞事業主ニ對シ報道事項ノ供給ヲ爲スヲ目的トスル事業其ノ他新聞事業ニ關係アル事業ノ事業主

第九條 重要産業團體令第八條第二項及第九條乃至第三十六條ノ規定ハ統制會ノ會員タル團體ヲ組織スル者ニ關スル部分ヲ除キ第六條ノ規定ニ依ル團體ニ之ヲ準用ス但シ閣令トアルハ命令トス

本令ニ規定スルモノヲ除クノ外第六條ノ規定ニ依ル團體ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス但シ登録税法ニ依リ算出シタル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 合併ニ因ル會社ノ設立

金錢出資ニ依ル拂込株金額及金錢ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル拂込株金額及金錢以外ノ財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ一トノ合計額

二 合併ニ因ル會社資本ノ増加

金錢出資ニ依ル増資拂込株金額及金錢ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル増資拂込株金額及金錢以外ノ財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ノ千分ノ一トノ合計額

三 新聞事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動産ニ關スル權利ノ取得

不動産ノ價格ノ千分ノ三

第十一條 本令中主務大臣トアルハ内地ニ在リテハ内閣總理大臣及内務大臣トシ、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

第十二條 朝鮮及南洋群島ニ在リテハ第五條第一項第二號及第六條乃至第十條ノ規定ヲ、臺灣及樺太ニ在リテハ第五條第一項第二號及第六條乃至第九條ノ規定ヲ適用セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年十二月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

13 廢止失効の勅令

從業者雇入制限令

(昭和十四年三月三十一日) 勅令第三百二十六號

○注意 本令ハ昭和十五年勅令第七百五十二號(從業者移動防止令)ニ依リ廢止ス

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者(以下從業者ト稱ス)ノ國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク雇入制限ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

- 一 年齢十六年以上五十年未満ノ男子ニシテ引續キ三月以上他人ニ雇傭セラレテ厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スルモノ
- 二 年齢十六年以上五十年未満ノ男子ニシテ引續キ三月以上他人ニ雇傭セラレテ前號ノ職業ニ従事シ本令施行後ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シ且其ノ雇傭ヲ終了シタル日ヨリ厚生大臣ノ指定スル學校卒業者タル者ニ在リテハ一年、其ノ他ノ者ニ在リテハ六月ヲ經過セザルモノ

三 引續キ三月以上工場事業場技能者養成令ノ養成工(以下養成工ト稱ス)タル者

四 引續キ三月以上養成工タリシ者ニシテ養成工タラザルニ至リタル日ヨリ六月ヲ經過セザルモノ

第二條 工場又ハ事業場ニ於テ使用スル爲從業者ヲ雇入レントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條第一號又ハ第三號ニ該當スル者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ現ニ就業スル地ノ所轄職業紹介所長ノ、前條第二號ニ該當スル者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ雇傭終了ニ至ル迄前條第一號ノ職業ニ従事シタル地ノ所轄職業紹介所長ノ、前條第四號ニ該當スル者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ養成工タラザルニ至ル迄就業シタル地ノ所轄職業紹介所長ノ認可ヲ受クベシ前條第一號ノ職業ニ従事セシムル爲從業者

者ヲ雇人レントスル者亦同ジ

第三條 職業紹介所長前條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得
第四條 第二條ノ許可ニ關シ必要アル場合ニ於テハ同條ノ職業紹介所長及雇人ニ依リ從業者ガ就業スベキ地ノ所轄職業紹介所長ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係人ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、專業場若ハ事務所ニ臨檢セシメ業務ノ狀況若ハ帳簿ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第五條 本令ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ從業者ヲ吏員トシテ採用スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル從業者ノ雇人ニハ之ヲ適用セズ

第七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守、澎湖廳ニ在リテハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附則

本令ハ昭和十四年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

賃金統制令

(昭和十四年三月三十一日) 勅令第百二十八號

○注意 本令ハ昭和十五年勅令第百七十五號ニ依リ廢止ス

第一條 國家總動員法第六條ノ規定ニ基キ勞働者ノ賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス

- 一 工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ムモノ
- 二 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業
- 三 其ノ他厚生大臣ノ指定スル事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ勞働者ガ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル給與其ノ他ノ利益ヲ謂フ

賃金ノ範圍及評價ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 常時五十人以上ノ勞働者ヲ使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ハ賃金規則ヲ作成シ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

賃金規則ニ定ムベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

地方長官不適當ト認ムルトキハ賃金規則ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第五條 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ未経験勞働者ノ初給賃金ヲ定ムルコトヲ得

事業主未経験勞働者ヲ雇人レタルトキハ命令ヲ以テ定ムル期間前項ノ規定ニ依リ初給賃金ニ準據シ賃金ヲ支拂フベシ但シ命令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 前條ノ場合ノ外地方長官勞働者ニ支拂ハレタル賃金ノ額又ハ其ノ支給方法著シク不適當ト認ムルトキハ事業主ニ對シ將來ニ向ツテ變更スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七條 第二條第三號ノ規定ニ依ル事業ノ指定、第五條第一項ノ規定ニ依リ初給賃金ノ決定並ニ第四條第三項及前條ノ規定ニ依ル命令ハ賃金委員會ニ諮問シテ之ヲ爲ス

賃金委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ賃金ノ統制ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ事業主ヨリ

報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第九條 本令ハ國又ハ道府縣ノ事業ニハ之ヲ適用セズ

第十條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第十一條 本令中工場法ノ適用ヲ受クル工場トアルハ朝鮮、臺灣又ハ南洋群島ニ在リテハ常時十人以上ノ勞働者ヲ使用スル
工場、樺太ニ在リテハ工場取締規則ノ適用ヲ受クル工場トシ鑛業法トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮鑛業令、臺灣ニ在リテハ
臺灣鑛業規則、南洋群島ニ在リテハ南洋群島鑛業令トス

本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在
リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣鑛業規則ノ適用ヲ受クル事業ニ付テ
ハ臺灣總督、其ノ他ノ事業ニ付テハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道
府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附則

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

會社利益配當及資金融通令

(昭和十四年四月一日) ○注意 本令ハ昭和十五年勅令第六百八
十號(會社經理統制令)ニヨリ廢止ス

改正 昭和十四年十二月二日勅令第八百一十一號、昭和十五年七月二十日勅令第四百八十四號

第一條 國家總動員法第十一條ノ規定ニ依ル會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關スル命令及銀行ニ對スル資金ノ運用

ニ關スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)二十萬圓以上ノ會社ハ
主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ基準配當率ヲ超ユル率ニ依リ毎事業年度ノ利益配當基金(利息又ハ基金配當ヲ含ム以
下同ジ)ヲ爲スコトヲ得ズ

但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 基準配當率二年百分ノ一(一年ヲ一事業年度トスルモノニ在リテハ年百分ノ二)以下ヲ加ヘタル率ニ依ルトキ但シ配
當率八年百分ノ十ヲ超ユルコトヲ得ズ

二 年百分ノ六以下ノ率ニ依ルトキ

第三條 本令ニ於テ基準配當率トハ左ノ各號ニ規定スル率ヲ謂フ

一 昭和十三年十一月三十日以前一年以内ニ利益配當ヲ決定シタル會社ニ在リテハ第三號又ハ第四號ニ該當スル場合ヲ除
キ同日以前ニ最終ニ決定シタル利益配當ノ年率但シ當該利益配當ニ際シ普通ノ配當ノ外記念配當、特別配當其ノ他名稱
ノ有無ヲ問ハズ特別ノ配當ヲ爲シタル會社ニ在リテハ其ノ申請ニ依リ主務大臣ガ臨時ニ配當ヲ増加シタルモノト認定シ
タル部分ヲ除ク

二 昭和十三年十一月三十日以前一年以内ニ利益配當ヲ決定シタルコトナキ會社ニ在リテハ第三號又ハ第四號ニ該當スル
場合ヲ除キ年百分ノ六

三 合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存續スル會社ニシテ昭和十三年十一月三十日以前一年以内ニ合併後ノ利益
配當ヲ決定シタルコトナキモノ(合併ガ昭和十二年十一月三十日以前ニ爲サレタル會社ヲ除ク)ニ在リテハ會社ノ申請

ニ依リ主務大臣ガ合併前ノ各會社ノ利益配當ノ實情ニ基キ認定シタル率

四 資本金二十萬圓未滿タリシ會社(資本金二十萬圓以上ノ會社本令施行後資本減少ニ因リ資本金二十萬圓未滿ト爲リタ

ルモノヲ含ムニシテ本令施行後ノ資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタルモノニ在リテハ會社ノ申請ニ依リ主務大臣ガ從前ノ利益配當ノ實情ニ基キ認定シタル率
會社ガ前條ノ規定ニ基キ基準配當率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當ヲ爲シタルトキハ其ノ率ガ年百分ノ十以下ナル限リ其ノ率ヲ以テ爾後ノ基準配當率トス但シ主務大臣ガ前條ノ規定ニ基キ許可ヲ爲スニ際シ基準配當率ニ算入セザル旨ヲ定メタル部分ヲ除ク

會社ガ基準配當率ニ滿タザル率ニ依リ利益配當ヲ爲シタルトキト雖モ其ノ會社ノ基準配當率ハ之ヲ變更セズ

第四條 主務大臣ハ資本金二十萬圓以上ニシテ其ノ基準配當率ガ年百分ノ十以上ナル會社ガ資本増加ニ因リ現在ノ資本金ノ倍額ヲ超ユル資本金ノ會社ト爲ル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ其ノ資本増加後ノ基準配當率ヲ指定スルコトヲ得

第五條 第二條第一號ノ規定ハ基準配當率ガ第三條第一項第二號ノ規定ニ依リ定メラルル會社ノ本令施行後ニ於ケル最初ノ利益配當ニ關シテハ之ヲ適用セズ

主務大臣ハ第三條第一項第三號若ハ第四號又ハ前條ノ規定ニ依リ會社ノ基準配當率ノ認定又ハ指定ヲ爲スニ際シ當該認定又ハ指定後ノ最初ノ利益配當ニ關シ第二條第一號ノ規定ヲ適用セザル旨ヲ定ムルコトヲ得

第六條 第二條、第三條又ハ第四條ノ規定ニ依ル許可、認定又ハ指定ニシテ事案ノ重要ナルモノニ付テハ利益配當審査委員會ノ議ヲ經ベシ

利益配當審査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第七條 會社ハ其ノ經營ヲ堅實ナラシムル爲經理ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ

一 經費支出ヲ適正ナラシムルコト

二 利益配當ニ關スル制限其ノ他ノ事由ニ因リ會社ノ經理上生ズベキ餘裕ハ之ヲ必要ナル資産ノ償却又ハ積立金ノ積立ニ

充ツルコト

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ前項各號ノ事項ニ關シ勸告ヲ發シ又ハ利益配當審査委員會ノ議ヲ經テ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 主務大臣ハ會社ノ資産負債及損益ノ内容、利益金ノ處分其ノ他經理ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第九條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外總テ大藏大臣トス

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ在リテハ當該會社ヲ監督スル所管大臣

二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又ハ產金法第三條ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ商工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法又ハ造船事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ遞信大臣但シ造船事業

法施行令第二十九條ノ規定ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ遞信大臣及商工大臣

四 地方鐵道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ鐵道大臣

五 會社ノ營ム事業ノ一部ニ付第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル法令ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ當該所管大臣及大

藏大臣

大藏大臣ハ第二條、第三條、第四條又ハ第七條ノ規定ニ依ル許可、認定、指定、勸告又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ關係各大臣ニ協議スベシ

大藏大臣以外ノ主務大臣ハ第二條、第三條、第四條又ハ第七條ノ規定ニ依ル許可、認定、指定、勸告又ハ命令ヲ爲サント

スルトキハ大藏大臣及關係各大臣ニ協議スベシ

第十條 第二條乃至第五條、第八條及前條ノ規定ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 第二條乃至第五條、第七條及第八條中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス但シ日本勸業銀行、北海道殖産銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行並ニ南洋殖産株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ前條中閣令トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ總督府令又ハ廳令トス

朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ利益配當審查委員會ニ關スル規定ヲ適用セズ

第十二條 大藏大臣生産力擴充資金其ノ他時局ニ緊要ナル産業資金ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ日本勸業銀行ニ對シ資金ノ融通又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ヲ命ズルコトヲ得

大藏大臣前項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ資金融通審查委員會ノ議ヲ經ベシ

資金融通審查委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十三條 政府ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ因リ日本勸業銀行ガ損失ヲ受ケタルトキハ同行ニ對シ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

前項ノ損失ヲ決定スル基準其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第十四條 前條第一項ノ規定ニ依リ政府ガ日本勸業銀行ニ對シテ支拂フベキ損失補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

地代家賃統制令

(昭和十四年十月十八日) 〇注意 本令ハ昭和十五年勅令第六百七十八號ニ依リ廢止ス

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ基ク地代及家賃ニ關スル統制ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ借地トハ建物所有ノ目的ヲ以テ賃借セラレ又ハ地上權ヲ設定セラレタル土地ヲ謂ヒ借家トハ賃借セラレタル建物(建物ノ一部タル室ヲ含ム)ヲ謂フ

第三條 借地又ハ借家ノ貸主(以下單ニ貸主ト稱ス)ハ借地又ハ借家ニ付左ノ各號ノ地代又ハ家賃ヲ超エテ地代又ハ家賃ヲ定ムルコトヲ得ズ但シ厚生大臣ノ定ムル事由アル場合ニ於テ地方長官ノ許可アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和十三年八月四日ニ於テ地代又ハ家賃アリタルモノニ付テハ同日ニ於ケル地代又ハ家賃(其ノ不明ナルトキハ同日以後ノ判明セル最初ノ地代又ハ家賃)但シ昭和十三年八月五日以後本令施行前建物ノ増築又ハ改築ニ因リ家賃ニ變動アリタルモノニ付テハ増築又ハ改築ノ工事ノ竣功後ニ於ケル最初ノ家賃

二 前號ニ該當セザル場合ニ於テ昭和十三年八月五日以後本令施行前ニ地代又ハ家賃アルニ至リタルモノニ付テハ同日以後ニ於ケル最初ノ地代又ハ家賃(其ノ不明ナルトキハ判明セル最初ノ地代又ハ家賃)但シ其ノ後本令施行前建物ノ増築又ハ改築ニ因リ家賃ニ變動アリタルモノニ付テハ増築又ハ改築ノ工事ノ竣功後ニ於ケル最初ノ家賃

三 前二號ニ該當セザル場合ニ於テ本令施行後ニ地代又ハ家賃アルニ至リタルモノニ付テハ本令施行後ニ於ケル最初ノ地代又ハ家賃

第四條 地方長官前條第一號但書、第二號又ハ第三號ノ地代又ハ家賃ガ著シク不當ナリト認ムルトキハ地代又ハ家賃ノ減額ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ地方長官ノ命令ニ依リ減額シタル地代又ハ家賃ハ前條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條各號ニ掲グル地代又ハ家賃ト

看做ス

第五條 地方長官前二條ノ規定ニ依リ許可又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ地代家賃審査會ノ議ヲ經ベシ

地代家賃審査會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 貸主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本令ノ適用ヲ免ルル爲借地又ハ借家ノ借主(以下單ニ借主ト稱ス)ニ對シ借地又ハ借家ノ契約ニ定メザル財産上ノ利益ヲ求ムルコトヲ得ズ

第七條 地方長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ借地又ハ借家ニ關シ貸主若ハ借主ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間借地、借家其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ借地、借家ノ契約書其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第八條 第三條乃至第五條ノ規定ハ敷金、修繕費ノ負擔其ノ他地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

第九條 本令ハ國又ハ道府縣ガ貸主タル借地又ハ借家ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ昭和十三年八月四日トアルハ朝鮮ニ在リテハ昭和十三年十二月三十一日、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年九月十九日トス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ地代家賃審査會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ

附則

第十一條 本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 本令ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第十三條 本令施行前第三條第一號又ハ第二號ノ地代又ハ家賃ヲ増額シタル借地又ハ借家ニ於テハ貸主ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ昭和十四年十一月一日以後ノ分ニ付之ヲ第三條第一號又ハ第二號ノ地代又ハ家賃ニ回復スベシ

第十四條 前條ノ規定ハ昭和十三年八月五日以後本令施行前ニ於テ裁判、裁判上ノ和解又ハ借地借家調停法ニ依ル調停ニ依リ地代又ハ家賃ノ増額アリタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ本令施行ノ際現ニ繫屬スル訴訟、裁判上ノ和解事件、借地借家調停法ニ依ル調停事件又ハ借地借家臨時處理法第二條ノ規定ニ依ル事件ニ於テ地代又ハ家賃ノ増額アリタルモノニ付亦同シ

前項ノ裁判、和解又ハ調停ニ依リ増額セラレタル地代又ハ家賃ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條第一號本文ノ地代又ハ家賃ト看做ス

第十五條 前二條ノ規定ハ敷金、修繕費ノ負擔其ノ他地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

賃金臨時措置令

(昭和十四年十月十八日勅令第七百五號)

○注意 本令ハ昭和十五年十月二十日日期日滿了ニヨリ失効ス

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク勞務者ノ賃金ニ

關スル臨時措置ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ船員トシテ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ從事スル爲ニ雇傭セラレ賃金ヲ受クル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
- 二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業（電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム）

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業

四 道路、鐵道、軌道又ハ索道ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岸壁、渡止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

七 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業

八 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手当、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ雇傭者ガ勞働ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

本令ニ於テ基本給ト稱スルハ定額賃金制ニ於ケル定額給又ハ請負賃金制ニ於ケル保證給若ハ單位時間給ヲ謂ヒ賃金基準ト稱スルハ獎勵加給、手当、實物給與若ハ命令ヲ以テ定ムル賞與以外ノ賞與ノ基準又ハ請負賃金制ニ於ケル請負單價、請負時間、歩合若ハ算定方法ヲ謂フ

第四條 事業ノ爲ニ勞務者ヲ雇傭スル者（以下雇傭主ト稱ス）ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ昭和十四年九月十八日（以下指定期日ト稱ス）ノ基本給ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ基本給ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル基本給ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條 指定期日後雇人ルル勞務者ニ付テハ其ノ雇人ノ際ノ基本給ヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第六條 雇人後三十日ヲ超エザル試ノ雇傭期間ヲ定メタル勞務者ニシテ指定期日後其ノ試ノ雇傭期間ヲ終リタルモノニ關スル本令ノ適用ニ付テハ其ノ試ノ雇傭期間ヲ終リタル後ニ基本給ヲ定メタル時ニ於テ雇人アリタルモノト看做ス

第七條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日後雇人ルル勞務者ノ雇人ノ際ノ基本給ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ニ報告スベシ但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ニ依リ雇人ルル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

地方長官前項ノ基本給ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ第四條ノ規定ノ適用ニ付雇人ノ際ノ基本給ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第八條 雇傭主ハ勞務者ノ雇人ノ際ノ基本給ニ關スル内規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ得
地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第一項但書ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ト看做ス

第九條 雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル賃金基準ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日ノ賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ
第十一條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ同種又ハ類似ノ作業ニ付賃金基準ノ定アルモノニ關シテハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ前項ノ規定ノ適用ナキモノニ付指定期日後ニ賃金基準ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日後ニ定ムル賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル賃金基準ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ第九條ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

第十二條 雇傭主其ノ雇傭スル勞務者ノ箇箇ニ付基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ箇箇ニ付指定期日ノ基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増シタルトキ其ノ支給ニ付亦同ジ

前項ノ規定ハ第十三條第一項若ハ第十四條第一項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給内規ニ依リ昇給セシメ又ハセシメタル場合又ハ第十五條若ハ第十六條ノ規定ニ依リ昇給内規ノ定アルトキ之ニ依リ昇給セシムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十三條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給内規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第

一項ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ト看做ス

第十四條 前條ニ規定スル雇傭主以外ノ雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ報告アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 雇傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ爲シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム)タル雇傭主ノ爲ス雇傭ニ於テハ其ノ定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 日日雇人レラルル者ノ賃金ニ付必要アル場合又ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ地方長官ハ道府縣賃金委員會ニ諮問シテ勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ雇傭主ハ地方長官ノ爲シタル定ニ依ルコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
第十七條 前二條ノ規定ニ依リ定ニシテ勞務者ノ雇人ノ際ノ基本給以外ノ基本給ニ關スルモノナルトキ、雇人ノ際ノ基本給ニ關スルモノナルトキ、賃金基準ニ關スルモノナルトキ又ハ昇給内規ニ關スルモノナルトキハ其ノ定ヲ爲シタル事項ニ付各第四條ノ規定、第七條及第八條ノ規定、第九條乃至第十一條ノ規定又ハ第十三條及第十四條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八條 雇傭主第三條第二項ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル賞與ニ關シ前年支給セザリシ時期ニ之ヲ支給セントスルトキ又ハ其ノ賞與率ヲ前年同期ニ支給シタル賞與ノ賞與率ヨリ増加シテ之ヲ支給セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ賞與率ノ算定方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

雇傭主其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ對シ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第十九條 雇傭主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第四條、第九條、第十二條、第十五條、第十六條及第十八條ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所、船舶其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十一條 本令實施ニ關スル重要事項ニ付厚生大臣ノ諮問ニ應ズル爲賃金臨時措置調査委員會ヲ置ク

賃金臨時措置調査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二條 本令ハ賃金統制令第五條ノ規定ニ依リ初給賃金ヲ受クル勞務者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

本令ハ賃金統制令第六條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第二十三條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ牴觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第二十四條 第十三條中同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主トアルハ船員ニ付テハ常時五十人以上ノ勞務者タル船員ヲ雇傭スル雇傭主トス

第二十五條 内地ニ於テ船員ニ關スルモノヲ除クノ外鑛業及砂鑛業ニ付テハ本令中地方長官トアルハ鑛山監督局長トシ道府縣賃金委員會トアルハ鑛山賃金委員會トス

内地ニ於テ船員ニ付テハ第十五條、第二十條及第二十一條中厚生大臣トアルハ遞信大臣トシ第七條及第十二條中地方長官トアルハ管海官廳トシ第八條、第十條、第十一條及第十三條乃至第十六條中地方長官トアルハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ

遞信大臣又ハ遞信局長トシ第十八條中地方長官トアルハ遞信局長トシ第二十條中地方長官トアルハ遞信局長及管海官廳トス

第十六條中道府縣賃金委員會トアルハ船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乗組ム船員以外ノ船員ニ付テハ船員給料委員會トス

船員給料委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 本令中遞信局長又ハ管海官廳ノ職權ニ屬スル事項ハ船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乗組ム船員ニ付テハ地方長官之ヲ行フ

第二十七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス本令中地方長官トアルハ船員(船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乗組ム者ヲ除ク)ニ付テハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ朝鮮總督府遞信局長又ハ管海官廳、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ臺灣總督府遞信局長又ハ管海官廳トス

第二十八條 第十六條中道府縣賃金委員會ニ關スル規定及第二十一條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

ノ效力ヲ有ス

會社職員給與臨時措置令

(昭和十四年十月十八日) 勅令第七百六號

○注意 本令ハ昭和十五年十月二十日 日期日滿了ニヨリ失効ス

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十一條ノ規定ニ基ク會社ノ經理ニ關スル命令ノ中職員ニ對スル給與ノ支給ニ關スルモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル會社ニ之ヲ適用ス

一 資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ)二十萬圓以上ノ會社

二 前號ニ規定スルモノヲ除クノ外閣令ヲ以テ定ムル會社

第三條 本令ニ於テ職員ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 機關トシテ會社ノ業務ニ從事スル者(以下役員ト稱ス)

二 前號ニ掲グル者及資金臨時措置令第三條ノ賃金ヲ受クル勞務者ヲ除クノ外會社ノ業務ニ從事スル者ニシテ閣令ヲ以テ定ムルモノ及會社ニ雇傭セラルル者(以下社員ト稱ス)

第四條 本令ニ於テ給與ト稱スルハ報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ職員ノ職務ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第五條 一定ノ金額若ハ數量又ハ一定ノ割合ニ依リ定期ニ支給スル給與及閣令ヲ以テ定ムル其ノ他ノ給與(以下給料手當ト稱ス)ニ關シテハ會社ハ昭和十四年九月十八日(以下指定期日ト稱ス)ニ於ケル給料手當ノ準則(給料手當ノ種類、階級、金額、數量、率及其ノ支給又ハ増減ニ關スル標準並ニ初任給ノ標準ヲ謂フ以下同ジ)、第七條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可

ヲ受ケタル給料手當ノ準則又ハ第八條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ變更シタル給料手當ノ準則ニ依ルノ外之ヲ増給シ又ハ新ニ支給スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 會社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日ニ於ケル給料手當ノ準則ヲ主務大臣ニ報告スベシ

前項ノ規定ニ依リ報告スベキ給料手當ノ準則ハ會社ガ指定期日ニ於テ内規又ハ慣習トシテ成立セルモノナルコトノ證明ヲ爲スコトヲ得ルモノ又ハ其ノ證明ヲ爲スコトヲ得ザルモノナル場合ニ於テハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

第七條 指定期日ニ於テ給料手當ノ準則ナキ會社又ハ指定期日後設立シタル會社ハ給料手當ノ準則ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第八條 會社給料手當ノ準則ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第九條 會社役員又ハ社員ニ對シ給料手當以外ノ定期ニ支給スル給與(以下賞與ト稱ス)ヲ前年支給セザリシ時期ニ於テ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ支給セントスル賞與ノ合計金額ガ閣令ヲ以テ定ムル限度ヲ超エザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ヲ除クノ外會社ハ各支給期ニ付役員又ハ社員ニ對シ支給スル賞與ノ合計金額ヲ左ノ各號ニ掲グル金額ニ比シ増加シテ支給スルコトヲ得ズ但シ支給セントスル賞與ノ合計金額ガ閣令ヲ以テ定ムル限度ヲ超エザル場合又ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 役員ニ對スル賞與ニ關シテハ前年ニ於ケル相當時期ニ於テ支給シタル賞與ノ合計金額但シ前年ニ於ケル相當時期ニ比シ役員ノ増加アル場合ニ於テハ之ニ閣令ノ定ムル金額ヲ加ヘタル金額

二 社員ニ對スル賞與ニ關シテハ支給セントスル賞與ノ賞與期間ニ於テ支給スル社員ノ基本給料(給料手當ノ中基本ト爲

ノ效力ヲ有ス

ルベキ固定給ヲ謂フ以下同ジノ合計金額ノ月平均額ニ前年ニ於ケル相當時期ニ於テ支給シタル賞與ノ合計金額ヲ其ノ賞與期間ニ於テ支給シタル社員ノ基本給料ノ合計金額ノ月平均額ヲ以テ除シテ得タル割合(以下賞與率ト稱ス)ヲ乗ジタル金額

前項第二號ノ賞與期間ノ計算方法ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ本令施行前一年以内ニ支給シタル賞與ニ關シ其ノ支給ノ時期及種類並ニ各支給期ニ於ケル賞與ノ合計金額、役員數及賞與率ヲ主務大臣ニ報告スベシ

第十一條 會社役員又ハ社員ノ全部又ハ大部分ニ對シ時期ヲ同ジクシテ臨時ノ給與(閣令ヲ以テ定ムル給與ヲ除ク以下同ジ)ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ支給セントスル給與ノ合計金額ガ閣令ノ定ムル限度ヲ超エザル場合ハ此ノ限ニ非ラズ

會社職員ニ對シ臨時ノ給與ヲ支給シタルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ主務大臣ニ報告スベシ

第十二條 會社相互間ニ於テ船員ノ給料手當ノ定ヲ爲シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ第五條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ其ノ會社ノ指定期日ニ於ケル船員ニ關スル給料手當ノ準則ト看做ス

第十三條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ前條ノ定ニ加シテモ船員給料委員會ニ諮問シテ前條ノ定ヲ以テ第五條ノ規定ノ適用ニ付其ノ會社ノ指定期日ニ於ケル船員ニ關スル給料手當ノ準則ト看做スコトヲ得

第十四條 前二條ノ場合ニ於テハ第六條ノ規定ニ依ル報告又ハ第七條若ハ第八條ノ規定ニ依リ許可アリタルモノト看做ス

第十五條 會社ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第五條、第九條及第十一條ノ規定ニ依リ制限ヲ免ルル目的ヲ以テ職員ニ對シ給與ヲ支給スルコトヲ得ズ

第十六條 主務大臣ハ職員ニ對スル給與ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ事務所

工場、事業場、船舶其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十七條 本令施行ニ關スル重要事項ニ付主務大臣ノ諮問ニ應ズル爲職員給與臨時措置調査委員會ヲ置ク

職員給與臨時措置調査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十八條 本令ハ會社利益配當及資金融通令第七條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十九條 本令ハ裁判所ガ決定ヲ以テ定メタル報酬ニハ之ヲ適用セズ

第二十條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各號ニ當該スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外總テ大藏大臣トス

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ在リテハ當該會社ヲ監督スル所管大臣

二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又ハ產金法第三條ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ商

工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法又ハ造船事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ遞信大臣但シ造船事業

法施行令第二十九條ノ規定ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ遞信大臣及商工大臣

四 地方鐵道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ鐵道大臣

五 會社ノ營ム事業ノ一部ニ付前三號ニ掲グル法令ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ當該所管大臣及大藏大臣

六 前各號ノ規定ニ拘ラズ職員中船員ニ關スルモノニ在リテハ遞信大臣

大藏大臣ハ第五條乃至第九條及第十一條ノ規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付關係各大臣ニ協議スベシ

大藏大臣以外ノ主務大臣ハ第五條乃至第九條及第十一條乃至第十三條ノ規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付大藏大臣及關係

各大臣ニ協議スベシ

第二十二條 大藏大臣ハ前條第一項第一號乃至第四號ニ掲グル會社以外ノ會社ニ關スル本令施行ノ事務ノ一部ヲ稅務監督局

長又ハ稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

船員ニ付テハ第五條本文、第六條乃至第八條、第十二條及第十三條中主務大臣トアルハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣又ハ遞信局長トシ第五條但書中主務大臣トアルハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ遞信局長又ハ管海官廳トシ第九條乃至第十條中主務大臣トアルハ遞信局長トシ第十六條中主務大臣トアルハ遞信大臣、遞信局長又ハ管海官廳トス

大藏大臣ハ稅務監督局長若ハ稅務署長ヲシテ第十六條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ稅務監督局長、稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十二條 第五條乃至第十一條及第十六條ノ規定ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 本令中閣令トアルハ船員ニ關スルモノニ付テハ遞信省令トス

第二十四條 第五條乃至第十三條及第十六條中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス但シ日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受タル銀行並ニ南洋拓殖株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二條、第三條、第五條、第六條、第九條、第十一條及第二十二條中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ第十三條中船員給料委員會ニ關スル規定及第十七條ノ規定ヲ適用セズ

第二十五條 朝鮮總督ハ本令施行ニ關スル事務ノ一部ヲ其ノ定ムル所ニ依リ稅務監督局長又ハ稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

朝鮮總督ハ稅務監督局長若ハ稅務署長ヲシテ第十六條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ稅務監督局長、稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督ハ州知事若ハ廳長ヲシテ第十六條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ州知事、廳長又ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

州知事ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル事務ヲ稅務出張所ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

青少年雇入制限令

(昭和十五年二月二十二日) 勅令第三十六號

○注意 本令ハ昭和十六年勅令第十六十三號(勞務調整令)ニ依リ廢止ス

第一條 青少年ノ國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基テ雇入制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ青少年ト稱スルハ年齢十二年以上三十年未満ノ男子又ハ年齢十二年以上二十年未満ノ女子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當セザルモノヲ謂フ

- 一 大學、大學豫科、高等師範學校、高等學校高等科、專門學校、實業專門學校、師範學校又ハ厚生大臣ノ指定スル學校(養成所ヲ含ム)ヲ卒業又ハ修了シタル者
- 二 學校卒業者使用制限令第一條ノ卒業者ニシテ前號ニ該當セザルモノ

- 三 厚生大臣ノ指定スル檢定若ハ試験ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者
- 四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者
- 第三條 男子タル青少年（以下男子青少年ト稱ス）ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ
 - 一 男子青少年ノ雇員數ガ命令ヲ以テ定ムル員數ニ滿タザル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合
 - 二 厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ム者其ノ事業ニ使用スベキ男子青少年ノ雇入ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合
 - 三 男子青少年ヲ雇備シ得ベキ總員數ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合
 - 四 入營（應召ノ場合ヲ含ム以下同ジ）ヲ命ゼラレタル青少年ヲ解雇シタル場合又ハ雇備スル青少年ノ入營中雇備期間ノ滿了シタル場合ニ於テ其ノ青少年ガ退營（入營ノ際行フ身體檢査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム）シタル日ヨリ三月以内ニ再ビ之ヲ雇入ルル場合
 - 五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合
- 第四條 女子タル青少年（以下女子青少年ト稱ス）ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外厚生大臣ノ指定スル業務（以下指定業務ト稱ス）ニ使用スル爲之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ
 - 一 指定業務ニ使用スル女子青少年ノ雇員數ガ命令ヲ以テ定ムル員數ニ滿タザル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合
 - 二 指定業務ニ使用スル女子青少年ヲ雇備シ得ベキ總員數ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合
 - 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

- 第五條 地方長官第三條第二號ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得
 - 職業紹介所長第三條第三號又ハ前條第二號ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得
- 第六條 厚生大臣又ハ地方長官ハ青少年ノ雇入ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第七條 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ青少年ノ雇入ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得
- 第八條 地方長官又ハ職業紹介所長必要ト認ムルトキハ青少年ノ雇入ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ青少年ヲ雇入レタル者又ハ雇入レントスル者ノ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得
 - 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
- 第九條 年齢十二年未滿ノ者ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇備スル場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齢十二年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入ルルモノト看做ス但シ此ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入ルルモノト看做ス
- 第十條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ニ使用スル爲又ハ船員トシテ使用スル爲青少年ヲ雇入ルル場合ニハ之ヲ適用セズ
 - 一 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業
 - 二 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業
- 第十一條 本令ハ國、道府縣並ニ市町村及之ニ準ズベキモノ其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノノ青少年ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ
- 第十二條 本令ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル女子青少年ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附則

本令ハ昭和十五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス本令施行ノ際現ニ第三條第二號ノ事業ヲ營ム者ハ本令施行後六十日間ヲ限り同條同號ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス第九條ノ規定ハ本令施行前年齢十二年未滿ノ者ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

從業者移動防止令

（昭和十五年十一月九日）
勅令第七百五十號

○注意 本令ハ昭和十六年勅令第千六百十三號（勞務調整令）ニヨリ廢止ス

第一條 從業者移動防止ノ爲ニスル國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第六條ノ規定ニ基テ從業者ノ雇入及使用ノ制限並ニ解雇ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ指定從業者ト稱スルハ年齢十四年以上六十未滿ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
一 厚生大臣ノ指定スル事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル勞務者（以下指定勞務者ト稱ス）トシテ使用セラルル者
二 前號ノ事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ工場ニ於テ引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ指定勞務者トシテ使用セラレ本令

施行後ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シ且其ノ雇傭ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ經過セザル者

三 引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル技術者（以下指定技術者ト稱ス）トシテ使用セラルル者

四 引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ指定技術者トシテ使用セラレ本令施行後ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シ且其ノ雇傭ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ經過セザル者

第三條 何人ト雖モ工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲前條第一號又ハ第三號ノ指定從業者ニ對シ自ラ又ハ他人ヲシテ其ノ被傭者タルコトヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコトヲ得ズ他人ノ工場若ハ事業場ニ於テ使用セシムル爲又ハ指定技術者トシテ使用セシムル爲他人ノ被傭者タルコトヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコト亦同ジ

第四條 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲他人ヲ雇入レントスルトキハ豫メ其ノ者ガ指定從業者ナルヤ否ヲ確認スルコトヲ要ス但シ職業紹介所ノ紹介ニ依リ雇入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

指定從業者工場若ハ事業場ニ於テ使用セラルル爲又ハ指定技術者トシテ使用セラルル爲雇入レラレントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ前歴ニ關スル事項ヲ職業紹介所長ニ報告スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ職業紹介所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入レラレントスル場合ニ在リテハ雇入レントスル者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第五條 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲雇入レントスル者ガ指定從業者ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 何人ト雖モ勞務供給契約ニ基キ工場又ハ事業場ニ於テ指定從業者ヲ使用スルコトヲ得ズ

第七條 職業紹介所長第五條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認めルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第八條 第五條ノ規定ニ違反シテ指定従業者ヲ雇入レタル者アルトキハ職業紹介所長ハ其ノ者ニ對シ其ノ指定従業者ヲ解雇スベキコトヲ命ズルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消ヲ爲シタルトキ亦同ジ

第九條 地方長官従業者ノ移動ヲ防止スル爲必要アリト認ムルトキハ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ指定技術者又ハ指定勞務者ヲ雇傭スル者ニ對シ指定従業者以外ノ従業者ノ雇入ノ方法ニ關シ制限ヲ爲スコトヲ得

第十條 何人ト雖モ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第五條又ハ第六條ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ指定従業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係人ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十二條 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ指定従業者ノ雇入又ハ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ指定従業者ヲ雇入レ若ハ雇入レントスル者又ハ使用シ若ハ使用セントスル者ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十三條 第三條乃至第五條、第七條、第十條及第十一條ノ規定ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ指定従業者ヲ吏員トシテ採用スル場合ニ之ヲ準用ス

第十四條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル従業者ノ雇入又ハ使用ニハ之ヲ適用セズ

第十五條 本令ハ學校卒業者使用制限令及青少年雇入制限令ノ適用ヲ妨グズ

第十六條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ職業

紹介所トアルハ朝鮮ニ在リテハ國トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

本令中職業紹介所ニ關スル規定ハ臺灣及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

附則
本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十二月五日ヨリ之ヲ施行ス

從業者雇入制限令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

本令施行ノ際現ニ從業者雇入制限令第一條第二號又ハ第四號ニ該當スル者ニシテ本令施行前ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シタルモノハ其ノ雇傭セラレタル場所ガ第二條第一號ノ事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ該當スル場合又ハ其ノ者ガ指定技術者ニ該當スル場合ニ於テハ從業者雇入制限令第二條第二號ノ學校卒業者ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ雇傭終了後一年間、其ノ他ノ者ニ在リテハ其ノ雇傭終了後六月間之ヲ本令ノ規定ニ依ル指定従業者ト看做ス

生活必需品統制令 (昭和十六年四月一日) 勅令第三百六十二號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第八條ノ規定ニ基ク生活必需品ニ關スル統制及其ノ統制事務ニ付テノ國家總動員法第五條ノ規定ニ基ク協力命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

注意 本令ハ昭和十六年勅令第三百三十一號（物資統制令）ニ依リ廢止ス

第二條 本令ヲ適用スベキ生活必需物資ノ種類ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産(加工ヲ含ム以下同ジ)ヲ業トスル者又ハ其ノ團體ニ對シ生活必需物資ノ生産ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ一般的ニ制限ヲ爲スコトヲ得

第四條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者若ハ此等ノ者ノ團體又ハ業務ニ關シ若ハ轉賣ノ目的ヲ以テ生活必需物資ヲ所有スル者ニ對シ讓渡ノ時期、相手方其ノ必要ナル事項ヲ指定シテ之ガ讓渡ヲ命ズルコトヲ得

第五條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸入業者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ生活必需物資ノ讓渡ニ關シ一般ニ數量、時期、方法、相手方、配給區域其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生活必需物資ノ讓受ニ關シ一般ニ數量、時期、方法、相手方其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ生活必需物資ノ寄託、保有、質入其ノ他ノ處分又ハ移動ニ關シ一般ニ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 主務大臣ハ物品ノ保管ヲ業トスル者ニ對シ生活必需物資ノ保管ニ關シ一般ニ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第九條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他配給ヲ業トスル者、輸入業者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ生活必需物資ノ生産又ハ配給ニ關シ事業計畫ノ設定又ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他配給ヲ業トスル者、物品ノ保管ヲ業トスル者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ生活必需物資ノ生産、販賣其ノ他配給、購買又ハ保管ニ關シ帳簿ヲ備ヘ必要ナル事項ノ記載ヲ爲サシムルコトヲ得

コトヲ得

第十一條 主務大臣ハ生活必需物資ノ使用又ハ消費ヲ爲ス者ニ對シ生活必需物資ノ使用又ハ消費ニ關シ一般ニ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第十二條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ左ノ各號ノ處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

- 一 第三條ノ規定ニ依ル生産ノ命令
- 二 第四條ノ規定ニ依ル讓渡ノ命令

損失補償請求ノ時期其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 主務大臣ハ個人及法人其ノ他ノ團體ヲシテ本令ニ依ル生活必需物資ノ統制上必要ナル事務ニ協力セシムルコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係者ヨリ生活必需物資ニ關スル統制又ハ其ノ統制事務ニ付テノ協力ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ生活必需物資、書類、帳簿等ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十五條 主務大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)ニ委任スルコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要アリト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ本令ニ依ル生活必需物資ニ關スル統制ノ實施上必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ事務ニ關スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得


第十七條 内地ニ於テ本令中第八條ノ規定ノ施行及之ニ必要アル他ノ規定ノ施行ニ關スル主務大臣ハ物品ノ保管ヲ業トスル者ヲ其ノ業ニ關スル法令ニ依リ監督スル所管大臣アルトキハ當該所管大臣トス

第十八條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國家總動員法勅令解説 終

配給元	東京市神田區淡路町二	日本出版配給株式會社
發行所	東京市神田區小川町一丁目東京鋼業ビル	新紀元社
出文協承認あ170128 發行部數3,000部		印刷者 玄眞社
昭和十八年六月二十五日印 昭和十八年六月三十日發行	定價 五圓 特別行爲稅 二十五錢 相當額	實價 五圓二十五錢
著者 企畫院研究會	發行者 松川健文	印刷者 玄眞社
東京市神田區小川町一ノ一〇	東京市四谷區本村町四番地	
會員番號 一〇二五八 電話 神田四六七八 振替東京八三八七四番		

國防國家の綱領

企畫院研究會著

世界に於ける舊き秩序は今や凡ゆる地域と民族と文化の間に在りて權威を喪失し、新しき秩序により超克されんとしつゝある。舊秩序から新秩序へ！これこそ現下の世界情勢、就中、空陸を硝煙の裡にとちこめつゝある戦争の本質をなすものである。我が日本の東亞に於ける、而して世界に於ける重大なる地位とその使命も亦かゝる観点に立脚することによつてのみ、始めてその本質を正しく理解することが出来るのである。我が國がこの新秩序建設の戦ひに於て、その大いなる使命を完遂するための絶対不可缺の要件が、内に於ける國防國家體制の完備に外ならぬことはいふまでもない……………

第二次近衛内閣が、昭和十五年八月一日發表せる基本國策要綱は、その内容の實質に於て國防國家建設の要綱をなすものであり、爾來兩回に亘る政變を経過したが、その國策の方向は聊かも變更されるものでなく、東條内閣もこれを踏襲、その具體化推進に全力を傾注することとなつたのは周知の如くである。

而して本書の内容をなす基本國策要綱各項の詳細なる解説は、これを「國防國家の綱領」と名づくるに最も相應しきものと思考さるゝ次第である。本書の出版により、國防國家の觀念と理論が正しく一般に認識把握せらるゝ機縁となることを確信し、茲に本書を推奨する。

(昭和十六年十一月鈴木企畫院總裁の初版序文より)

